

令和２年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業



主要国・地域における貿易措置等の 国際ルール整合性に関する調査報告書

令和３年２月２６日

TMI 総合法律事務所

目次

1. 中国	2
2. 米国	42
3. ASEAN 諸国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム）	57
3-1. タイ	57
3-2. ベトナム	63
3-3. インドネシア	71
3-4. マレーシア	81
3-5. フィリピン	83
4. EU	86
5. 韓国	91
6. 台湾	93
7. 豪州	94
8. カナダ	95
9. ロシア	97
10. インド	100
11. ブラジル	112
12. トルコ	113
13. モンゴル	114

1. 中国

透明性、統一的行政、司法審査

(1) 中国の透明性、統一的行政、司法審査に関する分野について、現在報告書で記載されている関連規制に変更があれば、その内容を調査・報告ください。また、可能な範囲で、上記の分野における特筆すべき新たな動向などあれば、調査・報告ください。

1. 情報公開に関する法律法規

(1) 「2020年度政務公開工作要点に関する通知」(国務院 国弁発〔2020〕17号)¹

2020年6月21日に、国務院弁公庁は、「2020年度政務公開工作要点に関する通知」を公布した。「政府情報公開条例」の執行にあたって、政務情報の公開の強化等を求められ、その主な内容は以下のとおりである。

- ・ 市場監督管理規則及び基準の公開の品質を高める。
具体的には、市場主体に対し、市場監督管理規則及び基準を全面的に公開することにより、市場監督管理の公正性を確保する。また、各部門の窓口のサービスを強化し、市場主体に対し、更なる正確かつ便利な政策コンサルティングを提供する。
- ・ 政務サービスの透明度及び便宜性を高める。
業務プロセスを最適化し、インターネット等の技術手段をもって業務手続の進展状況を把握できるようにし、業務のネット化、透明化を最大限実現する。
- ・ 突発事件の対応のために、公共衛生情報の公開を強化する。
- ・ 政府情報公開条例の執行を強化し、2020年度末までに、各政府及びその各部門は、政府情報公開プラットフォームの設置を完成し、法定の自主公開内容を全て公開する。
- ・ 公共事業・組織の情報公開制度を確立し、健全化する。
- ・ 各政府部門の政府情報公開主管部門及び責任者を確定し、研修、評価を強化する。

(2) 司法公開²

2020年最高人民法院業務報告及び中国最高人民法院の関連サイトの情報によれば、2020年4月まで、「中国裁判文書ネット」(9195万件を掲載)、「中国法廷審理公開ネット」(法定審理のライブ中継映像約696万件を公開)、「中国審判フロー情報公開ネット」(法廷経過に関する情報を15億件公開)、「中国執行情報公開ネット」(2020年12月11日時点で、強制執行の対象者約627万人を公表)、「全国企業破産再生案件情報ネット」(破産、強制清算案件約7万件を公表)などのウェブサイトを通じて情報を公開している。

2. 司法審査の強化

(1) 2017年改正「行政訴訟法」³

2017年6月27日に、「行政訴訟法」が更に改正され、2017年7月1日から施行されました。かかる改正により、以下の条項のみが増設され、その他の改正は行われていない。

「第25条では、第4項として、『人民検察院は、その職務を遂行する中で、生態環境・資源保護、食品・医薬品の安全、国有財産の保護、国有土地使用権の払下げ等の分野で監督・管理責任を有する行政機関が違法に権限を行使したり、行為を怠ったりして、国の利益または社会の公共の利益を侵害し

¹ 中国語：国务院办公厅关于印发2020年政务公开工作要点的通知（国办发〔2020〕17号）

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-07/03/content_5523911.htm)

² 中国語：2020年最高人民法院工作报告 (<https://www.chinacourt.org/index.php/article/detail/2020/05/id/5242568.shtml>); <http://www.china-cer.com.cn/guwen/202006025549.html>)

³ 中国語：行政訴訟法 (http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-06/29/content_2024894.htm)

ていることを発見した場合、行政機関に検察勧告を提出し、法に基づいてその職務を遂行するように促さなければならない。行政機関が法律に基づいて職務を遂行しない場合、人民検察院は、法律に基づいて人民法院に訴訟を提起する。』」

(2) 2017年改正「行政再議法」⁴

2017年9月1日に、「行政再議法」が更に改正され、2018年1月1日から施行された。かかる改正により、以下の条項のみが増設され、その他の改正は行われていない。

「第3条に第2項として、『初めて行政審査に従事する行政機関の職員は、法律業務資格統一国家試験により法律業務資格を取得しなければならない』と新設する。」

3. 外国投資家の投資の透明性に関する法律法規

(1) 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」2020年版⁵

ア 概要

- 中国の外資規制については、かつては、商務部と国家発展改革委員会が「外商投資産業指導目録」を数年に一度出しており、それには、奨励類、制限類、禁止類が含まれていた。
- 2017年版の「外商投資産業指導目録」において、制限類と禁止類が「外商投資参入特別管理措置」というネガティブリストに整理された。当該ネガティブリストでは、制限類が35個、禁止類が28個あった。
- その後、毎年、ネガティブリストの更新があり、2019年版においては、禁止・制限の合計数が40個まで削減されていた。
- 今回、6月23日付で公布された2020年版では、さらに合計数が33個にまで削減され、2020年7月23日から施行される。なお自由貿易試験区に適用されるネガティブリストも同時に公布され、合計数が2019年版の37個から30個へ削減された。

イ 2019年版からの修正表

2020年度版で追加・変更された記載を赤色下線部で、削除された記載を青色取消線で次の通り示す。

No.	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦の新品種の選択育成と種子の生産は中国側が34%を下回らないこと。 トウモロコシの新品種の選択育成と種子の生産は中国側がマジョリティ。
2	中国に稀有・特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業水産業の優良遺伝子を含む）への投資は禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択育成及びその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資は禁止。
4	中国管轄海域及び内陸水域での漁獲への投資禁止。
二. 採鉱業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘及び選鉱への投資禁止。
三. 製造業	
6	出版物の印刷は中国側がマジョリティ。
7	放射性鉱物の精錬、加工、核燃料製造への投資禁止。
7	漢方煎じ薬の調製技術の応用並びに漢方製剤の秘伝処方製品製造への投資禁止。

⁴ 中国語：全国人民代表大会常务委员会关于修改<中华人民共和国法官法>等八部法律的决定
(<http://gongbao.court.gov.cn/Details/e92d998a9db5d8035cb2d18838ab64.html>)

⁵ 中国語：外商投資准入特別管理措施(负面清单) (2020年版)
(<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/P020200624549035288187.pdf>)

8	専用車、新エネルギー車、 <u>商用車</u> を除き、完成車製造の中国側の出資比率は 50%を下回らないこと。1社の外国企業は、同種の完成車を製造する合弁企業を2社まで設立可能。 (2020年に商用車製造の外資出資比率制限を撤廃する。 2022年に乗用車製造の外資出資比率制限及び1社の外資による、同種の完成車製造合弁企業を2社までとする制限を撤廃する。)
9	衛星テレビ放送の地上受信設備及びその主要部品の製造（への制限） ⁶ 。
四. 電力、熱エネルギー、ガス及び水の供給業	
10	原子力発電所の建設、経営は中国側がマジョリティ。
12	人口 50 万人以上の都市の給排水管網の建設、経営は中国側がマジョリティ。
五. 卸売・小売業	
11	タバコ製品 ⁷ の卸売、小売への投資禁止。
六. 交通運輸・倉庫・郵政業	
12	国内水上運輸は中国側がマジョリティ。
13	公共航空会社は中国側がマジョリティ、かつ1社の外資及びその関連会社の出資比率は25%を超えず、法定代表者は中国籍とする。ゼネラル・アビエーションの法定代表者は中国籍とし、農林漁業用のゼネラル・アビエーションは合弁に限り、その他のゼネラル・アビエーションは中国側がマジョリティ。
14	民間用空港の建設、経営は中国側が相対的マジョリティ。 <u>外資側は、管制塔の建設、運営には関与してはならない。</u>
18	航空管制への投資禁止。
15	郵便会社、信書の国内宅配業務への投資禁止。
七. 情報通信、ソフトウェア・技術サービス業	
16	電信会社について、中国の WTO 加盟時に開放を約した電信業務に限る。付加価値電信業務の外資出資比率は 50%を超えない（電子商務、国内多当事者間通信、データ保存・転送、コールセンターを除く）。基礎電信業務は中国側がマジョリティ。
17	インターネットニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネット文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆情報配信サービス（中国の WTO 加盟時に開放を約した内容を除く）への投資禁止。
八. 金融業	
22	証券会社の外資出資比率は 51%を超えない。証券投資ファンド管理会社の外資出資比率は 51%を超えない（2021年に外資出資比率制限を撤廃）。
23	先物取引会社の外資出資比率は 51%を超えない（2021年に外資出資比率制限を撤廃）。
24	生命保険会社の外資出資比率は 51%を超えない（2021年に外資出資比率制限を撤廃）。
八. リース・ビジネスサービス業	
18	中国法律事務（中国の法環境の影響に関する情報提供を除く）への投資禁止。国内の法律事務所のパートナーになることができない。
19	市場調査は合弁、 合作 に限る。ラジオ・テレビの視聴調査については中国側がマジョリティ。
20	社会調査への投資禁止。
九. 科学研究・技術サービス業	
21	ヒト幹細胞、遺伝子診断・治療技術の開発と応用への投資禁止。
22	人文社会科学機関への投資禁止。

⁶ 原文の規定において、禁止という文言はなく、具体的な制限規定もない。ただ、2017年版のネガティブリストでは、制限類に分類されていたため、制限を課すという意味であると理解できる。

⁷ タバコの葉、紙巻タバコ、再乾燥したタバコの葉を含むとされる。

<u>23</u>	地上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区画境界線測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省レベル以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域性の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質遠隔探査等の調査への投資禁止。 <u>(鉱業権者が鉱業権の範囲内で実施する業務については、特別管理措置の制限を受けない。)</u> 。
<u>十. 教育</u>	
<u>24</u>	就学前教育、普通高校及び高等教育機関は中外合作に限り、かつ中国側が主導する（校長又は主要な管理責任者は中国国籍を有するものとし、理事会・董事会・連合管理委員会の中国側構成員は2分の1を下回らないこと）。
<u>25</u>	義務教育機関、宗教教育機関への投資禁止。
<u>十一. 衛生・社会事業</u>	
<u>26</u>	医療機関は合弁・ 合作 に限る。
<u>十二. 文化・体育・娯楽業</u>	
<u>27</u>	報道機関（通信社を含むがそれに限らない）への投資禁止。
<u>28</u>	書籍、新聞、定期刊行物、AV製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資禁止。
<u>29</u>	各レベルのラジオ局、テレビ局、ラジオ・テレビチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）への投資禁止。ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務及び衛星放送地上受信設備の設置サービスへの従事禁止。
<u>30</u>	ラジオ・テレビ番組の制作・運営（輸入業務を含む）を行う会社への投資禁止。
<u>31</u>	映画の制作会社、配給会社、上映会社及び映画輸入業務への投資禁止。
<u>32</u>	文化財のオークション会社、文化財商店及び国有文化財博物館への投資禁止。
<u>33</u>	文芸公演団体への投資禁止。

(2) 「自由貿易試験区の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（2020年版）⁸

「自由貿易試験区の外商投資ネガティブリスト」も2020年に更改されている（2020年6月23日公布、同年7月323日施行）。2020年版は2019年版と比較し、対象項目が37項目から30項目に減少した。

2020年度版で追加・変更された記載を赤色下線部で、削除された記載を青色取消線で次の通り示す。

No.	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業および漁業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選抜育種および種子の生産は、中国側の持分割合が <u>34%</u> を下回ってはならない。
2	中国で希少なものや中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
二. 採鉱業	

⁸ 中国語：自由貿易試験区外商投資准入特別管理措施(负面清单)（2020年版）
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231939.html

4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。（許可を得ず、レアアースの鉱区に立ち入り鉱山地質に関する資料、鉱石サンプルおよび生産工程技術を取得してはならない。）
三．製造業	
5	漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用および漢方薬剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
5	専用車、新エネルギー車、 商用車 を除いて、完成車製造における中国側の持分割合は50%を下回ってはならず、同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができる。（ 2020年には商用車を製造する外資持分割合の制限を廃止する。 2022年には乗用車を製造する外資持分比率の制限、および同一の外国投資者は同類の完成車製品を生産する合弁企業を2社まで中国国内で設立することができるとの制限を廃止する。）
6	衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産。
四．電力、熱エネルギー、ガスおよび水の生産・供給業	
7	原子力発電所の建設および経営は、中国側の持分支配とする。
9	人口が50万人を超える都市における給排水パイプ網の建設および経営は中国側の持分支配とする。
五．卸売および小売業	
8	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
六．交通輸送、倉庫保管および郵政業	
9	国内水上輸送業者は中国側の持分支配とする。（かつ、中国籍船舶又は船腹を経営または賃借する等の方式により、形を変えて国内水上輸送業務及びその補助業務を経営してはならない。水上輸送経営者は、外国籍船舶を使用して国内水上輸送の業務を経営してはならないが、中国政府の認可を受け、国内で申請する輸送上の要求を満たしていない中国籍船舶で、船舶が停泊する港または水域が、対外開放された港もしくは水域である場合は、水上輸送経営者は中国政府の規定する期間または航行の範囲において、一時的に外国籍船舶を用いて中国の港間の海上輸送及び曳航を経営することができる。）
10	公共航空輸送業者は中国側の持分支配とし、かつ外国投資者およびその関連会社による投資割合は25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。（中国の公共航空輸送業者に限り、国内航空サービスを営営することができるが、かつ中国の指定キャリアーとして定期および不定期の国際航空サービスを提供することができる。）。 汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保有者でなければならない、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は中国側の持分支配に限る。（国内航空サービスを営営できるのは中国の公共航空運送企業のみ、かつ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する。）
13	汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保有者でなければならない、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は中国側の持分支配に限る。
11	民間空港の建設、経営は中国側が相対的マジョリティ。 <u>外資側は、管制塔の建設、運営には関与してはならない。</u>
15	航空交通管制への投資を禁止する。
12	郵政事業者（および郵政サービスの経営）、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
七．情報伝達、ソフトウェアおよびITサービス業	
13	電気通信業者：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電気通信業務の範囲に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が50%を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は中国側の持分支配とする（かつ、経営者は法により設立された基礎電気通信業務に従事する専門業者でなけ

	ればならない)。上海自由貿易試験区のもとの区域（28.8 平方キロメートル）の試験運用政策を、全自由貿易試験区に拡大し、実施適用する。
14	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス（これらのサービスのうち、中国が WTO 加盟時に開放を承諾したものを除く）への投資を禁止する。
八、金融業	
19	証券会社の外資持分割合は 51%を超えず、証券投資基金管理業者の外資持分割合は 51%を超えないものとする。
20	先物取引業者の外資持分割合は 51%を超えないものとする。
24	生命保険会社の外資持分割合は 51%を超えないものとする。
九、リースおよびビジネスサービス業	
15	中国の法律にかかる事務（中国の法的環境への影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。（外国の法律事務所は、代表機関の形をとって中国に進出することのみを認め、かつ中国の公認弁護士を雇用することはできず、雇用する補助人員は当事者のために法律業務を提供してはならない。中国において代表機関を設立したり、代表を派遣して駐在させるにあたっては、中国の司法行政機関による許可を取得しなければならない。）
16	市場調査は合弁、 合作 に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。
17	社会調査への投資を禁止する。
十、科学研究および技術サービス業	
18	人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
19	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
20	大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図およびナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。 （鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて業務を展開する場合この特別管理措置に制限されない）
十一、教育	
21	就学前教育機関、普通後期中等教育機関および高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導〔校長または主な事務責任者が中国国籍保有者（かつ中国国内に定住している者）で、理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合が 1/2 を下回らない〕とする。（外国の教育機関、その他の組織または個人は、単独で中国公民を主な対象として募集する学校およびその他の教育機関（非学制類の職業技能研修機関 職業研修機構、学制類職業教育機構 は含まない）を設立してはならないが、 外国の教育機関が中国の教育機関と合作して中国国籍者を主な対象として募集する教育機関を運営することは認める。 外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる。
22	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十二、衛生および社会サービス	
23	医療機関は合弁、 合作 に限る。
十三、文化、スポーツおよび娯楽産業	

24	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止する。（外国の報道機関が中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に記者を派遣して常駐させる場合、中国政府の認可を取得しなければならない。外国の通信社が中国国内で報道のサービス業務を提供するには、中国政府による審査認可を取得しなければならない。中国と外国の報道機関が業務提携する場合は、中国側主導とし、かつ中国政府の認可を取得しなければならない。）
25	書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（ただし、中国政府の認可を取得し、提携における中国側の経営主導権およびコンテンツの最終審査権を確保し、中国政府による認可回答のその他の条件を遵守することを前提に、中国と外国が提携する出版業者は、報道出版について中国と外国による提携により出版事業を行うことができる。中国政府の認可を取得せずに、中国国内で金融情報サービスを提供することは禁止する。）
26	各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務への従事を禁止する。（国外の衛星チャンネルの受信には審査認可制度を実行する。）
27	ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む）事業者への投資を禁止する。〔国外の映画・テレビドラマの輸入および衛星伝送方式によるその他の国外テレビ番組の国内への持込みは、ラジオ・テレビ総局の指定する事業者により申請する。中国と外国の提携によるテレビドラマ（テレビアニメ作品を含む）の制作には許可制度を実行する。〕
28	映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者および映画の輸入業務への投資を禁止する。（ただし認可を取得したものについては、中国と外国の企業が提携して映画を撮影・制作することを認める。）
29	文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店および国有の文物を扱う博物館への投資を禁止する。（移動を禁ずる文物および国が国外への持出しを禁止している文物の譲渡、抵当権の設定、外国人への賃貸を禁止する。非物質文化遺産調査機関を設立・経営することを禁止する。国外の組織又は個人が中国国内で非物質文化遺産調査及び考古調査、探査、発掘するにあたっては、中国との提携の形式をとり、特別審査認可を受けて許可を取得しなければならない。）
30	文芸公演団体は、中国側の持分支配とする。

(3) 「外商投資安全審査弁法」⁹

2020年12月19日に、中国国家発展改革委員会と商務部は、2020年1月1日から施行した「外商投資法」に定めた安全審査制度の具体的な運用方法について、「外商投資安全審査弁法」を公布した。2021年1月18日に施行される。

ア 背景

2019年に成立された「外商投資法」及びその施行条例では、国は外商投資の安全審査制度を確立し、国家の安全に影響を与え、又は影響を与える可能性のある外商投資について、安全保障審査を行うと規定している。外商投資企業、外国企業団体等は、外国投資安全審査制度がどのように実施され

⁹ 中国語：外商投資安全審査弁法 (<https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202012/P020201219582032130362.pdf>; https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/xwfb/202012/t20201219_1255024.html)

るのかを非常に注目しており、法律に則った投資判断ができるよう、外国投資安全審査に関する具体的な規定が制定されることを期待している。

また、外商投資安全審査は、経済的利益のバランスをとり、国家安全保障を守る上で重要な役割を果たしており、世界の主要国・地域では外商投資安全審査制度が相次いで導入・改善されている。

このような背景から、国家発展改革委員会と商務部は、2011年以降の中国における外商投資安全審査の実務を踏まえ、国務院に「安全保障審査弁法」を策定し、導入することを承認するよう提出した。

イ 主な内容

同弁法は計 23 条で、審査を適用する外商投資の範囲、審査機関、審査範囲、審査手続等を規定しており、審査業務の規範性や正確性、透明度をさらに高め、外国投資活動を促進するとともに、国の安全リスクを予防し、解消することを目的としている。その主な内容は、以下のとおりである。

① 外商投資審査体制の構築

国は、外商投資安全審査業務体制を構築し、外商投資の安全審査業務の組織、協調、指導を担当する（第 3 条）。

② 外商投資安全審査範囲

下記範囲の外商投資には、外国投資者又は国内の関連当事者（以下「当事者」という）が投資実施前に政府の審査部門に申告しなければならない（第 4 条）。

a. 軍事工業、軍事工業付属等の国防安全に関連する分野への投資、並びに軍事施設及び軍事工業施設の周辺地域での投資。

b. 国家安全に関連する重要な農産物、重要なエネルギー及び資源、重大な装備製造、重要な基礎インフラ、重要な運輸サービス、重要な文化製品・サービス、重要な情報技術・インターネット製品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術及びその他の重要な分野に投資し、かつ、その投資する企業の実質的支配権を取得すること。

③ 外商投資安全審査の申告

当事者は、投資する前に、審査範囲に属する投資について、政府の審査部門に申告する。申告しない場合、政府の審査部門は期限限って進行するよう求めることができる。

④ 外商投資安全審査の手続及び審査期限

・ 初歩審査

政府の審査部門は、同弁法の規定に合致する資料を受け入れる日から 15 営業日以内に、申告された外商投資に対して安全審査を行う必要があるか否かという決定を下す。政府の審査部門が決定を下す前に、当事者が投資を実施してはならない。安全審査を行う必要がないという決定を下す場合、当事者が投資を実施することができる。

・ 一般審査

政府の審査部門は、申告された外商投資に対して安全審査を行うことを決定する場合、決定の日から 30 営業日以内に一般審査を完成しなければならない。審査期間において、当事者が投資を実施してはならない。一般審査を経て、申告された外商投資が国家安全に影響しないことを認定する場合、安全審査通過の決定を下しななければならない。国家安全に影響し、又はその恐れがあることを認定する場合、政府の審査部門が特別審査を開始する決定を下しななければならない。申告の外商投資が国家安全に影響しない場合、安全審査通過の決定を下しななければならない。

・ 特別審査

特別審査において、申告された外商投資が国家安全に影響する場合、投資禁止の決定を下す。条件を付加することを通じて国家安全に対する影響を消除し、かつ、当事者が書面により付加条件を受け入れることを承諾する場合、条件付加で安全審査通過の決定を下し、決定の中に付加条件を明

記し、当事者は、かかる附加条件に基づき、投資を実施する。特別審査期限は 60 日とされ、特別な状況がある場合、延長することができる。

・ 罰則規定

申告拒否、虚偽な記載、附加条件の不履行等の違反については、一定期間内に出資持分又は資産の処分を命じることができ、また、当事者の不良信用記録を国の信用情報システムに組み込まれ、国の関連規定に基づいて懲戒処分を行うことができる。

(4) 「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法」（商務部令〔2021〕第1号）¹⁰

同弁法は計 16 条であり、その主な内容は、以下のとおりである。

① 目的

外国の法律及び措置の不当な域外適用による中国への影響を阻止し、国の主権、安全、発展及び中国の公民、法人又はその他組織等の適法な権益を保護するため、「国家安全法」に基づき制定する。

② 適用範囲

本弁法は、外国の法律及び措置が国際法及び国際関係基本原則に違反して、中国の公民、法人又はその他組織と第三国（地区）及びその公民、法人又はその他組織との正常な経済貿易及びその関連活動を不当に禁止したり、制限したりする状況に対して適用する。

③ 状況報告

中国の公民、法人又はその他組織と第三国（地区）は、第三国（地区）及びその公民、法人又はその他組織との正常な経済貿易及びその関連活動について、外国の法律及び措置により、禁止又は制限を受けた場合、30 日以内に国务院の商務主管部門に報告しなければならない。

④ 不当な域外適用の評価

政府当局は、以下の要素を総合的に考慮し、不当な域外適用が存在しているか否かを評価する。

- ・ 外国の法律及び措置が国際法及び国際関係基本原則に違反しているか否か
- ・ 国の主権、安全、発展の利益に対する影響
- ・ 中国の公民、法人又はその他組織の適法な権益に対する影響
- ・ その他考慮すべき要素

⑤ 禁止令の発行

不当な域外適用の存在を確認した場合、国务院の商務主管部門は、当該外国の法律及び措置の不承認、不執行、不遵守の禁止令を発することができる。

⑥ 禁止令の適用免除申請

中国の公民、法人又はその他組織は、国务院の商務主管部門に対し、禁止令の遵守の適用免除を申請することができる、

⑦ 損害賠償請求

当事者が禁止令範囲内の外国の法律及び措置を遵守し、中国の公民、法人又はその他の組織の適法な権益を侵害した場合、中国の公民、法人又はその他の組織は、人民法院に訴えを提起し、当該当事者に対し、損害賠償を求めることができる。但し、当該当事者は、提要免除を受けた場合、その限りではない。

⑧ 政府支援

中国の公民、法人又はその他の組織は、禁止令に基づき、関係する外国法律及び措置を遵守しないことにより、重大な損失を受けた場合、政府の関係部門は、状況に応じて支援することができる。

¹⁰ 中国語: 阻断外国法律与措施不当域外适用办法 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202101/20210103029710.shtml>)

⑨ 反対措置

外国法律及び措置の不当な域外適用について、中国政府は、実際の情况及び必要性に応じて、必要な反対措置を取ることができる。

⑩ 罰則

中国の公民、法人又はその他の組織は、規定に基づき関連状況を事実どおりに報告せず、又は禁止令を遵守しない場合、商務主管部門は、警告をし、期間を限り是正を命じ、かつ、処罰を処することができる。

輸出制限措置

(1) ①輸出管理法、②信頼できないエンティティ・リストについて、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 「輸出管理法」¹¹

- ・ 輸出管理法第3次草案は、2020年10月17日、中国全人代常務委員会で可決成立となり、2020年12月1日から施行された。
- ・ 同法は2016年に立法が計画され、2017年6月16日第1次草案が公表され、パブリックコメントの公募が行われていた。その後2019年12月28日及び2020年6月28日、それぞれ全人代常委会によって第1次草案と第2次草案が審議され、同年10月13日に第3次草案が審議された。このように、急速に立法作業が進められた背景には、米中貿易摩擦の白熱化が指摘されている。

(1) 規制対象

- ・ ①同法の規制対象品目となる管制物品は、デュアルユース品目、軍用品、核及びその他の国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目である（2条）。管理品目には、品目に関わる技術資料等のデータが含まれる（同条2項）。
- ・ 国家輸出管制管理部門は、同法に基づく管理品目の輸出管理リストの制定を予定している（5条1項、9条1項）。2020年12月2日、2020年1月1日施行となった「暗号法」28条に規定する「商用暗号輸入許可リスト¹²」、「商用暗号輸出規制リスト¹³」及びこれらに関連する「商用暗号輸出入許可プロセス¹⁴」が公表された。これらの根拠法令には、「暗号法」のほか、「輸出管理法」及び「税関法」も挙げられており、「商用暗号輸出規制リスト」に、「輸出管理法」が適用されると思われる。同リストに、暗号機能が搭載されたセキュリティ IC チップ、暗号カード、各種暗号設備など及びこれらを生産するための設備、ソフトウェア、技術等が掲載されている。
- ・ また、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づき、国家輸出管制管理部門は上記輸出管理リスト以外の貨物、技術及びサービスについて、臨時管理品目の制定をすることができる（9条2項）。
- ・ 輸出管理リスト、臨時管理品目及び関連する貨物、技術及びサービスの輸出には、許可制が必要であり、国家輸出管制管理部門に対して輸出許可を申請しなければならない（12条）。
- ・ ②上記規制対象品目のほか、同法は輸入業者とエンドユーザーに対する規制リストの制定につき規定している（18条）。国家輸出管制管理部門は、同条の規定に違反する輸入業者とエンドユーザーに対する輸出を禁止・制限するなどの措置を執ることができる。

¹¹ 中国語：出口管制法

¹² 中国語：商用密码进口许可清单

¹³ 中国語：商用密码出口管制清单

¹⁴ 中国語：商用密码进出口许可程序

(2) 規制行為

- ・ 同法の規制対象となる行為には、①国国内から国外に管理品目を移動する行為及び②中国の公民、法人及び非法人組織が外国の組織及び個人に管理品目を提供する行為が含まれる（2条3項）。また、管理品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出又は保税區、輸出加工區等の海關（税關）の特殊管理区域や輸出管理倉庫、保税物流センター等の保税管理場所から国外への輸出も規制対象となる行為である（45条）。同条に規定する「再輸出」の定義は、本法では必ずしも明確とされておらず、今後制定される下位規則によって詳細が規定されることが考えられる。

(3) 罰則等

- ・ 同法 33 条から 44 条は、輸出管理規制に違反した場合の罰則等を規定している。罰金、営業停止、輸出許可の取り消し、5 年以内又は永続的な輸出禁止、さらに刑事罰が規定されている。
- ・ 同法 44 条は、中国国外の組織及び個人が、本法の輸出管制管理に関わる規定に違反し、中国の国家安全及び利益に危害を及ぼし、拡散防止等の国際義務の履行を妨害した場合は、法に基づいて処理し、かつその法的責任を追及すると規定している。域外適用に関する詳細については、今後下位規則の制定内容に委ねられている。

2. 「信頼できないエンティティ・リスト」¹⁵

- ・ 商務部 2020 年 9 月 19 日公布、施行
- ・ 2019 年 5 月 16 日、米国商務部がエンティティ・リストを公表したことを受け、中国商務部は同年 5 月 31 日、中国政府が「信頼できないエンティティ・リスト」を構築する方針を明らかにした。2020 年 9 月 19 日、商務部は中国の国家主権や中国企業の利益を損なうと判断した外国企業をリスト化し、輸出入や投資を禁止・制限する「信頼できないエンティティ・リストに関する規定」（以下「本規定」という。）を公表し、同日施行となった。なお、今回、本規定が制定・施行されたが、「信頼できないエンティティ・リスト」自体については、まだ公布されていない。

本規定は全14条からなり、信頼できないエンティティの対象、リストへの掲載の際の考慮要素、掲載手続、リストに掲載された場合の制裁処置、リストからの移出等を規定している。

① 信頼できないエンティティの対象（2条）。

- ・ 中国の国家主権・安全・発展利益に危害を与えるもの
- ・ 正常な市場取引原則に違反し、中国の企業・組織・個人との正常な取引を中断し、又は、中国の企業・組織・個人に対して差別的な措置を講じて、中国の企業・組織・個人の適法な利益を著しく害するもの

② リストへの掲載

実務機構は、関連する外国エンティティの行為に対して調査等を行い（6条1項）、以下の要素を総合的に考慮し、エンティティ・リストに加えるか否かの決定を行い、且つ公布する（7条）。また、行為の事実が明らかな場合、実務機構は、直接以下の要素を総合的に考慮し、リストへの掲載を決定できる（8条）。

- ・ 中国の国家主権・安全・発展利益に与える危害の程度
- ・ 中国の企業・組織・個人の適法な利益に与える損害の程度
- ・ 国際的に通用する経済貿易原則に合致するかどうか
- ・ その他考慮すべき要素

③ リストへ掲載された場合の制裁措置（10条）

信頼できないエンティティ・リストに加えられた外国エンティティについて、実務機構は以下の一つまたは複数の処置を取り、かつ公告することができる。

¹⁵ 中国語：不可靠实体清单规定

- ・ 中国に関する輸出入活動への禁止又は制限
- ・ 中国国内投資への禁止又は制限
- ・ 関係する人員や交通手段の入国の禁止又は制限
- ・ 関係する人員の中国国内における就業許可、居留資格の制限又は取消
- ・ 情状の軽重に応じた金額の過料
- ・ その他必要な措置

④ リストからの移出 (13条1項)

実務機構は実際の状況に応じ、関連する外国エンティティを信頼できないエンティティ・リストから移出する決定を下すことができる。関連する外国エンティティが公告に明記された是正期限内にその行為を是正し、かつ不利な結果を除去するような措置を執る場合、実務機構は決定をし、信頼できないエンティティ・リストから移出しなければならない。

3. 輸出管理法と信頼できないエンティティ・リストとの関係

輸出管理法における規制リストと信頼できないエンティティ・リストは、中国国家の安全と利益に危害を及ぼす可能性を考慮要素として作成されているため、規制が一部重複する可能性がある。もっとも、輸出管理法は主に規制対象品目に着目しているのに対して、信頼できないエンティティ・リストはエンティティベースに規制を行っている。信頼できないエンティティ・リストに掲載されたエンティティに対しては、輸出入が制限されるのみならず、中国国内での投資、人員等の入国も制限されるため、輸出管理法より広範な影響が生じるものと予想される。

4. 「商務部、国家暗号管理局、税関総署による商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する公告」¹⁶

商務部、国家暗号管理局、税関総署 2020年11月26日公布、2021年1月1日施行

ア 背景

中国における商用暗号の管理は、主に1999年に施行された商用暗号管理条例¹⁷に基づいて行われてきたが、2019年10月26日に中華人民共和国暗号法¹⁸が可決され、暗号管理の分野で初めての包括的な法律として2020年1月1日より施行されている。また、2020年8月20日に国家暗号管理局が商用暗号管理条例（意見募集稿）¹⁹を公布し、11月26日に商務部、国家暗号管理局、税関総署が商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する公告（以下「本公告」という）を共同で公布した。

このように2019年以降、中国の立法機関では暗号管理の分野において集中的な立法、法改正が行われ、暗号製品の輸出入管理モデルがさらに明確化され、企業も新たなコンプライアンス対応が求められている。

また、暗号法第28条によると、国家安全、国家経済民生、社会公共利益に関連し、かつ暗号化保護機能を持つ商用暗号に対しては輸入許可制度を実施し、商用暗号輸入許可リストと商用暗号輸出管理リストを制定、公布するとされており、本公告に掲載された品目が上記の規定に基づき輸出入管理法令上の管理対象となる。本公告によると、商用暗号の輸出入要件は、両用品及び技術輸出入許可証管

¹⁶ 中国語：商務部、国家密码管理局、海关总署关于发布商用密码进口许可清单、出口管制清单和相关管理措施的公告

¹⁷ 中国語：商用密码管理条例

¹⁸ 中国語：密码法

¹⁹ 中国語：商用密码管理条例（征求意见稿）

理規則²⁰を参照して実行し²¹、商用暗号の輸出入、越境移転、輸送、外国と保税区、輸出加工区等の特別保税監督区域との間の出入りには輸出入許可が必要とされている。

上記を踏まえて、商用暗号輸入許可リスト、商用暗号輸出管理リスト及び関連管理措置に関する主な内容を以下のとおり整理する。

イ 主な内容

① 関連許可証の申請

- ・ 商用暗号輸入許可リスト（下記のウを参照されたい）に記載された品目及び技術を輸入する場合は、商務部に両用品、技術輸出入許可証を申請しなければならない。商用暗号輸出管理リスト（下記のエを参照されたい）に記載された品目及び技術を輸出する場合、商務部に両用品、技術輸出入許可証を申請しなければならない。

② 商用暗号の輸出入に関する監督管理

- ・ 商務部、暗号管理部门及び税関は法に基づいて、本公告に記載する品目及び技術の輸出入活動に対して監督・検査を実施する。商用暗号輸入許可及び輸出管理に係る規定に違反して商用暗号を輸出入するものは、商務部或いは海関（税関）が法に基づいて行政処罰を行う。犯罪を構成するものは、法に基づいて刑事責任を追及する。

ウ 商用暗号輸入許可リスト

1.暗号化電話
暗号技術を採用してデータ伝送に暗号化保護等の機能を実現した、暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化（共通鍵暗号系）アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む固定電話あるいは携帯電話。
2.暗号化ファクシミリ
暗号技術を採用してデータ伝送の暗号化保護等の機能を実現した、暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づいた非対称暗号化アルゴリズムを含むファクシミリ。
3.暗号化装置（暗号化カード）
暗号計算の実現を主要機能とする設備（暗号化カードを含む）で、かつ以下の2つの特徴を備えたもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 対称暗号化アルゴリズムで暗号・復号化速度が 10Gbps 以上。
4.暗号化 VPN 設備
IPSec/SSL VPN を主要機能とする設備で、かつ以下の2つの特徴を備えているもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 暗号化通信速度が 10Gbps 以上。

エ 商用暗号輸出管理リスト

1.システム、設備と部品
1.1 セキュリティチップ
一部あるいはすべてにおいて暗号計算、暗号鍵管理、乱数生成などの機能を実現する集積回路チップで、かつ以下の特徴の1つを持つもの。

²⁰ 中国語：两用物项和技术进出口许可证管理办法

²¹ 両用品（两用物項）とは、民間用にも軍事用にも利用することが可能な物品をいう。

(1) 電力、税務、公安、金融などの分野専用の暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズムあるいは暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズムあるいは暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含み、かつ対称暗号化アルゴリズムの暗号・復号化速度が 10Gbps 以上あるいは非対称暗号化アルゴリズムの署名速度が 50,000 回/秒以上。
1.2 暗号化装置（暗号化カード）
暗号計算の実現を主要機能とする設備（暗号化カードを含む）で、かつ以下の 2 つの特徴を持つもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズムあるいは暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 対称暗号化アルゴリズムの暗号・復号化速度が 10Gbps 以上又は非対称暗号化アルゴリズムの署名速度が 50,000 回/秒以上。
1.3 暗号化 VPN 設備
IPSec/SSL VPN を主要機能とする設備で、かつ以下の 2 つの特徴を備えているもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) 暗号化通信速度が 10Gbps 以上。
1.4 暗号鍵管理製品
対称暗号鍵又は非対称暗号鍵の生成、配送、保存等の管理機能に用いるサーバ設備で、かつ以下の 2 つの特徴を備えているもの。 (1) 暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む。 (2) サポート管理対象数が 10,000 以上。
1.5 暗号専用設備
電力、税務、公安、金融等の分野専用の暗号鍵の鍵長 64bit 以上の対称暗号化アルゴリズム、暗号鍵の鍵長 768bit 以上の素因数分解に基づく非対称暗号化アルゴリズム又は暗号鍵の鍵長 128bit 以上の楕円曲線に基づく非対称暗号化アルゴリズムを含む設備。
1.6 量子暗号設備
量子力学と暗号学を基礎とし、量子技術を利用して暗号機能を実現した設備。
1.7 暗号分析設備
暗号化技術・製品あるいはシステムをクラッキング、弱体化、迂回するのに用いる分析設備。
2. 試験、検査と生産設備
2.1 暗号の研究・生産設備
専ら設計した上記 1.1 項から 1.7 項の研究又は生産に用いる設備。
2.2 暗号の試験検証設備
専ら設計した上記 1.1 項から 1.7 項の測定、試験、評価、検証に用いる設備。
3. ソフトウェア
専ら設計した、又は改良した上記 1.1 項から 2.2 項の研究・生産あるいは使用に用いるソフトウェア。
4. 技術
専ら設計した、又は改良した上記 1.1 項から 3 項の研究・生産あるいは使用に用いる技術。

オ 商用暗号輸出入許可を申請する必要な書類

経営者が本公告に記載された商用暗号の輸出入に従事する際、省級の商務主管部門を通じて商務部に両用品・技術輸出入許可申請表を記入したうえで提出し、かつ以下の文書を提出しなければならない。

- ・ 申請者の法定代表人、主要経営管理人員および担当者の身分証明書
- ・ 契約書あるいは合意書の副本
- ・ 商用暗号の技術説明
- ・ エンドユーザーと最終用途証明書
- ・ 商務部が提出することを規定したその他の文書

カ 商用暗号輸出入許可の申請手続

- ・ 商務部は上述の申請書類を受領した日より国家暗号管理局などの関係部門と共同で審査を行い、法定の期限内に許可あるいは不許可を決定しなければならない。申請で審査を経て許可されたものには、商務部が両用品・技術輸出入許可証を交付する。
- ・ 輸出入許可証の受領申請と発行の手順、特殊な状況の処理、文書資料の保存期限などは、「両用品及び技術輸出入許可証管理規則」の関連規定を参照して実行する。
- ・ 輸出入経営者は税関に両用品・技術輸出入許可証を提示し、税関法の規定に基づいて税関手続を行い、かつ税関の監督管理を受けなければならない。税関は商務部が発行した両用品・技術輸出入許可証にもとづいて通関手続を行う。

関税

（１）2020年度版不公正貿易報告書 P.21 の＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞につき、変更があれば報告ください。変更がない場合もその旨をご報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率をご報告ください。

2020年度版不公正貿易報告書 P.21 の＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率に変更はない。

1. 譲許品目の割合

2020年1月現在、WTOによれば中国の譲許品目の割合は全品目にわたり100%である。また、非農産品の平均譲許税率は9.1%、平均税率は10%であった²²。

2. 他の高関税の品目

2021年1月現在において、下の品目の最恵国税率は、以下のとおりである。²³

- ・ 写真用または映画用材料（HSコード：37類）最高35%²⁴
- ・ 自動車（HSコード：8703）15%
- ・ TV（HSコード：852872）15%
- ・ カラーモニター（HSコード：85285910）20%
- ・ オートバイ（HSコード：8711）最高45%
- ・ プロジェクター（HSコード：900850）最高12%

²² https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf（71頁）（2020年11月19日確認）

²³ 中華人民共和国輸出入税則（2020）（<http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/P020191230547817604455.pdf>）（2020年11月19日確認）

²⁴ 例えば、「37032010 未曝光的彩色摄影用感光纸及纸板」など。

2020年度、最恵国税率が25%を超える品目及びその税率は以下のとおりである。²⁵

なお、2020年12月21日に、「2021年関税調整方案」公表され、2021年1月1日から、883税目の商品の輸入暫定税率が実施され、2021年7月1日から、9税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消された。

税則税目	商品名 ²⁶	最 恵 国 税 率 (%)	2021 暫 定 税 率 (%) ²⁷
02021000	牛の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	25	
0210	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	25	
04100010	あなつばめの巣	25	
08022100	生鮮或いは乾燥した殻付きピタアーモンド	25	
08023100	生鮮のもの及び乾燥した殻付きくるみ	25	
08024	くり	25	20
08029020	生鮮或いは乾燥した銀杏	25	20
08029030	生鮮或いは乾燥した松の実	25	
08042000	生鮮或いは乾燥したいちじく	30	
08044000	生鮮或いは乾燥したアボカド	25	7
08059000	その他生鮮或いは乾燥したかんきつ系の果物	30	
08071100	生鮮すいか	25	
08072000	生鮮パパイヤ	25	
08091000	生鮮あんず	25	
08102000	生鮮ベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	25	
08103000	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	25	
08104000	生鮮クランベリー、ビルベリー	30	15
08109010	生鮮ライチ	30	
0811	冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	30	
08119090	冷凍アボカド	30	7
0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	最高 30	

²⁵ 中華人民共和国輸出入税則（2020）参照（<http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/P020191230547817604455.pdf>）（2020年11月19日確認）

²⁶ 商品名称の日本語訳は、平成29年度報告の表記を援用している。

²⁷ 輸入商品暫定税率表（2021）（<http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-12/23/5572511/files/f53e753a85804bc9ab4e6618dd47911e.pdf>）（2021年1月27日確認）

0813	乾燥果実（第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	最高 25	15
08140000	かんきつ系の果物及びメロンの皮	25	
09019020	コーヒーを含有するコーヒー代用物	30	
1001	小麦及びメスリン	65	
10059000	その他のとうもろこし	65	
1006	米	最高 65	
11010000	小麦粉及びメスリン粉	65	
11022000	とうもろこし粉	40	
11029021	長粒種の米粉	40	
11029029	その他の米粉	40	
11031100	小麦のミール及びペレット	65	
11031300	とうもろこしのミール及びペレット	65	
11032010	小麦ペレット	65	

11042300	その他加工したとうもろこし	65	
11042910	その他加工した小麦	65	
12077099	その他メロンの種	30	
12129996	ステビア葉	30	
12129999	生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したその他食用に供する他関税品目番号にされていない果実の核及び仁その他の植物性生産品	30	
15162000	インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化し植物性油脂及びその分別物（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く）	25	
1517	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	最高 30	
1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	50	
1702	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	最高 30	
20091200	冷凍してないもの（ブリックス値が 20 以下のものに限る。）	30	15
20091900	その他のオレンジジュース	30	15
2102	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	25	
22043000	その他のぶどう搾汁	30	

2205	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	65	14
2206	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	40	
2207	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかに問わない。）	最高 40	
2402	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	25	
2403	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキスを及びエッセンス	57	40
31021000	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	50	
31052000	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	50	
31053000	オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	50	
37032010	感光性の写真用の紙、板紙でロール状でない又は幅 610 ミリメートルのもの（露光してないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	35	
37039010	感光性の写真用の紙、板紙ロール状でない又は幅 610 ミリメートルのもの（露光してないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）幅 610 mm	35	
40117090	農業用又は林業用の車両及び機械に使用するゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。ヘリンボーントレッドパターンを除く）	25	
40118091	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用するヘリンボーントレッドパターンを除くゴム製の空気タイヤ又は類似トレッドパターンのゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。リム径が 61 センチメートル以下。）	25	
40118092	リム径が 24 インチ（60.96 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	17
40119090	リム径が 30 インチ（76.2 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	17
40122010	自動車用ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
40122090	その他用途のゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
5101	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	38	
51031010	羊毛のノイル	38	
5105	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	38	
52010000	未梳綿花	40	

52030000	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	40	
84082090	出力が 132.39km 未満の乗用車ディーゼルエンジン	25	20
8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	最高 45	

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019 年 12 月 1 日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

新型コロナウイルスの影響拡大後（2019 年 12 月 1 日以降）、税関は、以下の対応措置を実施した。

1. 新型コロナ防疫物資の輸入税免除措置

- 目的
ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）
- 免税対象品目
寄附物質である医療医薬品、医療器械、生活必需品、食品及び飲料水等、病状の拡大防止に用いる試薬、消毒物品、防衛用品、救急車、感染予防車、消毒用車、応急指揮車。感染予防物資には、医療用マスク、防護服、医療用ゴーグル、医療用ゴム手袋等が含まれます。
- 免税対象税項目
輸入関税、輸入関税増徴税、消費税
- 実施期間
2020 年 9 月 30 日まで
- 法定根拠
新型コロナウイルス感染症の予防に係る輸入物資免税政策の公告（財政部、税関総署、税務総局公告 2020 年第 6 号）²⁸

2. 新型コロナウイルス不可抗力による輸出返送貨物の輸入関税等免除及び輸出関税の税還付措置

- 目的
経済対策
- 対象範囲
2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に輸出申告し、新型コロナウイルス不可抗力により、輸出日から 1 年以内に現状返送された貨物について、輸入関税、輸入関税増徴税、商品税を徴収しない。輸出時に既に輸出関税を徴収した場合、輸出関税を返還する。
- 対象税項目
輸入関税、輸入関税増徴税、消費税
- 実施期間
2021 年 6 月 30 日まで
- 法定根拠
新型コロナウイルス不可抗力による輸出返送貨物の税收規定に関する公告（財政部、税関総署、税務総局 公告 2020 年第 41 号）²⁹

²⁸ 中国語：关于防控新型冠状病毒感染的肺炎疫情进口物资免税政策的公告（财政部 海关总署 税务总局公告2020年第6号）
(http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/01/content_5473748.htm)

²⁹ 中国語：关于因 新冠肺炎疫情不可抗力出口退运货物税收规定的公告（财政部海关总署税务总局公告2020年第41号）

（１）2017年版不正貿易報告書 P.22 について、＜最近の動き＞の最終段落、「我が国としては、米中両国の動向に留意しつつ、中国の関連法制度の改正動向や施行状況等を注視するとともに」という記載部分に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 「対外貿易のイノベーション発展推進に関する国务院弁公庁の実施意見」（国弁発〔2020〕40号）³⁰
 主な内容は以下のとおりである。
 - 地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の早期締結、日中韓自由貿易協定（FTA）、中国・GCC（湾岸協力理事会）FTA交渉を加速させ、より多くのハイレベルな自由貿易協定と地域貿易協定の締結に積極的に取り組み、国際環境の改善を図る。
 - 重要市場の国、特に「一帯一路」³¹沿線国との貿易円滑化作業チーム、EC協力体制、貿易救済協力体制の構築推進に注力する
 - 5G、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）、ビッグデータ等の現代情報技術を利用して、企業のオンラインでの展示会、ECプラットフォーム等を活用し、オンライン商談及びオンライン契約などを実施することを支援する
 - 東部の貿易の質を向上させ、中西部による「一帯一路」への融合や貿易拡大を後押しする。東北部の対外開放を拡大し、コモディティー商品の輸出入増加を支援する
 - 電力、鉄道車両、通信設備、船舶及び海洋エンジニアリング、エンジニアリング設備、航空機、宇宙関連設備などの大型商品・サービスの海外市場開拓を積極的に推進する。バイオテクノロジー、省エネ・環境保護、次世代IT技術、新エネルギー、ロボット等の新興産業の国際競争力を高める。繊維、アパレル、箱・バッグ、靴・帽子等の労働集約型製品のハイエンド化、品質化の発展を推し進める。農産物の加工能力と多様化を強化し、高付加価値農産物の輸出を拡大する
 - 『輸入を奨励する技術及び製品リスト』に指南的役割を発揮させ、先進技術、重要設備及び中核部品の輸入を拡大し、エネルギー製品、優良商品の輸入を支援する。国内における供給不足、消費高度化のニーズに応えられる農産物に加え、コンサルティングや、研究開発・デザイン、省エネ・環境保護等の知識集約型サービスの輸入拡大と訪中観光の拡大も推進する
 - 越境EC等の新業態の発展を促進する。中古車の輸出を積極的に推進する。カルチャーなどの新興サービス貿易と貿易デジタル化の発展を加速させる
 - 通関作業の手続きを更に簡素化し、全作業のペーパーレス化を推進する
2. 「対外貿易経営者届出登記弁法」³²
 2004年に公布された「対外貿易経営者届出登記弁法」の第5条の下記の内容を削除した。これにより、企業は、対外貿易経営者の資格をより容易に取得することができ、貿易促進になる。
 - (5) 法律に基づき事業登録（工商登記）された個人事業主（独資事業者）は、適法な公証機構が発行した財産公正証書を提出しなければならない。法律に基づき事業登録（工商登記）された外国（地域）企業は、適法な公証機構が発行した資金信用証明文書を提出しなければならない。

<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/sszc/zxwj/202011/b5aa86544f634346bc2f0df0e85990e1.shtml>

³⁰ 中国語：国务院办公厅关于推进对外贸易创新发展的实施意见 国办发〔2020〕40号（2020年10月25日）

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/09/content_5559659.htm

³¹ 正式名称はシルクロード経済ベルトと21世紀海洋シルクロード（中国語：丝绸之路经济带和21世纪海上丝绸之路）

³² 中国語：对外贸易经营者备案登记办法(2019修正) (<https://www.waizi.org.cn/doc/87848.html>)

3. 「『2段階申告』改革の全面的な展開に関する公告」（税関総署公告〔2019〕第216号）³³

貿易の便利化を更に促進するため、2019年12月26日に税関総署が「『2段階申告』改革の全面的な展開に関する公告」（税関総署公告〔2019〕第216号）では、2019年7月31日に税関総署が一部地域に展開された「2段階申告」（概要申告による貨物の引取り+14日内の申告補完）改革試験プロジェクトは、全国に展開することを推進した。これにより、全国範囲内で、一般企業は、インターネットにより「2段階申告」を可能となった。

4. その他

映画の配給に関して、上記と同様、外商投資制限分野から排除されたものの、映画輸入・配給業務は、依然として、「一社輸入、二社配給」（中影集団一社のみが輸入し、中影及び華夏二社のみが配給する）という原則の運用となり、また、年間配給制限枠（合計34本）も依然存在している。

（2）【中国サイバーセキュリティ法】2020年版不正貿易報告書 p.41 について、＜最近の動き＞における、「今後も関連法令の策定動向につき引き続き注視」という記載部分に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください（データセキュリティ法、個人情報保護法等）。

1. サイバーセキュリティ審査弁法³⁴

国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、工業情報化部、公安部、国家安全部、財政部、商務部、中国人民銀行、国家市場監督管理総局、国家広播電視総局、国家秘密保護局、国家暗号管理局 2020年4月13日公布、2020年6月1日施行

① 背景

2015年7月1日に施行された国家安全法³⁵では、中国は、国家安全審査及び監督管理に関する制度及びメカニズムを確立し、国家安全に影響を及ぼす又はそのおそれがある外商投資、ネットワーク情報技術製品とサービス、国家安全事項に関わる建設プロジェクト並びにその他の重要な事項及び活動に対して国家安全審査を行うとされている³⁶。

また、2017年6月1日に施行されたサイバーセキュリティ法³⁷では、「公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府などの重要な産業及び分野、並びに、ひとたび機能の破壊、喪失またはデータの漏えいが発生した場合、国の安全、国民経済と国民生活、公共の利益に重大な危害を与え得るその他の重要情報インフラ」³⁸（以下「重要情報インフラ」という。）の運営者に対して、ネットワーク製品又はサービスを調達する際、国家の安全に影響を及ぼす可能性がある場合、国家インターネット情報部門が国务院の関係部門と共に実施する安全審査を通過しなければならないことを義務付けている³⁹。

重要情報インフラは、中国の国家安全、経済安全、社会安定、公衆健康と安全にとって極めて重要なものであり、サイバーセキュリティ審査制度の設立により、ネットワーク製品又はサービスが重要情報インフラの運営に与えるリスク及び侵害を避けることができ、重要情報インフラのサプライチェーンの安全性を保障することで、国家安全の保護に資すると考えられる。2019年5月24日、中国の国家インターネット情報弁公室は「サイバーセキュリティ審査弁法（意見募集案）」を公布し、同年6月24日まで、意見募集を行った。

これを受け、2020年4月13日、国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、国家安全部等12部門は、「サイバーセキュリティ審査弁法」（以下「本弁法」という。）を共同で公布した。

³³ 中国語：海关总署公告2019年第216号——关于全面推广“两步申报”改革的公告

³⁴ 「网络安全审查办法」

³⁵ 「国家安全法」

³⁶ 国家安全法第59条

³⁷ 「网络安全法」

³⁸ サイバーセキュリティ法第31条

³⁹ サイバーセキュリティ法第35条

本弁法は、22条で構成されており、以降は、2017年6月1日より施行されている「ネットワーク製品・サービスセキュリティ審査弁法（試行）」⁴⁰を代替することになる。

以下では、本弁法の主な内容を紹介する。

② 主な内容

ア 審査対象

- 重要情報インフラの運営者がネットワーク製品及びサービスを仕入れ、国家の安全に影響を与える、又は影響を与えるおそれがある場合は、サイバーセキュリティ審査を行う必要がある⁴¹。
- 重要情報インフラの運営者とは、重要情報インフラ保護業務部門によって認定された事業者を指す⁴²。
- ネットワーク製品及びサービスとは、重要なネットワーク設備、高性能のコンピューター及びサーバー、大容量記憶装置、大型データベース及びソフトウェア、サイバーセキュリティ設備、クラウド計算サービス並びにその他重要情報インフラのセキュリティに重大な影響を与えるネットワーク製品及びサービスを指す⁴³。

イ 審査当局⁴⁴

国家インターネット情報弁公室において、サイバーセキュリティ審査弁公室が設置され、サイバーセキュリティ審査に関連する制度、法規制を制定し、サイバーセキュリティ審査を実施する。

ウ 審査手続き及び審査基準

本弁法は、運営者がサイバーセキュリティ審査を申告するために提出する必要書類⁴⁵、審査の手続き、また、運営者による自主申告⁴⁶制度など、手続面で詳細に規定しており、さらに、審査の評価要素を以下のように列挙している。

- ネットワーク製品及びサービスが使用された後にもたらす重要情報インフラが違法にコントロール、妨害又は侵害されること、及び重要データが窃取、漏洩又は毀損されることに関するリスク
- ネットワーク製品及びサービスの提供が中断された場合の重要情報インフラの継続性への危害
- ネットワーク製品及びサービスの安全性、開放性、透明性、仕入先の多様性、サプライチェーンの安全性及び政治、外交、貿易等の要素によりネットワーク製品及びサービスの提供を中断するリスク
- ネットワーク製品及びサービス提供者による法律及び行政法規の遵守状況
- その他の重要情報インフラの安全及び国家の安全を侵害するおそれのある要素

エ 審査当局による審査⁴⁷

サイバーセキュリティ審査業務体制メンバー組織が、ネットワーク製品及びサービスが国家安全に影響を与える又は影響を与えるおそれがあると認めた場合には、サイバーセキュリティ審査弁公室は、中央ネットワーク安全情報化委員会からの承認を取得したうえで、サイバーセキュリティ審査を実施することができる。

2. 民法改正

2020年5月28日の全国人民代表大会において採択された改正民法典に、「プライバシーと個人情報の保護」に関連する条項が新設され、2021年1月1日施行となっている。

改正民法制定前、中国における個人情報の保護は主にサイバーセキュリティ法、消費者法、電子商

⁴⁰ 「网络产品和服务安全审查办法（试行）」

⁴¹ 本弁法第2条

⁴² 本弁法第20条1項

⁴³ 本弁法第20条2項

⁴⁴ 本弁法第4条2項

⁴⁵ 本弁法第7条

⁴⁶ 本弁法第6条

⁴⁷ 本弁法第15条

取引法等に規定されていたが、今回の改正民法は各法令に分散される規定を総括的に取り入れ、プライバシーや個人情報に関して私法上の保護を与えた。2017年に施行された現行民法総則は個人情報に関する条文を一条しか設けていなかった（民法総則第111条）。それに対し、改正民法典は第6章において、プライバシー権と個人情報の保護に関する規定として、1032条から1039条まで計8条の条項を設けている。

プライバシーや個人情報の保護に関連する改正条項は主に以下の内容となる。

プライバシー権の定義及び保護を明確し（1032条）、プライバシーに対する侵害の態様を列挙して禁止条項を設けた（1033条）。2017年民法総則に規定されている個人情報の保護（2017年民法総則111条）を一部援用した上、個人情報の定義を詳細に規定した（1034条）。また、個人情報の処理に関する規制（1035条）、当該規制の例外（1036条）、個人の権利（1037条）、情報処理者の義務（1038条）及び政府機関の義務（1039条）の規定を新設した。

改正民法典第6章の各条文は「サイバーセキュリティ法」の条文を基礎にしつつも、近年の社会発展に伴い、さらに保護範囲を拡充している部分もある。一方で、改正民法典はあくまで概括的、抽象的な規定に留まっているため、実務上より詳細な「サイバーセキュリティ法」、若しくは後述3「情報安全技術・個人情報安全規範 2020版」の規定を参照すべきと思われる。

3. 情報安全技術・個人情報安全規範 2020年版⁴⁸

国家市場監督管理総局、国家標準化委員会が発表した中華人民共和国国家標準広告（2020年第1号）により、中国電子技術標準化研究院により修訂された「情報安全技術・個人情報安全規範」（以下「2020年版安全規範」という）は批准及び公布され、2020年10月1日に施行されることになった。2020年版安全規範は、2017年版安全規範をベースに、対象を絞って修正が行われた。

同安全規範は、個人情報の収集、保存、使用、共有、譲渡、公開・開示等の処理活動を展開する上で従うべき原則とセキュリティ要件を詳細に規定している。いわゆるガイドラインであり、法的な拘束力を有するものではないが、各種組織による個人情報処理活動に適用されるほか、監督・管理部門、第三者評価機関等の組織が行う個人情報処理活動への監督、管理および評価に対しても適用される。サイバーセキュリティ法上の個人情報関連規制は抽象的であり、その解釈に関して特段依拠できるものがない状況では、企業は、安全規範の規定を事実上遵守することが必要になると考えられる。

2017年版と比較して、2020年版安全規範の主な修正内容は以下となる。

複数の業務サービスにおける自主選択権（5.3条）、ユーザープロファイリングの使用制限（7.4条）、パーソナライズの使用制限（7.5条）、業務目的別に収集された個人情報の集約統合（7.6条）、第三者接続の管理（9.7条）、個人情報安全に関する開発プロセス（11.2条）、個人情報処理の記録（11.3条）に関する条項が新設され、また、授權的同意の例外（5.6条）、個人情報主体のアカウント消去（8.5条）、責任部署と責任者の明確化（11.1条）に関する条項が修正された。

4. データ安全法⁴⁹（草案）

政府の2020年度の立法計画には、「データ安全法（草案）」および後述5「個人情報保護法（草案）」の審議が予定されている。2020年7月3日に草案が公表された「データ安全法（草案）」には国家安全保障、社会維持、経済の安定に影響する重要なデータに関する安全評価等の制度、安全保護の義務およびデータ利用の原則等の内容が含まれている。同年8月16日まで意見公募が行われた。

① 適用範囲

データ安全法（草案）は、サイバーセキュリティ法よりも適用範囲をさらに拡張し、中国国内のデータ活動のみならず、国外の組織、個人がデータ活動を行い、国の安全、公共の利益または公民、組織の合法的な権益に損害を与えた場合、責任を追及できると規定している（2条）。さらに、

⁴⁸ 信息安全技术 个人信息安全规范

⁴⁹ 数据安全法

データ、データ活動及びデータセキュリティの概念はいずれも広範に定義されているため（3条）、より広い範囲の保護が与えられている。なお、国家秘密、個人情報や軍事データは、それぞれ「国家秘密保護法」、個人情報の関連法令（49条）や中央軍事委員会が別途定める規定（50条）に従うため、本法の適用範囲から除外される。

② 監督官庁の役割分担

同草案は、中央国家安全指導機構をデータ安全に関する統合や政策制定部署として規定しており（6条）、地域、業種によって、それぞれ監督官庁が異なるが（7条）、一部交差する範囲も生じると思われる。

③ データのランク付け制度

草案は、データのランク付け制度を構築しており、ランク付けの基準は、経済社会の発展における重要度、若しくは改ざん、破壊、漏洩あるいは不法取得、不法利用された場合、国の安全、公共の利益あるいは公民、組織の合法的な権益への危害の程度となっている（19条）。また、重要データに対し、重要データ保護目録を制定し、重点的保護を与えるほか、重要データ処理者のデータセキュリティの責任者と管理機構を設ける義務（25条）やリスク評価の実施義務、リスクレポートの報告義務など（28条）が定められている。

④ その他データ安全制度の構築

草案は、上記ランク付け制度以外にも、データ安全のリスクコントロール制度（20条）、データの安全に係る緊急対応メカニズム（21条）やデータ安全審査制度（22条）など複数の制度から構成されたデータ安全制度を構築した。

また、国際的義務の履行や国の安全保障の維持に関連する規制対象品目に該当するデータに、規制対象データに輸出制限（23条）を規定し、外国からの差別的な禁止、制限等の制裁に対する対等の対抗措置（24条）を規定した。

⑤ データ安全保護義務

草案第4章は、データ安全保護義務を規定しており、前述重要データ処理者の義務のほか、データ活動を行う者の法令、社会道德等の遵守義務等（25条、26条）、リスクモニタリング義務（27条）、組織や個人のデータを収集する際の法令遵守義務（29条）、データ取引仲介サービスを提供する事業者の説明義務、身元確認や記録保存義務（30条）、オンラインデータ処理等のサービスを提供する事業者の許可又は届出義務（31条）、公安機関、国家安全機関が捜査等をする際の義務並びに関連組織や個人の協力義務（32条）や外国の法執行機関へ国内データを提供する場合、主管機関に報告、許可の取得義務（33条）を規定している。

⑥ 政務関連データの安全と公開

草案第5章は、国家機関の行政政務データの安全性と透明性の向上のため、第34条から第40条の規定を設けている。国家機関がデータ収集の際に、法令に定められている条件、プロセスの遵守（36条）、データの安全管理制度の構築（36条）、第三者にデータの保存、加工を委託し、又は提供する場合のプロセス、監督義務（37条）、非公開データを除く政務関連データの、遅滞のない、かつ正確な公開（38条）、公開目録の制定や公開プラットフォームの構築（39条）などの規定を設けている。本章の規定は、公共事務の管理機能を持つ組織が、当該機能を履行する際にも適用される（40条）。

⑦ 罰則

草案第6章は、本法に違反する場合、違反した個人、組織又は組織の責任者に対し、罰金、没収、警告、是正命令や営業許可取り消しなどの罰則が定められている。また、所管官庁がデータ活動に比較的大きな安全リスクを発見した場合、関連組織や個人に対し、事情聴取を行うことができる（41条）。さらに、本法の規定に対する違反が犯罪に当たる場合、刑事責任を追及できる（48条）。

5. 個人情報保護法⁵⁰（草案）

2020年10月21日、「個人情報保護法（草案）」が公布され、同年11月19日まで意見公募が行われた。同法は、2018年に初めて政府の立法計画に加えられ、2019年12月16日の全人代常務委員会委員長会議で2020年における法案審議が予定され、2020年10月21日、第1回審議を経て同法についての初めての草案が公表された。

同草案は、全8章、70条からなり、適用範囲、個人情報処理の原則、個人情報の越境移転に関する安全評価等の制度、個人情報処理における個人の権利及び処理者の義務等の内容が含まれている。

① 個人情報の定義

同草案で規定されている個人情報とは、電子的又はその他の方式で記録された識別済又は識別可能な自然人と関連する各種類の情報を指し、匿名化処理後の情報を含まない。個人情報の処理は、個人情報の収集、保管、使用、加工、伝送、提供、公開等の活動を含む。（4条）

② 適用範囲

個人情報保護法（草案）は、データ安全法（草案）と同様、域外適用が強調されている。中国国内における個人情報処理に限らず、中国国外における国内の自然人向けの製品やサービスの提供を目的とする個人情報の処理、国内の自然人の行動の分析、評価等にも適用される（3条）。

③ 個人情報処理に当たっての重要原則

草案は、個人情報処理者が、個人情報を処理する際に適用される重要原則を定めている。個人情報の処理は合法、正当な方法で行い、信義則に従わなければならない（5条）。明確かつ、合理的な目的があり、目的の最小限度の範囲に限る（6条）。公開、透明の原則に従い、処理のルールを明示しなければならない（7条）。個人情報の正確性を確保し、適時の更新をしなければならない（8条）。必要な措置を採り、個人情報の安全を保障しなければならない（9条）。

④ 個人情報処理の一般ルール

第2章では、個人情報処理の一般ルールを定めている。個人情報処理者は、下記列挙された場合のみ、個人情報を処理できる（13条）。

（ア）個人の同意

（イ）個人が一方当事者となる契約の締結または履行に必要な場合

（ウ）法定の責務または職務の履行に必要な場合

（エ）突発的な公衆衛生事件に対応するため、または緊急時において自然人の生命健康や財産安全の保護に必要な場合

（オ）公共利益のため、新聞報道、世論による監督等のため合理的な範囲内において個人情報を処理する場合

（カ）その他法令に定められている場合。

個人情報を処理する際、告知（18条）及び同意（14条）が必要となり、同意の要件に、「単独同意」という概念が導入された。個人は当該同意を撤回でき（16条）、個人情報処理者は、不同意や同意の撤回を理由に、製品やサービスの提供を拒否してはならない（17条）。また、未成年者の個人情報に関して、その監護者の同意が必要となる（15条）。なお、法令に基づき、秘密を保持すべき場合、または告知が必要としない場合は、上記告知をしないことができる（19条）。

個人情報の共同処理（21条）、委託処理（22条）、第三者提供（24条）に関して、各処理者の責任が明確化された。また、センシティブな個人情報に対して、より厳しい規制を設けている（29条～32条）。

⑤ 国外への個人情報の提供

個人情報の海外提供に関して、明確な条件が定められ、下記条件のうち、少なくとも一つを満たさなければならない（38条）。

⁵⁰ 个人信息保护法

- (ア) 国家ネットワーク情報部門による安全評価を受けている。
- (イ) 国家ネットワーク情報部門の規定に基づき、専門機関による個人情報保護認証を受けている。
- (ウ) 国外の個人情報受領者と契約を締結し、双方の権利義務を規定した上、国外機関の個人情報処理活動が本法に規定する個人情報保護基準に達していることを監督する。
- (エ) その他法令または国家ネットワーク情報部門が規定する場合

なお、重要情報インフラ運営者及び個人情報処理数が一定数に達した個人情報処理者は、原則的に個人情報を国内に保管しなければならない（40条）。

中国国民の個人情報権益が侵害された場合、または中国国家安全、公共の利益に危害が与えられた場合、海外の個人、組織を個人情報提供禁止リストに登録し、公告の上、制限や禁止措置を採ることができる（42条）。外国からの差別的な禁止、制限等の制裁に対する対等の対抗措置（43条）も規定されている。

⑥ 個人情報処理における個人の権利

草案は、個人に対して、知る権利、決定権、制限権、拒絶権（44条）、閲覧複製権（45条）、訂正補充権（46条）、削除権（47条）、規則の解釈説明を要求する権利（48条）などの権利を規定している。

⑦ 個人情報処理者の義務

個人情報処理者が個人情報の安全を保障するために取らなければならない措置は以下となる（50条）。

- (ア) 内部管理制度及び操作規定の制定
- (イ) 個人情報に対するランク付け、分類管理
- (ウ) 暗号化、非特定化等の安全技術措置
- (エ) 個人情報処理の操作権限を合理的に確定し、定期的に安全教育と訓練を実施する
- (オ) 個人情報セキュリティ事件の緊急計画の策定及び実施
- (カ) その他法令が定める措置

個人情報処理数が一定数に達した個人情報処理者は個人情報保護責任者を指定し、個人情報の処理及び保護措置を監督しなければならない（51条）。

国外にある個人情報処理者は、国内に専門部署または代表者を設置し、職責部門に報告しなければならない（52条）。

個人情報処理者は、個人情報の処理、保護措置の適法性について定期的に監査を行わなければならない。職責部門は個人情報処理者が専門機構に監査を委託することを要求できる（53条）。

個人情報処理者は、以下の個人情報の処理に関して、事前にリスク評価をしなければならない（54条）。

- (ア) センシティブな個人情報の処理
- (イ) 個人情報を利用して自動化された意思決定
- (ウ) 個人情報の委託処理、第三者への提供、個人情報の公開
- (エ) 国外への個人情報の提供
- (オ) その他個人に対して重大な影響を与える個人情報の処理

個人情報処理者が個人情報の漏洩を発見した場合、直ちに救済措置を講じ、職責部門及び個人に通知しなければならない（55条）。

⑧ 職責部門、罰則

草案第6章は、個人情報の保護及び監督の職責部門を定めており、各部門の職権範囲を定めている（56条から61条）。

本法に違反する場合、違反した個人、組織又は組織の責任者に対し、最大5000万元（日本円約8億円）または前年度売上高の5％に相当する罰金、没収、警告、是正命令、業務停止や営業許可取り消しなどの罰則が定められている（62条）。個人情報の処理により個人情報権益が侵害された場合、個人が被った損失または個人情報処理者が得た利益により損害賠償責任を負う（65条）。ま

た、違反が犯罪に当たる場合、刑事責任を追及できる（67条）。

6. GATSの観点

2017年施行された「サイバーセキュリティ法」同様、「データ安全法（草案）」及び「個人情報保護法（草案）」は、データや個人情報の国内保存義務や安全評価義務を課している。外国企業が本国にデータを集約し管理している場合、これらの義務により、中国国内への別サーバーの設置、データ移転に伴う安全評価のために追加的な負担が発生するケースが想定される。内外無差別の規定ではあるが、国内でデータを集約・管理している中国事業者と比べ、外国事業者が事実上不利な競争条件に置かれる可能性が高い。

7. 「暗号法」アップデート

2019年に公表され、2020年1月1日から施行となった「暗号法」の制定を受け、国家暗号管理局及び市場監督総局は、2020年5月9日、「商用暗号製品認証リスト（第1回分）⁵¹」及び「商用暗号製品認証規則⁵²」を公表し、2020年8月20日には、「商用暗号管理条例（修正草案）⁵³」を公表し、同年9月19日まで意見募集が行われた。加えて、中国暗号学会暗評連委員会が主導し、制定した「政務情報システム暗号応用及び安全性リスク評価ガイドライン⁵⁴」は、2020年9月16日に公表され、同日施行となった。

暗号法28条に規定する「商用暗号輸入許可リスト⁵⁵」、「商用暗号輸出規制リスト⁵⁶」及びこれらに関連する「商用暗号輸出入許可プロセス⁵⁷」が2020年12月2日に公表され、2021年1月1日施行となる。

サービス貿易

（1）【流通】2017年版不公正貿易報告書 p.44 について、＜最近の動き＞の最終段落、「今後の施行状況を引き続き注視していく」という記載部分に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

特段変更はない。

出版物の輸入について、外商投資ネガティブリストに該当しないものの、出版物輸入業務は、国务院出版行政主管部门の許認可を得た上で設立された出版物輸入事業者のみが行うことができるため、実務上、外商投資企業は、かかる許認可を取得するのは依然としてハードルが高いである。

⁵¹ 商用密码产品认证目录（第一批）

⁵² 商用密码产品认证规则

⁵³ 商用密码管理条例

⁵⁴ 政务信息系统密码应用与安全性评估工作指南

⁵⁵ 商用密码进口许可清单

⁵⁶ 商用密码出口管制清单

⁵⁷ 商用密码进出口许可程序

（１）2020年版不公正貿易報告書P.42-43の「（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、2018年以降の最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS協定第41条第1項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去5年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

1. 国家知識産権局の知的財産権統計年表

国家知識産権局が毎年公表する知的財産権統計年表⁵⁸における「専利行政執法状況」のデータによれば、2014年～2018年にかけて、全国における専利権侵害紛争及び専利権の模倣に対する取締事件の件数の推移は以下のとおりである⁵⁹。なお、2019年版の統計年表では、2018年までとは異なり、「専利行政執法状況」が公表項目から除外されており、情報が公開されていない⁶⁰。

⁵⁸ 中国語：知识产权统计年报

⁵⁹ 調査する限り、日系企業・日本製品の被害額について公開された情報は見当たらなかった。

⁶⁰ <https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/year2019/indexy.html>（2020年12月11日確認）

全国における専利権侵害紛争及び専利権の模倣に対する取締事件の件数

年度			2018	2017	2016	2015	2014
専利権侵害紛争 ⁶¹ の件数	立件	年度累計件数	33,976	27,305	20,351	14,202	7,671
		専利権者が日本人 ⁶²	161	177	95	129	58
	終結	年度累計件数	33,256	26,987	19,682	14,040	7,640
		専利権者が日本人	146	179	81	125	77
専利権の模倣に対する取締事件（終結件数）	年度累計件数		42,679	38,492	28,057	21,237	16,259
	被調査者が外国関連であるもの	外商独資	258	721	786	592	406
		香港等出資企業 ⁶³	1,166	939	558	545	213
		合弁企業	315	294	428	393	424
		外国法人等	4	8	16	0	7

2. 2019年中国知的財産権保護状況

国家知識産権局が2020年4月24日に公表した「2019年中国知的財産権保護状況」⁶⁴では、以下のデータが紹介されている。

(1) 2019年における知的財産権の審査期間

ア 専利⁶⁵

専利権に関して、公表された平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
専利登録審査	記載なし
高付加価値発明専利の審査	17.3 か月
拒絶査定不服審判	11.8 か月
専利無効宣告請求	5 か月

イ 商標

商標権に関して、公表された平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
商標登録審査	記載なし
外国申請者が中国を指定したマドリッド商標国際登録出願	4.5 か月
拒絶査定不服審判	7 か月

⁶¹ 発明だけでなく、実用新案及び意匠に関する紛争を含む。

⁶² 法人を含む。以下本表において同じ。

⁶³ 香港、マカオ及び台湾からの出資が行われている企業を指す。

⁶⁴ （中国語：2019年中国知识产权保护状况）

国家知識産権局「2019年中国知識産権保護状況」

(<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%B8%80%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5.pdf&filename=efb894b2c1264163bbff2dd53888d904.pdf>)（2020年12月11日確認）

⁶⁵ 「専利」とは、発明特許、実用新案及び意匠の総称を指す。以下同じ。

無効宣告	11 か月
商標取消しに対する不服申立て	9 か月
異議申立てによる登録拒絶に対する不服審判	11 か月

(2) 司法による知的財産権の保護（2019年）

ア 民事訴訟

知的財産権に関する民事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	399,031 件 (+40.79%)	394,521 件 (+44.02%)
地方人民法院（第二審）	49,704 件 (+79.95%)	48,710 件 (+85.29%)
最高人民法院	2,504 件 (+174.26%)	1,976 件 (+260.07%)

また、これらのうち、第一審の紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
専利案件	22,272 件	+2.64%
商標案件	65,209 件	+25.41%
著作権案件	293,066 件	+49.98%
技術ライセンス案件	3,135 件	+16.98%
競争案件	4,128 件	-1.25%
その他知財紛争	11,221 件	+49.95%

イ 行政訴訟

知的財産権に関する行政訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	16,134 件 (+19.11%)	17,938 件 (+89.74%)
地方人民法院（第二審）	7,304 件 (+104.88%)	5,942 件 (+84.71%)
最高人民法院	1,066 件 (+70.83%)	884 件 (+52.15%)

また、これらのうち、第一審の紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
専利案件	1,661 件	+8.14%
商標案件	14,457 件	+20.56%
著作権案件	16 件	+0%

ウ 刑事訴訟

知的財産権に関する刑事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	5,242 件 (+21.37%)	5,075 件 (+24.88%)
地方人民法院（第二審）	808 件 (+18.30%)	807 件 (+20.81%)

これらのうち、第一審が終結した事件の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
冒認商標登録罪	2,134 件	+15.23%
偽造商標商品の販売罪	2,279 件	+32.19%
登録商標に係る標章の違法製造・販売罪	423 件	+38.69%
専利冒認罪	1 件	-
著作権侵害罪	191 件	+40.44%
コピー商品犯罪罪	8 件	+33.33%
営業秘密侵害罪	39 件	+0%

(3) 行政取締り

ア 専利

2019 年に摘発した専利侵害の行政処分事件は全部で 3.9 万件弱（前年比+13.7%）であり、そのうち専利権の模倣に対する取締事件は 7,300 件余りである。また、過料額は 0.18 億元である。

イ 商標

2019 年に摘発した商標侵害の行政処分事件は全部で 3.19 万件（前年比+2.24%）であり、過料額は 4.45 億元である。また、709 件については刑事被疑事件として司法機関に移送している。

ウ 著作権

「剣岡行動 2019」プロジェクトを展開し、プロジェクト期間中に海賊版へのリンク 110 万件を削除し、海賊版製品を 1,075 万件押収し、海賊版ウェブサイト 1,405 件を閉鎖し、オンライン海賊版案件を 450 件処分し、160 件を刑事事件とし、案件の総額は 5.24 億元である。

エ 不正競争行為

反不正競争プロジェクト活動を行い、活動期間中に 3,151 件を立件し、3,241 件を処理し、過料額は 1.99 億元である。

(4) 刑事事件

全国の公安機関が2019年に摘発した知的財産関連事件は16,132件、検挙した被疑者は29,852人、事件金額は86.67億元にのぼる。

知的財産権関連事件で逮捕したのは7,430人（事件数は4,346件）であり、起訴したのは11,003人（事件数は5,433件）である。

内容	人数	事件数
摘発	29,852 人	16,132 件
逮捕	7,430 人	4,346 件
起訴	11,003 人	5,433 件

(5) 税関における知的財産権保護データ (2015年～2019年)

年度		2019 年 ⁶⁶	2018 年 ⁶⁷	2017 年 ⁶⁸	2016 年 ⁶⁹	2015 年 ⁷⁰
知的財産権侵害被疑輸出入貨物	ロット数	5.16 万	4.72 万	1.91 万	1.74 万	2.3 万
	関連貨物数	4,678.94 万点	2,480.02 万点	4,094 万点	4,205.82 万点	,7000 万点
内訳	商標権関連	4,391 万件	2,398.19 万件	4,031.94 万件	4,145.64 万件	約 6,800 万件
	専利権関連	20.94 万件	61.98 万件	32.67 万件	53.86 万件	
	著作権関連	8.37 万件		29.66 万件	5.72 万件	

3. 国家知識産権局が公表した2020年上半期の専利権保護データ

2020 年 7 月 9 日、国家知識産権局は記者会見を行い、2020 年上半期における全国の専利権侵害に対する取締り状況を報告した⁷¹。かかる報告によれば、同期間で専利権侵害案件を 5,320 件摘発したとのことである。

(2) 2020 年版不正貿易報告書 P.43-44 の「(2) 冒認出願問題」「②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の乱用」<措置の概要と懸念点><最近の動き>に記載の中国の措置について、関連する法令(専利法や商標法、およびそれらの下位法令等)を中心に、改正の動きの有無・状況を含めて 2018 年以降の最新情報を調査ください。

⁶⁶ 国家知識産権局「2019年中国知識産権保護状況」

(<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downloadfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%B8%80%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5.pdf&filename=efb894b2c1264163bbff2dd53888d904.pdf>) (2020年12月12日確認)

⁶⁷ 中国海関総署「2018年中国海関知識産権保護状況及び典型事例」(<http://fangtan.customs.gov.cn/tabid/624/Default.aspx>) (2020年12月12日確認)

⁶⁸ 中国海関総署「2017年中国海関知識産権保護状況の公表」(<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/mtjj35/1803852/index.html>) (2020年12月12日確認)

JETRO「2017年中国海関知識産権保護状況」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20180424_cn.pdf) (2020年12月12日確認)

⁶⁹ 中国海関総署「2016年中国海関知識産権保護状況」(<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/302425/636516/index.html>) (2020年12月12日確認)

⁷⁰ 中国中央人民政府「2015年中国海関知識産権保護状況」(http://www.gov.cn/xinwen/2016-04/26/content_5067930.htm) (2020年12月12日確認)

⁷¹ 中国中央人民政府「国家知識産権局による2020年上半期の専利等に関する統計データ及び関連状況」(http://www.gov.cn/xinwen/2020-07/10/content_5525618.htm) (2020年12月12日確認)

1. 関連政府方針

(1) 2020年国家知的財産権戦略の深化・知的財産権強国建設の加速推進に関する計画⁷²

国務院知識産権戦略実働作部が2020年5月13日に公表した同計画では、中国の知的財産に関する2020年の国家戦略が100項目にわたって規定されている。知的財産権保護法制との関係では主に以下の3点が重要である。

- ① 専利法の改正実施、専利法実施細則の改正推進、専利審査指南の改正等
- ② 著作権法改正作業の実施
- ③ 専利、商標、営業秘密、不正競争防止等の領域における知的財産権関連民事訴訟及び刑事訴訟の司法解釈の起案業務の推進

(2) 知的財産権保護の強化に関する意見⁷³

中共中央弁公庁及び国務院弁公庁が2019年11月24日に公表した同意見では、知的財産権侵害に際して、権利者が「立証が困難、期間が長期化する、コストが高い、賠償額が低い」という問題に直面することが多いという状況を改善し、2025年までに知的財産権の保護をより強化するとしている。権利保護の強化に具体的に言及している事項のうち、主要な内容は以下のとおりである。

- ① 権利侵害行為に対する罰則の強化
 - 専利法、著作権法における速やかな懲罰的損害賠償制度の入
 - 法定損害賠償制度の上限額の大幅な引上げ
 - 民事司法による保護の強化、懲罰的損害賠償制度の有効な執行
 - 違法所得の没収、侵害品の廃棄等の措置についての研究、採用
 - 営業秘密、秘密ビジネス情報及びソースコード等に対する有効な保護の強化の検討
 - 知的財産侵害の刑事事件における立件基準の引下げ等の検討
- ② 必要な証拠のレベルを厳格に規定
 - 知的財産権に関する民事、刑事、行政機関の「三合一」審判機構の改革、知的財産案件の上訴機関の完備、判断基準の統一
 - 行政摘発における商標、専利侵害の判断基準の完備
 - 司法、行政、仲裁、調停等の異なるプロセスにおける証拠のレベルの規定
- ③ 執行の強化
 - 知的財産権紛争の調停を行う司法機関の設立
 - ブラックリスト制度の創設
- ④ 新業態、新領域の保護制度の完備
 - 新業態、新領域の発展に関し、専利、商標、著作権、種苗権及び集積回路レイアウトの設計等の保護強化の検討

⁷² 中国語：2020年深入实施国家知识产权战略加快建设知识产权强国推进计划

中国国家知識産権局「2020年国家知的財産権戦略の深化・知的財産権強国建設の加速推進に関する計画」
(https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/5/15/art_1412_151078.html) (2020年12月11日確認)

⁷³ 中国語：关于强化知识产权保护的意见

中国中央人民政府「知識産権保護強化に関する意見」
(http://www.gov.cn/zhengce/2019-11/24/content_5455070.htm) (2020年12月7日確認)

2. 関連法令

(1) 専利法関連

ア 専利法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、2020年10月17日に改正専利法が公布され、2021年6月1日から施行されることとなった⁷⁴。専利法の改正内容のうち、知的財産権保護との関係で重要な内容は以下のとおりである。

① 出願等に係る信義誠実原則の明文化（第20条）

専利出願又は専利権の行使は、信義誠実の原則に従わなければならない、専利権を濫用して公共の利益又は他人の合法的な権益を損なってはならないとされた。

② 過料上限額の引上げ（第68条）

専利を偽造、冒用した場合の行政罰としての過料の上限が、違法所得の5倍以下に引き上げられた⁷⁵。また、違法所得がない場合又は違法所得が5万元以下である場合、25万元以下の過料に処するものとされた⁷⁶。

③ 損害賠償額の算定方法変更及び懲罰的損害賠償制度の導入（第71条）

専利権侵害による損害賠償額について、現行法では実際の損害額に基づいて算定することが原則とされていたが、改正専利法では実際の損害額又は侵害者が受けた利益の額に基づいて算定することが原則とされた⁷⁷。

また、懲罰的損害賠償制度が導入され、故意に専利権を侵害し、情状が重い場合、算定した損害額の1倍以上5倍以下で賠償額を算定することができるとされた。

さらに、損害額、利益の額及びライセンス料の算定がいずれも困難である場合に裁判所が専利権の性質等に応じて決定することができる賠償額が、現行法では1万元以上100万元以下であるのに対し、改正専利法では3万元以上500万元以下に引き上げられた。

さらに、権利者が立証を尽くしており、侵害行為に関する帳簿及び資料を侵害者が保有している場合、裁判所が侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿及び資料の開示を命じることができ、開示を拒否した場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を開示した場合には権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判断することができる旨の規定が導入された。

④ 訴訟時効の延長（第74条）

現行法では専利権侵害の訴訟時効は2年とされていたが（現行専利法第68条）、改正専利法では訴訟時効が3年に延長された。

イ 専利法実施細則修正草案（意見募集稿）

国家知識産権局は、2020年11月27日に、専利法実施細則の修正草案（意見募集稿）を公表し、パブリックコメントを募集している⁷⁸。

ウ 専利審査指南修正草案（第二次意見募集稿）

国家知識産権局は、2020年11月10日に、専利審査指南の修正草案（第二次意見募集稿）を公表し、パブリックコメントを募集している⁷⁹。

⁷⁴ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による「中国専利法」の改正に関する決定」
(http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content_5552102.htm)（2021年1月7日確認）

⁷⁵ 現行専利法では違法所得の4倍以下とされていた（現行専利法第63条）。

⁷⁶ 現行専利法では違法所得がない場合に20万元以下の過料に処することとされていた（現行専利法第63条）。

⁷⁷ 原則的算定方法による算定が困難である場合にライセンス料の倍数を参照して合理的に算定する点には変更がない。

⁷⁸ 国家知識産権局「専利法実施細則修正草案（意見募集稿）の公開及び意見募集に関する通知」
(https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html)（2020年12月12日確認）

⁷⁹ 国家知識産権局「専利審査指南修正草案（第二次意見募集稿）の公開及び意見募集に関する通知」
(https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)（2020年12月12日確認）

(2) 商標法関連

ア 商標法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、2019年4月23日に改正商標法が公布され、同年11月1日に施行された⁸⁰。改正内容のうち、特に重要な点は以下のとおりである。

① 悪意による商標登録出願の抑制

使用を目的としない悪意による商標出願を却下すべきことが定められた（第4条第1項）。

また、これに付随して商標代理機関の義務も加重され、代理機関が使用を目的としない悪意による商標出願であることを知り又は知るべきである場合、当該出願を代理してはならないとされた（第19条第3項）。また、使用を目的としない悪意による商標登録出願については、初歩査定公告の段階で、何人でも異議を申し立てることができ、仮に登録されてしまった場合、商標局が当該商標の無効を宣告でき、何人も商標審判委員会に当該商標の無効宣告を請求できるものとされた（第33条、第44条第1項）。

② 商標権侵害に対する法的責任の強化

悪意による商標権侵害であり、情状が重い場合の懲罰的損害賠償について、金額が従来の「1倍以上3倍以下」から「1倍以上5倍以下」に引き上げられた（第63条）。

また、損害額、利益額及びライセンス料が算定できない場合の法定損害賠償額の上限についても、従来の300万元から500万元に引き上げられた。

イ 商標侵害判断基準⁸¹

国家知的財産権局は、商標法、標法实施条例及びその他関連法令に基づき、2020年6月15日付けで商標権侵害判断基準を公布、施行した。主な内容は以下のとおりである。

① 商標的使用の意義（第3条）

商標権侵害か否かを判断するためには、一般的に商標法上の商標的使用に該当するか否かを判断する必要がある。商標の使用とは、商標を商品、包装、容器、役務提供場所及び取引文書上に用い、又は商標を広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に用いて、商品又は役務の出所の識別に用いる行為を指す。

② 同一商標の意義（第13条）

登録商標と同一の商標とは、侵害を疑われる商標と他人の登録商標とが完全に同一であるか、同一ではないものの視覚効果又は音声商標の音感について基本的に差異を感じず、公衆が商標を区別するのが困難な場合を指す。

③ 類似商標の意義（第15条）

登録商標と類似の商標とは、侵害を疑われる商標と他人の登録商標を比較して、文字商標の文字、音、含意が近似し、図形商標の構図、着色、外形が近似し、文字図形組合せ商標の全体的な配列組合せ方法及び外形が近似し、立体商標について三次元の形状及び外形が近似し、色彩組合せ商標の色彩又は組合せが近似し、又は音声商標の音感又は全体的な音楽のイメージが近似する場合等を指す。

④ 誤認混同の判断要素（第21条）

商標法執行関連部門が誤認混同の有無を判断する場合、以下の要素及び各要素間の相互の影響を総合的に考慮する。

- 商標の近似性
- 商品又はサービスの類似状況

⁸⁰ 国家知識産権局商標局「商標法第4次改正」

(http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbflfg/201911/t20191122_308740.html)（2020年12月11日確認）

⁸¹ 中国語：商标侵权判断标准

中国国家知識産権局「商標権侵害判断基準」

(https://www.cnipa.gov.cn/art/2016/6/17/art_2091_150197.html)（2020年12月11日確認）

- 登録商標の著名性及び知名度
- 商品又はサービスの特徴及び商標の使用方法
- 関連公衆の注意及び認知度
- その他関連要素

ウ 商標電子申請に関する規定⁸²

商標申請を国家知識産権局の商標ネットワークサービスシステムにてオンラインで受け付けることに関して、国家知識産権局から同規定が2019年8月27日に公布され、同年9月1日から施行された。同規定の主な内容は以下のとおりである。

① 商標電子申請（第3条）

商標ネットワークサービスシステムを利用することにより、国家知識産権局に対する商標出願をオンライン（商標電子申請）で行うことができる。また、国家知識産権局からの文書の送達もオンラインで受け取ることができる。

② ユーザー登録（第4条）

商標電子申請を行い、商標文書の電子送達を受けるためには、国家知識産権局との間で「商標ネットワークサービスシステムユーザー使用合意」を締結し、商標ネットワークサービスシステムにおいてユーザー登録を行う必要がある。

③ みなし送達（第10条）

商標文書の電子送達は、発出から15日が経過した時に送達されたものとみなされる。

④ 商標代理機関（第5条）

商標電子申請は、商標代理機関に委託して行うこともできる。

⑤ 紙媒体の要否（第9条）

商標電子申請を行った場合、関連資料を紙媒体で提出することを要しない。但し、必要な場合には、紙媒体の資料又は現物の提出を要求されることがある。

(3) 著作権法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、改正著作権法が2020年11月11日に公布され、2021年6月1日から施行されることとなった⁸³。知的財産権保護との関係で重要な改正内容は以下のとおりである。

① 行政罰の強化（第53条）

無断複製等の一定の著作権侵害行為が公共の利益をも侵害する場合について、行政罰が強化され、停止命令、警告、違法所得の没収、権利侵害複製品及び主要な材料、工具、設備等の没収又は廃棄処理に加えて、違法売上額が5万元以上である場合には違法売上額の1倍以上5倍以下の過料、違法経営額がない場合、算定が困難である場合又は5万元未満である場合、25万元以下の過料に処することができることとされた⁸⁴。

② 損害賠償額の算定方法変更及び懲罰的損害賠償制度の導入（第54条）

著作権侵害による損害賠償額について、現行法では実際の損害額に基づいて算定することが原則とされていたが、改正著作権法では実際の損害額又は侵害者が受けた利益の額に基づいて算定することが原則とされた。また、損害額及び利益額を算定することが困難である場合、ライセンス料を参考にして賠償額を決定することができるとされた。

⁸² 中国語：关于商标电子申请的规定

国家知識産権局商標局「商標電子申請に関する規定の公布に関する公告」

(http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201908/t20190829_3063339.html)（2020年12月12日確認）

⁸³ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による著作権法改正の決定」

(http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/11/content_5560583.htm)（2020年12月12日確認）

⁸⁴ 現行法では、罰金額が明示されておらず、侵害品の没収等も情状が重い場合に限定されていた。

さらに、懲罰的損害賠償制度が導入され、故意に著作権を侵害し、情状が重い場合、算定した損害額の1倍以上5倍以下で賠償額を算定することができるとされた。

また、損害額、利益の額及びライセンス料の算定がいずれも困難である場合に裁判所が専利権の性質等に応じて決定することができる賠償額が、現行法では50万元以下であるのに対し、改正著作権法では500万元以上500万元以下に引き上げられた。

さらに、権利者が立証を尽くしており、侵害行為に関する帳簿及び資料を侵害者が保有している場合、裁判所が侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿及び資料の開示を命じることができ、開示を拒否した場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を開示した場合には権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判断することができる旨の規定が導入された。

(4) 反不正当竞争法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、改正反不正当竞争法が、2019年4月23日に公布、施行された⁸⁵。2017年11月4日の改正から約1年半後の改正であり、中国における法改正の一般的な間隔と比べて短期間での改正といえる。主な改正点は以下のとおりである。

① 営業秘密の定義の変更（第9条第4項）

「ビジネス情報」を「技術情報」と「経営情報」の上位概念と位置づけ、営業秘密の定義における「技術情報と経営情報」を「技術情報、経営情報等のビジネス情報」という内容に置き換えた。これにより、本改正後の営業秘密の定義は「公衆に知られていない、商業的価値を有し、且つ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等ビジネス情報」となった。

② 営業秘密を侵害する行為の追加（第9条第1項第1号、第4号）

電子侵入手段を利用して他人の営業秘密を獲得する行為を営業秘密の侵害行為の1つとして定めた。また、営業秘密侵害行為に対する教唆、誘惑又は協力など間接侵害行為も営業秘密を侵害する行為として追加された。

③ 営業秘密侵害行為の主体の拡大（第9条第2項）

従来の営業秘密侵害行為の主体は事業者のみとされていたが、本改正で、営業秘密侵害行為の主体を拡大し、事業者のほか、その他の自然人、法人及び非法人組織も追加された。

④ 法的責任の強化（第17条第3項）

懲罰的損害賠償制度が新たに導入され、悪意による営業秘密侵害行為であって情状が重い場合、損害額又は利益額の1倍以上5倍以下で損害賠償額を決定することとされた。

また、損失額及び利益額を算定することが困難な場合の法定損害賠償額の上限額が、300万元から500万元に引き上げられた。

⑤ 立証責任の分配（第32条）

従来、「最高人民法院による不正競争民事事件の審理における法律適用に関する若干問題についての解釈」第14条によれば、営業秘密侵害案件の場合、権利者が、その保有する営業秘密が法定要件を満たしていること、相手方の情報が権利者の保有する営業秘密と同じ、又は実質的に同じであること及び相手方が不正な手段を取ったことについて立証しなければならないとされていた。この点については、権利侵害手段に関する秘密性等もあり、権利者にとってその立証責任の負担が重かった。

改正反不正当竞争法では、権利者の立証負担が軽減された。具体的には、営業秘密の該当性に関する立証については、権利者が初歩的な証拠を提供し、主張する営業秘密に対する保護措置を取ったことを証明し、営業秘密が侵害されたことを合理的に示すことができる場合、相手方は、権利者が主張する営業秘密が法に定めた営業秘密に該当しないことを証明しなければならないこととされた。

⁸⁵ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による建築法等8件の法律改正の決定」
(http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385561.htm)（2020年12月12日確認）

また、侵害行為該当性の証明については、権利者が、初歩的な証拠を提供し、営業秘密が侵害されたことを合理的に示すことができ、次のいずれか 1 つの証拠を提供すれば、相手方は、自身による営業秘密侵害行為を行っていないことを証明しなければならないこととされた。

- 相手方が営業秘密を獲得するルート又は機会があり、その使用する情報が当該営業秘密と実質的に同じであることを示すことができるもの
- 相手方により開示、使用されたこと、又は開示、使用されるリスクがあることを示すことができるもの
- 営業秘密が相手方に侵害されたことを示すことができるその他の証拠

(5) 知的財産の保護に関するその他の関連法令

最高人民法院と最高人民検察院は、知的財産権侵害に係る刑事事件の審理に関して、「知的財産権侵害刑事事件の審理に関する具体的応用法律問題に関する若干の解釈（三）」⁸⁶（2020年9月13日公布、同月14日施行）という司法解釈を公表した。主な内容は以下のとおり。

① 同一商標の認定基準（第1条）

以下のいずれかに該当する場合、刑法第 213 条に規定する「登録商標と同一の商標」と認定することができる。

- 登録商標の字体、字母の大小又は縦横の配列を改変し、登録商標との間に基本的に差異がない場合
- 登録商標の文字、字母、数字等の間の距離を改変し、登録商標との間に基本的に差異がない場合
- 登録商標の色彩を改変し、登録商標の顕著な特徴に影響が出ない場合
- 登録商標の上に商品の通称名、型番等の顕著な特徴に乏しい要素のみを追加し、登録商標の顕著な特徴に影響が出ない場合
- その他登録商標との間に基本的な差異がなく、公衆に対して商標の誤認を生じさせる場合

② 罰金額の判断基準（第10条）

知的財産権侵害については、犯罪による違法所得額、違法売上高、権利者に与えた損害額、侵害物品の数量及び社会への危害等の事情を総合的に考慮し、罰金額を判断する。罰金額は一般的に違法所得額の1倍以上5倍以下とする。違法所得額を認定することができない場合、罰金額は一般的に違法売上高の50%以上1倍以下とする。違法所得額及び違法売上高を認定することができない場合、三年以下の懲役、拘役若しくは保護観察又は罰金のみ処するときは一般的に3万元以上100万元以下の罰金額とし、3年以上の有期懲役に処するときは一般的に15万元以上500万元以下の罰金額とする。

⁸⁶ 中国語：关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（三）
最高人民検察院「知的財産権侵害刑事事件の審理に関する具体的応用法律問題に関する若干の解釈」
(https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbt/202009/t20200913_479686.shtml#1)（2020年12月11日確認）

（３）2020年版不公正貿易報告書 P.45-47 の「（３）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」＜措置の概要＞および＜国際ルール上の問題点＞に記載の中国の措置について、関連する法令（中国契約法、技術輸出入管理条例、輸出禁止・輸出制限技術リスト）を中心に改正の動きの有無・状況を含めて2019年以降の最新情報を調査ください。

1. 民法典の制定

中国では、従来民法に関する法令が複数に分かれて制定されていたが⁸⁷、これらの法令を統合して若干の内容変更を行う形で、2020年5月28日に民法典が公布され、2021年1月1日に施行された⁸⁸。知的財産権のライセンスとの関係で重要な点は以下のとおりである。

① 技術提供者による保証義務（第870条）

民法第870条では、技術譲渡契約の譲渡人又は技術ライセンス契約のライセンサーは、自らが提供する全ての技術について合法的権利を有しており、当該技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約の目的を実現することができることを保証しなければならないとされている。

この規定は技術輸出入管理条例第25条と同一であり、民法典施行後は、少なくとも法令上は内国民待遇が実現されていると評価できる。但し、国外ライセンサーの保証義務を軽減する形で内国民待遇が実現されたわけではなく、内国民にも適用される保証義務を加重する方法によって内国民待遇が実現されたにとどまるため、日本企業が中国において技術ライセンスを行う場合に負う法的保証義務に実質的な影響はないものと考えられる。

② 改良した技術成果の分配（第875条）

民法第875条では、当事者が互恵の原則に基づいて、契約上で専利の実施、技術的秘密の使用後に改良した技術成果の分配方法を定めることができ、規定が不存在又は不明確であって、民法第511条の規定によってもなお確定することができないときは、一方当事者が改良した技術成果について他方当事者はこれを享受する権利を有しないとされている。

この条項は、従来の契約法第354条の規定を引き継ぐものである。

2. 技術輸出入管理条例等の修正

2019年3月2日、国務院は「一部行政法規の改正に関する決定⁸⁹」を公布し、合計49個の行政法規について改正を行った。改正対象の中には「技術輸出入管理条例」も含まれており、同管理条例の第24条第3項、第27条及び第29条が削除された。削除された条項は以下のとおりである。

① 第24条第3項

技術輸入契約の譲受人が契約の約定に従い譲渡人の提供する技術を使用し、他人の適法な権益を侵害した場合には、譲渡人が責任を引き受ける。

② 第27条

技術輸入契約の有効期間内において、改良技術の成果は、改良した当事者に属する。

③ 第29条

技術輸入契約には、次の各号に掲げる制限的条項を含めてはならない。

- 譲受人に対し技術輸入に不可欠でない付帯条件を受け入れるよう要求する。これには、必要でない技術、原材料、製品、設備又はサービスの購入が含まれる。
- 譲受人に対し特許権の有効期間が満了し、又は特許権が無効であると宣告された技術のため使用料を支払い、又は関連する義務を引き受けるよう要求する。

⁸⁷ 具体的には、民法総則、民法通則、物権法、担保法、契約法、不法行為法、婚姻法、相続法、養子縁組法である。

⁸⁸ 全国人民代表大会「民法典」

(<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>)（2020年12月12日確認）

⁸⁹ 中国語：关于修改部分行政法规的决定

中国中央人民政府「国務院令709号」

(http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-03/18/content_5374723.htm)（2021年1月7日確認）

- 譲受人が譲渡人の提供した技術を改良するのを制限し、又は譲受人が改良した技術を使用するのを制限する。
- 譲受人が譲渡人の提供する技術と類似する技術又はそれと競合する技術をその他の源泉から取得するのを制限する。
- 譲受人が原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は源泉を不合理に制限する。
- 譲受人の製品の生産数量、品目又は販売価格を不合理に制限する。
- 譲受人が輸入される技術を利用して生産する製品の輸出ルートを不合理に制限する。

従来、これらの各条項は強行規定であり、これと異なる合意は無効であると解されていた。これらの規定が削除されたことにより、①他人の権利侵害に関するライセンサーの責任、②改良技術の成果の帰属、③制限的条項の内容について、民法典の強行規定に反しない限り当事者間の合意によって決定することができることとなった⁹⁰。

かかる改正により、日本企業が中国において技術ライセンスを行う場合に不可避免的に負担する法的責任が軽減され、契約の内容がより重要性を増すこととなった。日本企業の立場からすると、責任の分担について中国側にも相応の負担割合を求め、又は自社が責任を負う負担額の上限を、受領したライセンス料の全部又は一部に設定し、残額は中国企業が負担すること等を目標として交渉を行うことが考えられる。改良技術の帰属に関する取り決めについてはライセンス契約の時点で明確かつ具体的に規定することは必ずしも容易ではないが、合意内容次第では自社が権利を確保できることを念頭に交渉を行うことが望ましい。制限的条項については、技術輸出入管理条例第29条が削除されたとしても著しく不合理な内容である場合には他の強行法規等により無効と解されるリスクがあることから、契約書に規定する場合にはその合理性について一応の検討が必要である点に留意すべきである。

なお、ライセンサーによる提供技術の完全性等の保証義務（本条例第25条⁹¹）は維持されているが、「1. 民法典の制定」のとおり、中国国内法である民法典において同様の規定が設けられたことから、かかる保証義務は技術ライセンス契約一般においてライセンサーに課せられた義務という位置付けとなり、内国民待遇という観点での問題は解消された。

⁹⁰ ①については民法第874条、②については民法第875条において、それぞれ当事者の合意が優先されることが明記されている。

⁹¹ 技術輸入契約の技術提供者は、その供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた目標を達成できることを保証しなければならないとされている。

2. 米国

内国民待遇

（１）港湾維持税につき、２０１６年版不公正貿易報告書 P.111記載の状況以降について、最新情報を調査ください。

2016年の記載から変化がなく、商業貨物（commercial cargo）に対する0.125%の従価税を賦課する制度が継続している⁹²。

（２）ジョーンズ法につき、２０１９年版不公正貿易報告書 P.51における状況について最新情報を調査ください。

2017年9月にハリケーン「ハーヴェイ」、「イルマ」及び「マリア」が発生した後、トランプ大統領（当時）は、石油等の緊急輸送に関してジョーンズ法の適用除外を承認した⁹³。

2018年12月、米国自治領プエルトリコは、米国の港からプエルトリコへの液化天然ガス（LNG）の輸送に関し、ジョーンズ法の適用除外を申請した⁹⁴。2019年5月、トランプ大統領（当時）は、米国の港からプエルトリコ及び米国北東部へのLNGの輸送に関し、ジョーンズ法の適用除外を検討した。その背景として、LNGの大量輸送を行う米国船が存在しなかったという事情がある。しかし、トランプ大統領（当時）は、共和党議員及び利益団体の反発を受けて、結局適用除外を断念した⁹⁵。また、エネルギー需要の低迷を受け、エネルギー産業界は米国連邦政府に対してジョーンズ法の適用除外を求めたが、認められなかった⁹⁶。

⁹² Office of the Federal Register “Electronic Code of Federal Regulations” (https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=se19.1.24_124&rgn=div8) （2021年1月20日確認）

⁹³ Congressional Research Service “Shipping Under the Jones Act: Legislative and Regulatory Background” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R45725>) 及びCongressional Research Service “Federal Freight Policy: In Brief” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44367>)

⁹⁴ U.S. Energy Information Administration “Puerto Rico’s LNG imports returned to pre-Hurricane Maria levels in late 2018” (<https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=38972>) （2021年1月20日確認）

⁹⁵ WorkBoat “Made in the USA: The Jones Act” (<https://www.workboat.com/news/government/trump-biden-support-the-jones-act/>) （2021年1月20日確認）

⁹⁶ Bloomberg “Trump’s Misguided U-Turn on the Jones Act” (<https://www.bloombergquint.com/business/trump-s-misguided-u-turn-on-the-jones-act>) （2021年1月20日確認）

（１）2020年版不公正貿易報告書 P.65「（１）商標制度（オムニバス法第211条）」について、2019年以降の最新情報を調査ください。

1998年オムニバス法第211条をWTOのルールに適合させる方法については、2つの考え方の対立が存在する⁹⁷。

1つの考え方は、同条を改正し、キューバ政府に接収された資産に関連する商標について権利を主張する全ての人々について、国籍と関係なく適用されるようにすることで、キューバ国民のみに適用される同条の問題点を解消するものである。

もう一つの考え方は、同条を削除するものである。

第116回合衆国議会（2019年1月3日から2021年1月3日まで）において、前者の考え方に基づく法案として No Stolen Trademarks Honored in America Act⁹⁸、後者の考え方に基づく法案として United States-Cuba Relations Normalization Act¹⁰⁰が提出されているが、いずれの法案も成立には至っていない。

（２）2020年版不公正貿易報告書 P.65-66の「（２）著作権制度」について、2017年以降の最新情報を調査ください。具体的には、ビデオゲーム貸与権と著作権例外について、TRIPS協定違反が疑われる点における進捗を確認ください。

ビデオゲームのプログラムを貸与権付与の対象から除外する米国著作権法第109条(b)(1)(B)(ii)と、ロイヤルティを支払うことなく公共の場所（バー、店舗、レストラン等）でラジオやテレビの音楽を流すことを一定の条件下で認めている同法第110条(5)(B)については、現行法でも残存しており、改正は行われていない¹⁰¹。また、第116回合衆国議会に提出された法案にも、これらの規定の改正に関するものは見当たらない¹⁰²。

なお、同法第110条第5項については、米国は、DSU第21条第6項に基づき、「合衆国政府は、合衆国議会と協力するとともに、EUとの間で、本件について相互に満足できる結論に達することができるように協議を続ける。」という内容を含む報告書を、1～2か月に一度のペースでWTOに提出し続けている¹⁰³。

⁹⁷ Congressional Research Service “Cuba: U.S. Policy in the 115th Congress” (<https://fas.org/sgp/crs/row/R44822.pdf>) 58頁

⁹⁸ CONGRESS.GOV “S.756 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/756?q=%7B%22search%22%3A%5B%22No+Stolen+Trademarks+Honored+in+America+Act%22%5D%7D&s=5&r=1>) （2020年12月14日確認）

⁹⁹ CONGRESS.GOV “H.R.1683 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/1683?q=%7B%22search%22%3A%5B%22No+Stolen+Trademarks+Honored+in+America+Act%22%5D%7D&s=5&r=2>) （2020年12月14日確認）

¹⁰⁰ CONGRESS.GOV “H.R.2404 - United States-Cuba Relations Normalization Act” (<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/2404?q=%7B%22search%22%3A%5B%22cuba+trademark%22%5D%7D&s=1&r=3>) （2020年12月14日確認）

¹⁰¹ U.S. Copyright Office “Copyright Law of the United States” (<https://www.copyright.gov/title17/>) （2020年12月14日確認）

¹⁰² U.S. Copyright Office “Legislative Developments” (<https://www.copyright.gov/legislation/>) （2020年12月14日確認）

¹⁰³ WTO 「WT/DS160/24に関する提出文書の検索結果一覧」

([https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=\(%20wt/ds160/*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(%20wt/ds160/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true)) （2020年12月14日確認）

関 税

（１）2020年度版不公正貿易報告書 P.51 「(1)高関税品目」に記載のある「措置の概要」、「懸念点」に記載のある関税率や、「最近の動き」につき変更があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

2019年の非農産品単純平均譲許税率は3.2%で、2018年から変更はない。非農産品について、2019年の譲許率は100%、平均実行関税率は3.1%で、2018年から変更はない¹⁰⁴。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、履物（最高48%を維持）、ガラス製品（最高38%を維持）、アパレル製品（最高32%を維持）、ほうき・ブラシ類（最高32%を維持）、陶磁器（最高28%を維持）、毛織物（最高25%を維持）、トラック（最高25%を維持）、鞆類（最高20%）、皮革製品（最高20%を維持）、綿織物（最高16.5%を維持）、チタン（最高15%を維持）となっている¹⁰⁵。

「最近の動き」について、ITA拡大交渉及び日米貿易協定のいずれも変更はない¹⁰⁶。

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2020年3月10日、USTRは、スーパー301条に基づき2019年9月1日から課税されていた追加関税（2019年9月1日から2020年2月13日までは15%、2020年2月14日からは7.5%）につき、その対象から一部製品（8品目）を一時的に除外すると公表した。なお、上記措置は、2019年9月1日に遡って発効した¹⁰⁷。

上記措置の根拠法はスーパー301条である。上記措置の実施期間は、2019年9月1日から2020年9月1日までであったが、2020年12月31日まで延長され、さらに2021年3月31日まで再延長された¹⁰⁸。上記措置の対象品目には、医療用衣類、紙製病院用ベッドシート、医療用ゴム手袋、外科用被布等、医療関連の品目が多く含まれている。USTRは上記措置の目的を説明していないが、医療関連の品目を多く含んでいることから、COVID-19の感染拡大防止が目的と考えられる。

（３）2020年度版不公正貿易報告書 P.52 「(2)時計の関税算定方法」について、最近の動きについて何らかの変化があるかどうか調査・報告ください。

ITCにおいて2020年の改定項目に時計の関税算定方法は含まれておらず、時計の算定方法は、従前どおり、部品ごとに関税額を計算して合算する方法である¹⁰⁹。よって、昨年から変化はない。

¹⁰⁴ WTO “Tariff Profiles 2019” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf) 及びWTO “Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)

¹⁰⁵ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2021年1月20日確認）

¹⁰⁶ USTR “2020 Trade Policy Agenda and 2019 Annual Report”

(https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Trade_Policy_Agenda_and_2019_Annual_Report.pdf) 及びUSTR “U.S.-Japan Trade Agreement Negotiations” (<https://ustr.gov/countries-regions/japan-korea-apec/japan/us-japan-trade-agreement-negotiations>) （2021年1月20日確認）

¹⁰⁷ USTR “Notice of product exclusions: China's acts, policies, and practices related to technology transfer, intellectual property, and innovation” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-10/pdf/2020-05000.pdf>)

¹⁰⁸ USTR “Notice of Product Exclusion Extensions: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-09-02/pdf/2020-19419.pdf>) 及びUSTR “Notice of Product Exclusion Extensions and Additional Modifications: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/COVID_Extensions_December_2020.pdf)

¹⁰⁹ ITC “Harmonized Tariff Schedule (2020 Revision 3)” (<https://hts.usitc.gov/view/release?release=2020HTSARev3>) 乃至ITC “Harmonized Tariff Schedule (2021 Preliminary Revision 2)” (<https://hts.usitc.gov/view/release?release=2021HTSAPrelimRev2>)

(1) 【外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）（2019年国防権限法）、エクソン・フロリオ条項】CFIUSの審査等の実施状況のアップデート、および最近1年の動き（法令改正関連の動き含む）を調査ください。

2020年5月21日、財務省は、2020年2月13日に施行されたFIRRMAの一部条項に対する改正案を公表した。従前、FIRRMAに基づくCFIUSへの事前申告（notification）義務の対象は、特定27産業分野における重要技術（critical technologies）に関する一定の投資に限られていた。上記改正案は、「特定27産業分野における」という限定を削除し、CFIUSへの事前申告義務について、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可が必要になるであろう場合は、原則として事前申告義務が生じると変更するものである¹¹⁰。なお、「重要技術（critical technologies）」の意義自体に変更はない。

2020年9月15日、財務省は、CFIUSへの事前申告義務の要件について、北米産業分類システム（NAICS）コードに基づく要件を米国輸出管理規則（EAR）に基づく要件に変更した最終規則を公表した。この最終規則は2020年10月15日に施行されたが、2020年5月21日公表の上記改正案を若干修正したものの、概ね上記改正案に沿った内容となっている¹¹¹。

なお、最近では、確認できた公表事例としては、2019年、株式会社東芝が、米国でLNG事業を行う連結子会社の全株式を中国企業に譲渡しようとしたところ、株式譲渡予定日までにCFIUSの承認が得られなかったことなどを理由に、当該株式譲渡を中止した¹¹²。また、2018年、株式会社LIXILグループは、北米でカーテンウォール事業を行う連結子会社の全株式を中国企業に譲渡しようとしたところ、CFIUSから当該株式譲渡を承認しない旨の通知を受けたため、当該株式譲渡を中止した¹¹³。

また、外国企業の公表事例として、2018年、シンガポール企業Broadcom Ltd.が、通信機器等の開発を行う米国企業Qualcomm Inc.の株式公開買付を実施しようとしたところ、トランプ大統領は、CFIUSの勧告に基づき、当該株式公開買付を禁止する旨の大統領令を発令した¹¹⁴。また、2019年、中国企業Beijing Kunlun Companyが、ソーシャルアプリを運営する米国企業Grindr LLCを買収した後、CFIUSから当該米国企業の売却を要求されたため、これに従い当該米国企業を売却した¹¹⁵。さらに、2020年、中国企業Beijing Shiji Information Technology Co., Ltd.及びその完全子会社である香港企業Shiji (Hong Kong) Ltd.が、ホテル向けクラウドサービスを提供する米国企業StayNTouch, Inc.の株式等を取得したところ、トランプ大統領は、CFIUSの勧告に基づき、さらなる株式等の取得を禁止し、既に取得した株式等の売却を要求する大統領令を発令した¹¹⁶。

¹¹⁰ 財務省 “Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons”
(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-21/pdf/2020-10034.pdf>)

¹¹¹ 財務省 “Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons”
(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-09-15/pdf/2020-18454.pdf>)

¹¹² 株式会社東芝「2019年3月期決算短信〔米国基準〕（連結）」

¹¹³ 株式会社LIXILグループ「アニュアルレポート2019」

¹¹⁴ White House “Presidential Order Regarding the Proposed Takeover of Qualcomm Incorporated by Broadcom Limited”
(<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-order-regarding-proposed-takeover-qualcomm-incorporated-broadcom-limited/>)

¹¹⁵ Congressional Research Service “The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)”
(<https://fas.org/sgp/crs/natsec/RL33388.pdf>)

¹¹⁶ White House “Order Regarding the Acquisition of Stayntouch, Inc. by Beijing Shiji Information Technology Co., Ltd.”
(<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/order-regarding-acquisition-stayntouch-inc-beijing-shiji-information-technology-co-ltd/>)

(参考)「外国投資・国家安全保障法」に基づく CFIUS の審査等の実施状況¹¹⁷

対象取引、取下げ、大統領の決定の件数 (2017～2019 年)						
対象年	通知件数		審査期間中の通知取下げ 件数	審査件数	審査中の通知取下げ件数	大統領決定数
		うち日本が取得者となる対象取引に関するもの				
2017 年	237	20	4	172	70	1
2018 年	229	31	2	158	64	1
2019 年	231	46	0	113	30	1
合計	697	97	6	443	164	3
日本法人が取得者である場合の通知対象取引件数 (セクター別) (2017～2019 年)						
製造業	鉱業、公共事業、建設業		卸売業、小売業、運輸業	金融業、情報通信業、サービス業	合計	
35	9		6	47	97	

(“CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2019, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION”より、TMI総合法律事務所作成)

(2) 【電子商取引】カリフォルニア州などの連邦州レベルで導入及び検討されているデータ流通規制、2020年7月欧州司法裁判所の「シュレムズII」判決による米欧プライバシーシールドの失効を踏まえた動向（新たなデータ移転枠組み構築に向けた取組等）について、調査・報告ください。

1. 概要

米国における個人データ保護法はパッチワーク式であると言われてきた。このように言われるのは包括的な個人データ保護法が存在せず、一定の種類の個人データに限定して、あるいは一定の業種に限定して、個人データの保護が図られてきたからである。また、米国は、欧州等と比べて、個人データ保護規制が比較的緩やかな国であると言われてきた。しかしながら、ケンブリッジ・アナリティカ事件¹¹⁸等による個人データ保護に対する世論の高まりを経て、連邦取引委員会法等の既存の法律の執行の強化や、米国初の包括的な個人データ保護法と言われるカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）の制定により、近年急速に個人データ保護規制の強化が進んでいる。以下では、特に個人データの流通の場面において重要な影響を持つ法規制の状況を解説する。

¹¹⁷ CFIUS “ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2019, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION”

(<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-Annual-Report-CY-2019.pdf>)

¹¹⁸ データ分析企業であるケンブリッジ・アナリティカが2016年のアメリカ大統領選における選挙戦のためにFacebookのユーザ情報を不正に利用していたと報道された事件。アプリ提供者が、Facebook上で提供された性格診断アプリを通じてユーザ情報を収集し、これをケンブリッジ・アナリティカに販売していたとされる。この事件では合計約8,700万人のユーザ情報が不正利用されたと報じられ、Facebookの株価は大幅に下落し、Facebookのアカウント削除運動にも発展した。

2. 連邦法

米国には、欧州一般データ保護規則（GDPR）第44条のような、個人データの越境移転を一般的に規制する法律は存在しない。また、後述するCCPAのような包括的な個人データ保護法を連邦レベルでも導入すべきであるという議論は存在するものの、具体的な導入の見通しは立っていない。そのような状況ではあるものの、連邦政府は、連邦取引委員会法の活用により、個人データの保護を図る取り組みを行っている。

連邦取引委員会法は、連邦取引委員会の設立とその権限を定めた法律である。連邦取引委員会法には、プライバシー保護に直接言及する規定は存在しないが、同法は連邦取引員会に対して商業活動に関して行われる「欺瞞的な行為又は慣行」（Deceptive acts or practices）を規制する権限を与えており¹¹⁹、連邦取引員会は当該権限を個人データ保護に関する規制を行うために活用している。具体的には、連邦取引員会は、企業がプライバシーポリシー等で通知・公表している内容と、当該企業による実際の個人データの取扱いが異なる場合には、「欺瞞的な行為又は慣行」があったものとして、取り締まりを行っている。連邦取引委員会法自体は、個人データの流通に関する事項を通知・公表することを直接義務付けてはいないが、後述するCCPA等の他の法律で個人データの販売・提供等についての通知・公表が義務付けられている場合があり、かかる義務に基づいた通知・公表の内容が事実と異なる場合には、連邦取引委員会法の下でも取り締まりの対象となり得る。

連邦取引委員会は、違反があると信じる理由がある場合には、対象企業に対して訴状を送付し、排除措置命令の手续に入る¹²⁰。もっとも、多くの場合には、対象企業と連邦取引員会が和解を行い、連邦取引委員会が対象企業に対して、かかる和解と同一内容の命令（同意命令）を出す形で決着する。

日本企業に関係する具体的な事例としては、例えば、2020年に、米欧間のプライバシー・シールドの枠組みに準拠している旨を公表していたにもかかわらず、実際にはこれに準拠していなかったとして、日本の通信事業者の子会社で、米国でデータセンターを運営する企業に対して、同意命令が出されている¹²¹。

3. カリフォルニア州法

(1) 概要

米国においては、複数の州が個人データ保護に関する法律を制定しているが、カリフォルニア州は個人データ保護の分野において米国において最も先進的な州であると言われることが多く、実際に、米国初の包括的な個人データ保護法と言われるカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）を制定している。以下では、このCCPAと、2020年12月に成立したばかりのカリフォルニア州プライバシー権法（CPRA）について説明する。

(2) カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）¹²²

CCPAは、2018年6月に制定され、2020年1月に施行された米国初の包括的な個人データ保護法であり、既存の連邦法・州法に無かった「消費者」¹²³の権利を新たに規定している。個人データの流通に関しては、特に以下のルールが重要である。

¹¹⁹ 合衆国法典第15編第45条第(a)項

¹²⁰ 合衆国法典第15編第45条第(b)項

¹²¹ 連邦取引委員会のプレスリリース “Data Center Company Settles FTC Privacy Shield Case” (<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/06/data-center-company-settles-ftc-privacy-shield-case>)

¹²² CCPAは、カリフォルニア州民法典の1798.100条以下の各条項に規定されている。当該各条項は、2020年12月のCPRAの成立によって改正されているが、後述のとおり、かかる改正の大部分は2023年に施行される予定である。本項目においてカリフォルニア州民法典の条文を引用している場合は、当該改正前の条文を引用するものである。

¹²³ CCPAが適用されるのは、「消費者」（Consumer）の個人情報についてであるが、この「消費者」はカリフォルニア居住者を意味するものとして定義されており、日常用語における「消費者」とは意味が全く異なる点に留意を要する（カリフォルニア州民法典1798.140条第(g)項）。

① 販売停止請求権等

CCPAにおいては、以下のとおり、個人情報の「販売」が規制されている。個人情報の「販売」とは、金銭その他の経済対価を得て行われる個人情報の提供のことであるが¹²⁴、その外延は必ずしも明確ではない。但し、一定の要件を満たすサービス提供者への個人情報の提供については、「販売」に該当しないことが明確に規定されている¹²⁵。

➤ 【販売停止請求権（オプトアウト権）】

消費者の個人情報を販売している事業者は、当該消費者から請求（以下「販売停止請求」という。）があった場合には、かかる販売を中止しなければならない¹²⁶。事業者は、消費者に対して、2 つ以上の販売停止請求の手段を提供しなければならず、そのうち一つは、事業者のウェブサイト又はモバイル・アプリケーションに設置された“Do Not Sell My Personal Information”という表記があるリンク（以下「販売停止請求リンク」という。）からアクセスできる、双方向型の手段でなければならない¹²⁷。

➤ 【16 歳未満の消費者に係る個人情報の販売禁止】

事業者は、16 歳未満の消費者の個人情報については、それぞれ、(i) 13 歳以上 16 歳未満の消費者については消費者本人の積極的承諾（affirmative authorization）が、(ii) 13 歳未満の消費者については保護者の積極的承諾が、得られない限り販売してはならない¹²⁸。

② 個人情報の販売等に関する情報提供

CCPAは、個人情報の販売及び開示に関して、事業者に対し、以下のとおり消費者に情報提供を行うことを求めている。前述のとおり、プライバシーポリシー等における通知・公表の内容と実際の個人データの取扱いが異なる場合には、連邦取引委員会法上の「欺瞞的な行為又は慣行」として取り締まりの対象となることから、事業者は自らが行った通知・公表の内容に縛られることとなる。

➤ 【収集時の通知】

個人情報を販売する事業者は、個人情報の収集時までに、販売停止請求リンク（オフラインで通知を行う場合には、販売停止請求ができるウェブページの場所）を消費者に通知しなければならない¹²⁹。

➤ 【プライバシーポリシーにおける公表】

事業者は、そのプライバシーポリシーにおいて、個人情報を販売しているか否かを公表しなければならない。また、事業者は、過去 12 か月間において行った個人情報の開示又は販売について、対象となった個人情報のカテゴリ及び販売・開示先となった第三者のカテゴリを、プライバシーポリシーで公表しなければならない¹³⁰。

➤ 【開示請求】

事業者は、消費者から求められた場合には、個人情報の販売先・開示先のカテゴリや、販売・開示された個人情報のカテゴリ等を開示しなければならない¹³¹。

¹²⁴ カリフォルニア州民法典1798.140条第(t)項(1)

¹²⁵ カリフォルニア州民法典1798.140条第(t)項(2)(C)、第(v)項

¹²⁶ カリフォルニア州民法典第1798.120条第(a)項、第(d)項

¹²⁷ カリフォルニア州民法典規則第999.315条第(a)項

¹²⁸ カリフォルニア州民法典第1798.120条第(c)項、第(d)項

¹²⁹ カリフォルニア州民法典第1798.120条第(b)項、同法規則第999.305条第(b)項第(3)号

¹³⁰ カリフォルニア州民法典第1798.115条第(c)項、第1798.130条第(a)項第(5)号、同法規則第999.308条第(c)項第(1)号

¹³¹ カリフォルニア州民法典第1798.110条第(a)項第(b)号、同法規則第999.301条第(r)項、第999.313条第(c)項第(10)号

(3) カリフォルニア州プライバシー権法（CPRA）

CPRAは、カリフォルニア州の住民投票で可決され、2020年12月に成立した法律であり、CCPAを様々な点で変更し、消費者の権利を強化することをその目的としている。一部の条項を除き、CPRAは2023年1月に施行されることが予定されている¹³²。

CPRAにおいては、個人情報の「販売」だけではなく、「共有」についても停止請求権等の権利が認められている¹³³。この「共有」は、CPRA上、複数の事業者やブランドの異なる複数のウェブサイト等から収集した個人情報を用いて消費者に対してターゲティング広告を行うために個人情報を提供することと定義されており、CCPAにおいては「販売」に該当するか不明瞭な場合が多かったターゲティング広告の分野において、停止請求権を行使できる範囲が広範に確定されることとなった¹³⁴。

また、CPRAにおいては、機微個人情報（Sensitive Personal Information）というCCPAには無かった概念が導入され、消費者から機微個人情報の利用・開示を停止するよう請求を受けた場合には、事業者は、商品・サービスの提供等の限られた目的以外のために機微個人情報を利用又は開示することができないものとされた¹³⁵。

4. その他の州法

次の表は、CCPA及びCPRAと比較する形で、カリフォルニア州以外の州の法律のうち、個人データの流通に影響を与える主要な規制の概要をまとめたものである。

州名	カリフォルニア州		ネバダ州	メイン州
法律名 又は法案名	California Consumer Privacy Act of 2018	California Privacy Rights Act of 2020	Senate Bill 220	Act to Protect the Privacy of Online Customer Information
成立年月	2018年6月	2020年12月	2019年5月	2019年6月
施行年月	2020年1月	2023年1月	2019年10月	2020年7月
提供について 本人同意を要する場合	事業者が16歳未満の消費者の個人情報を販売する場合	事業者が16歳未満の消費者の個人情報を販売又は共有する場合	—	インターネット・サービス・プロバイダーが、個人情報を提供する場合
本人に提供停止請求権が付与される場合	事業者が消費者の個人情報を販売する場合	事業者が消費者の個人情報を販売又は共有する場合、及び消費者の機微個人情報を提供する場合	ウェブサイトの運営者等がオンライン上で取得した消費者の個人情報を販売する場合	—
備考	「販売」とは、金銭その他の経済対価を得て行う個人情報の提供を意味する。	「共有」とは、複数の事業者やブランドの異なる複数のウェブサイト等から収集した個人情報を用いてターゲティング広告を	「販売」とは、取得した個人情報を更に販売又はライセンスしようとしている第三者に対して、金銭対価と交換で個人情報を	—

¹³² カリフォルニア州プライバシー権法第31条第(a)項

¹³³ カリフォルニア州プライバシー権法第9条等

¹³⁴ カリフォルニア州プライバシー権法第14条

¹³⁵ カリフォルニア州プライバシー権法第10条

州名	カリフォルニア州	ネバダ州	メイン州
	行うために個人情報 を提供すること を意味する。	渡すことを意味す る。	

また、CCPAが2018年6月に成立して以降、カリフォルニア州以外の州においても、CCPA類似の法律の制定に向けた動きがみられる。例えば、バージニア州、ニューハンプシャー州、ワシントン州、ネブラスカ州、メリーランド州等である¹³⁶。この動きは、COVID-19の影響で遅滞しているようであるが、2021年以降に再度活発化する可能性がある。

5. プライバシー・シールドの無効化とその後の動向

(1) プライバシー・シールド

欧州一般データ保護規則（GDPR）第44条は、EU域外への個人データの移転を原則として禁止しているが、EU域内から米国への個人データの移転については、「プライバシー・シールド」と呼ばれる枠組みのもとで認められてきた。しかし、2020年7月16日、欧州司法裁判所によって、「プライバシー・シールド」が無効であるとの判決（以下「プライバシー・シールド無効判決」という。）が下された¹³⁷。かかる無効判決に至るまでの経緯は以下のとおりである。

① セーフ・ハーバー協定の締結と無効判決

EUと米国の間において大量の個人データ移転が行われてきた経緯から、EU及び米国の間では、2000年7月、「セーフ・ハーバー協定」が締結され、EU域内から、当該協定に定められた基準を遵守している米国企業への個人データの越境移転が認められることとなった。

しかし、2013年6月、元米国中央情報局員（CIA）のスノーデン氏により、米国の国家安全保障当局による個人データの取得に問題があることが公表されたことを契機に、米国内での個人データの取扱いに問題があるという意見が強まり、2015年10月、セーフ・ハーバー協定が無効であるとの判決が欧州司法裁判所によって下された¹³⁸。

② プライバシー・シールドの採用

セーフ・ハーバー協定の無効判決を受け、米国及びEUが、EU域内から米国への個人データの越境移転の方策について政府間交渉を重ねた結果、欧州委員会は、2016年7月、セーフ・ハーバー協定に代わる枠組みとして、「プライバシー・シールド」を認めた¹³⁹。

③ プライバシー・シールドの無効判決

2020年7月16日、欧州司法裁判所によって、プライバシー・シールド無効判決が下された。欧州司法裁判所は、同判決において、EU域内から移転された個人データが第三国の法律に基づき当該国の政府機関による監視の対象になる場合においても、移転される個人データはGDPRの適用を受け、適切な保護措置によりGDPRにより保障される保護と同等の水準の保護が提供される必要があることを

¹³⁶ 2020 Consumer Data Privacy Legislation (<https://www.ncsl.org/research/telecommunications-and-information-technology/2020-consumer-data-privacy-legislation637290470.aspx>)

¹³⁷ Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 – Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11388612>)

¹³⁸ Court of Justice of the European Union in Case C-362/14 – Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=169195&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=22606640>)

¹³⁹ 欧州委員会 “Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AAOJL_2016.207.01.0001.01.ENG)

確認した。その上で、同判決は、EU域内から米国に越境移転された個人データへ米国当局が安全保障目的でアクセスすることを可能とする米国の法上の枠組みは、米国当局による個人データの監視に何らの制限が課せられておらず、米国当局を相手取った訴えの提起が認められていない点等において、個人データの保護水準がGDPR上求められている水準と実質的に同等の水準を満たしていないと判示し、プライバシー・シールドは無効であると判断した。

(2) プライバシー・シールド無効判決の影響

① 欧州委員会による標準契約条項（SCC）の改定案発表

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、提供先との間でSCCを締結する方法がある。プライバシー・シールド無効判決においては、欧州委員会が公表しているSCCは引き続き有効であると判断されたため、同判決以降のEU域内から米国への個人データの越境移転については、SCCを利用することにより適法に行うことが可能である¹⁴⁰。

しかしながら、プライバシー・シールド無効判決においては、SCCを利用して適法に個人データを越境移転させるためには、移転先である第三国の法律に基づく保護及びSCCに基づく保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かを事案ごとに確認し、検証の結果、十分でないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じなければならないとされた。同判決においては、米国当局の監視権限を認める米国の問題点が指摘されているため、EU域内から米国に対してSCCを用いて個人データを移転しようとする場合には、この指摘を踏まえて、GDPR上の保護水準をどのように満たすかを検討する必要がある。この点に関しては、米国政府が、EU域内から米国への個人データの越境移転を行おうとしている事業者向けに、米国の法等に関する情報提供を行うことを目的として、ホワイトペーパーを公表している¹⁴¹。また、同判決を踏まえ、欧州委員会により、EU域内から第三国へ個人データの域外移転を行おうとしている事業者による当該第三国の個人データ保護水準の検証方法やGDPR上の保護水準を満たすための追加措置の具体例等についてのガイドラインが公表された¹⁴²。

② プライバシー・シールド無効判決の拘束的企業準則（BCRs）への適用

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、拘束的企業準則（BCRs）¹⁴³を定める方法がある。プライバシー・シールド無効判決の考え方はBCRsにも適用される¹⁴⁴。したがって、BCRsに基づく個人データ移転が可能かどうかは、移転先である第三国の法律に基づく保護及びBCRsに含まれる保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かによって判断されることになり、検証の結果、十分でないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じる必要がある。

¹⁴⁰ 欧州委員会は、プライバシー・シールド無効判決後の2020年11月、GDPRの施行以来検討されていたSCCの改定案及び決定書のドラフトを策定・公表した（<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12741-Commission-Implementing-Directive-on-standard-contractual-clauses-for-the-transfer-of-personal-data-to-third-countries>）。SCCの改定案は、EU加盟国の承認後に欧州委員会により採択され、正式な決定書が公表されることとなる。

¹⁴¹ 米国商務省 “Information on U.S. Privacy Safeguards Relevant to SCCs and Other EU Legal Bases for EU-U.S. Data Transfers after Schrems II”（<https://www.privacyshield.gov/servlet/servlet.FileDownload?file=015t00000000kyhX>）

¹⁴² 欧州委員会 “Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data, Adopted on 10 November 2020”

（https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_recommendations_202001_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf）

¹⁴³ EU内の企業が同一企業内で個人データを越境移転する際に、当該移転を適法ならしめるために遵守されるべき当該企業内部における個人データ保護方針のことをいう（GDPR第4条第20号）。

¹⁴⁴ 欧州委員会 “Frequently Asked Questions on the judgment of the Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 - Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems, Adopted on 23 July 2020, 6)及び9)”（https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/20200724_edpb_faqs_cjuc31118.pdf）

③ 今後の動向

欧州裁判所は、プライバシー・シールド無効判決において、EU域内から第三国への個人データの越境移転に関してSCCが利用可能であると判示しており、当該判決の考え方はBCRsにも適用される。したがって、今後、EUから十分性認定を受けていない他の地域へ個人データを移転する場合には、SCCやBCRsによる適切な対応がとることが考えられる¹⁴⁵。なお、米国商務省及び欧州委員会は、同判決を受け、同判決の要求を満たすプライバシー・シールドの代わりとなる枠組みについての議論を開始している¹⁴⁶。

一方的措置・域外適用

(1) USTRが301条（スーパー301条またはスペシャル301条より開始されたものを含む）に基づいて調査開始した案件の最新状況について教示ください。また、2016年版不正貿易報告書図表I-3-7に関し、アップデート情報があれば教示ください。（2016年版不正貿易報告書P147-149を参照）

中国の技術移転・知財等に関する案件において、USTRは、2020年3月25日から同年6月25日まで、COVID-19対策として、医療関連製品に関する対中追加関税の適用除外に向けたパブリックコメントを募集した¹⁴⁷。これは、上記「関税（2）」にて述べた措置への追加措置として検討されたものである。

EU及びその加盟国の大型旅客機に関する案件において、USTRは、2020年3月18日、英独仏西4か国で製造された大型旅客機に関する追加関税を従前の10%から15%に引き上げた¹⁴⁸。

フランスのデジタルサービス税に関する案件は、2020年7月10日付けで、25%の追加関税を課すことが決定された。但し、当該追加関税の適用は最長で180日間停止され、停止期間の末日は2021年1月6日である¹⁴⁹。

オーストリア、ブラジル、チェコ、EU、インド、インドネシア、イタリア、スペイン、トルコ及び英国のデジタルサービス税に関して、USTRは、2020年6月5日、調査を開始すると発表した¹⁵⁰。

ベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する案件、並びに為替評価に関する案件について、USTRは、2020年10月8日、調査を開始すると発表した¹⁵¹。

¹⁴⁵ なお、EU域内及び日本の間の個人データの越境移転に関しては、2019年1月に相互に十分性認定をしていることから、EU域内から日本に個人データの越境移転を行う企業は、SCCを利用することなく適法に個人データを越境移転することが可能である（GDPR第45条第1項）。EU離脱後の英国についても、相互の十分性認定は維持されている。なお、個人情報保護委員会は、十分性認定によりEU域内又は英国から移転を受けた個人データについて事業者が遵守すべきルールとして、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf）を公表している。

¹⁴⁶ 欧州委員会“Joint Press Statement from European Commissioner for Justice Didier Reynders and U.S. Secretary of Commerce Wilbur Ross”（https://ec.europa.eu/info/news/joint-press-statement-european-commissioner-justice-didier-reynders-and-us-secretary-commerce-wilbur-ross-7-august-2020-2020-aug-07_en）

¹⁴⁷ USTR “FAQs for Request for Comments on Additional Modifications to the 301 Action to Address COVID-19: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation”（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FAQs_on_Additional_Modifications_to_Address_COVID-19.pdf）（2021年1月20日確認）及びUSTR “Request for Comments on Additional Modifications to the 301 Action To Address COVID-19: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation”（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Additional_Modifications_to_Address_COVID-19.pdf）

¹⁴⁸ USTR “Notice of Modification of Section 301 Action: Enforcement of U.S. WTO Rights in Large Civil Aircraft Dispute”（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification_of_Section_301_Action_Enforcement_of_U.S._WTO_Rights_in_Large_Civil_Aircraft_Dispute.pdf）及びUSTR “Ministerial Error Correction: Enforcement of U.S. WTO Rights in Large Civil Aircraft Dispute”（<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-12/pdf/2020-05033.pdf>）

¹⁴⁹ USTR “Notice of Action in the Section 301 Investigation of France’s Digital Services Tax”（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/France_Digital_Services_Tax_Notice_July_2020.pdf）

¹⁵⁰ USTR “Initiation of Section 301 Investigations of Digital Services Taxes”（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/DST_Initiation_Notice_June_2020.pdf）

¹⁵¹ USTR “Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to the Import and Use of Illegal Timber”（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam_Timber_Initiation_Notice_October_2020.pdf）及びUSTR “Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to Currency Valuation”

(2) 2020年度版のスペシャル「301条報告書」において、「優先監視国」、「監視国」、または「306条監視国」に指定した国の数を教示ください。なお、去年から追加・削除等あれば、国名を明示下さい。

2020年4月にUSTRより公表された「2020年スペシャル301条報告書」において、301条リストに入っている国は36か国であった。その内「優先監視国」からはクウェートが監視国に引き下げられる形で除外され、10か国となっている（アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ、ベネズエラ）。

また、監視国には、優先監視国から引き下げられたクウェートのほか、新たにトリニダード・トバゴが追加され、コスタリカ、ジャマイカ、ギリシャ及びスイスは削除された。これにより、監視国には23か国（バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、グアテマラ、クウェート、レバノン、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、ルーマニア、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、アラブ首長国連連邦、ウズベキスタン、ベトナム）が指定された。なお、引き続き中国が306条監視国に指定されている（1か国のみ）¹⁵²。

(3) 再輸出管理制度につき、2016年版不公正貿易報告書P. 156-157記載の状況以降について、最新情報を調査ください。また、輸出管理改革法（ECRA）（2019年国防権限法）、輸出管理規則（EAR）、エンティティ・リスト、輸出管理に関する運用・個別措置について、最新情報を調査ください。

1. ECRA

ECRAにおいて、エマージング技術及び基盤的技術は、米国の国家安全保障上重要な技術と規定されるのみで、明確な定義が存在しない。エマージング技術及び基盤的技術の意義を明確化する規則が施行される予定であるものの、現時点でこれに関する規制（案）は公表されていない。

2020年8月27日から2020年11月9日まで、産業安全保障局（BIS）は、ECRAに基づき、エマージング技術及び基盤的技術に関するパブリックコメントを募集した¹⁵³。

また、BISは、2020年10月5日、ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement）の2019年12月本会議において合意されたエマージング技術につき、その輸出管理を履行するため、EAR及び規制品目リスト（Commerce Control List）を改定する最終規則を施行した¹⁵⁴。

2. EAR

(1) Huawei関連の規制

BISは、2020年5月15日及び2020年8月17日にEARを改正した¹⁵⁵。これらの改正により、Huawei及びその関連企業にのみ適用される特殊な輸出制限が追加された。

(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam_Currency_Initiation_Notice_October_2020.pdf)

¹⁵² USTR “2020 Special 301 Report” (https://ustr.gov/sites/default/files/2020_Special_301_Report.pdf)

¹⁵³ DOC “Identification and Review of Controls for Certain Foundational Technologies”

(<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2598-foundational-technologies-anprm-ah80-pub-82720-2020-18910/file>) 及びDOC “Identification and Review of Controls for Certain Foundational Technologies; Correction” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2650-85-fr-64078/file>)

¹⁵⁴ DOC “Implementation of Certain New Controls on Emerging Technologies Agreed at Wassenaar Arrangement 2019 Plenary”

(<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2632-85-fr-62583/file>)

¹⁵⁵ DOC “Commerce Addresses Huawei’s Efforts to Undermine Entity List, Restricts Products Designed and Produced with U.S. Technologies” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/05/commerce-addresses-huaweis-efforts-undermine-entity-list-restricts>) 及びDOC “Commerce Department Further Restricts Huawei Access to U.S. Technology and Adds Another 38 Affiliates to the Entity List” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/08/commerce-department-further-restricts-huawei-access-us-technology-and>)（2021年1月20日確認）

2020年5月15日の改正により、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②Huawei又はその関連企業によって製造又は設計されている場合、Huawei等に輸出、再輸出又は国内移転するときは、（当該事実を知り又は知りうるときは）事前にBISの許可が必要となった。

さらに、2020年8月17日の改正により、①一定の米国原産の技術若しくはソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品又はそのような直接製品である米国外の工場、施設、設備等により生産された製品が、②Huawei又はその関連企業が、(i)生産、購入若しくは注文する部品又は装置の開発若しくは製造に使用される場合、又は(ii)購入者、中間荷受人、最終荷受人、若しくはエンドユーザー等となる場合、Huawei等に輸出、再輸出又は国内移転するときは、事前にBISの許可が必要となった。なお、Huawei等への輸出について、BISに許可申請した場合、BISは原則として許可しない方針で審査すると述べている¹⁵⁶。

(2) 軍事エンドユース及び軍事エンドユーザー規制の拡大

BISは、2020年4月28日、軍事エンドユース及び軍事エンドユーザー規制を拡大する改正EARを発表し、同年6月29日に施行した¹⁵⁷。主な変更点は、以下の5つである。

第1に、軍事エンドユーザー規制の対象として、従前のロシア及びベネズエラに加え、中国が追加された。その結果、中国に対する輸出、再輸出及び国内移転については、その時点で、中国の軍事エンドユーザー（陸海空軍、沿岸警備隊、警察、政府諜報機関、及び偵察組織などが含まれる。）が最終需要者であることを知り又は知りうる場合は、たとえ民生用途であっても、BISの許可が必要となった。

第2に、軍事エンドユース規制における「エンドユース」（最終用途）について、従来は、直接用途（兵器その他の防衛物資の部品等）及び間接用途（兵器の設計、開発、試験、修理及び保守）という区分が存在したが、より広い範囲を含めるため、防衛物資の稼働、設置、保守、修理、オーバーホール及び分解修理のいずれかを用途とすれば足りることとなった。

第3に、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出、再輸出及び国内移転が軍事エンドユース規制又は軍事エンドユーザー規制に該当する場合、原則として輸出許可申請は拒絶されることとなった（15CFR§744.21(e)）。

第4に、中国、ロシア及びベネズエラに輸出される一定品目につき、地域の安定を理由とした新たな規制が導入された。

第5に、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出について、電子輸出申告書の提出を要する範囲を拡大した。従前は貨物価額が2,500米ドル未満であれば原則として電子輸出申告書の提出が免除されていたが、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出については、貨物価額にかかわらず、原則として電子輸出申告書の提出を要することとなった。

(3) 武器禁輸国に関する許可例外の厳格化

BISは、2020年4月28日、武器禁輸国に関する許可例外に関して改正EAR及びEAR改正案を発表した。具体的な変更点は、以下の2つである。

第1に、武器禁輸国に対して、安全保障上の輸出規制対象のうち比較的機微度が低い品目を輸出、再輸出又は国内移転する場合に、エンドユーザー及びエンドユース双方が民生のときはBISの許可を

¹⁵⁶ DOC “Huawei Entity List Frequently Asked Questions (FAQs)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2447-huawei-entity-listing-faqs/file>)（2021年1月20日確認）

¹⁵⁷ DOC “Expansion of Export, Reexport, and Transfer (in-Country) Controls for Military End Use or Military End Users in the People’s Republic of China, Russia, or Venezuela” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2545-85-fr-23459/file>) 及びDOC “Expansion of Export, Reexport, and Transfer (In-Country) Controls for Military End Use or Military End Users in the People’s Republic of China, Russia, or Venezuela; Correction” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2556-85-fr-34306/file>)

不要とするというCIV制度を廃止した。CIV制度は、中国を含む安全保障上の懸念がある国々を対象としていたが、BISは、この改正の理由として、これらの国々において民生技術開発及び軍事技術開発の統合が進んでいる点を指摘している。この改正は、2020年6月29日に施行された¹⁵⁸。

第2に、APR制度から、中国を含む安全保障上の懸念がある国々を除外するという改正案を発表した。APR制度の下では、安全保障上の懸念が最も小さいグループに属する国から第三国に対して、安全保障上の輸出規制対象のうち一定の品目を再輸出又は同一国内移転する場合で、当該再輸出元の国の許可方針に従って、輸出先の国への再輸出又は同一国内移転が認められるときには、BISの許可を不要とするものである。BISは、この改正案の理由として、輸出元の安全保障及び外交政策が米国と同様とは限らない点を指摘している。この改正案は、2020年6月29日までパブリックコメントの対象とされたが、現時点で施行されていない¹⁵⁹。

3. エンティティ・リスト

2020年8月27日、BISは、中国企業24社をEARのエンティティ・リストに追加した。BISの下部組織であるエンドユーザー検討委員会（End-User Review Committee）は、リストへの追加理由として、これらの企業が南シナ海における人工島及び軍事拠点の建設を支援していることを挙げている¹⁶⁰。

また、国防総省は、2020年6月、国防権限法（NDAA1999）に基づき、中国軍に所有又は管理されている中国企業20社のリストを作成して公表し、2020年8月28日に追加のリストを公表した¹⁶¹。当該リストはエンティティ・リストとは異なるものの、大統領は、当該リストに掲載された企業に対して、資産凍結等の制裁を与える権限を有している¹⁶²。なお、当該リストの記載されている企業の一部は、既にエンティティ・リストにも掲載されている。

4. その他

2020年5月15日、トランプ大統領（当時）は、情報・通信技術及びサービスのサプライチェーン保全のための大統領令¹⁶³を発令した¹⁶⁴。これにより、外国の敵対勢力が関与する情報通信技術及びサービスに関する取引につき、それが米国内の情報通信技術、サービス、米国のインフラ若しくはデジタル経済に過度のリスクをもたらす、又は米国の安全保障上容認しがたいリスクをもたらすと認定された取引が禁止される。

さらに、2020年8月6日、トランプ大統領（当時）は、TikTok及びWeChatに関する取引を禁止する大統領令¹⁶⁵を発令した¹⁶⁶。これにより、これらのサービスを米国内で提供することを大幅に制限した。具体的には、米国内のアプリケーション・ストアを通じた配信、米国内における資金決済サービスなどの提供が禁止された¹⁶⁷。

¹⁵⁸ DOC “Elimination of License Exception Civil End Users (CIV)” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-04-28/pdf/2020-07240.pdf>)

¹⁵⁹ DOC “Modification of License Exception Additional Permissive Reexports (APR)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notice/federal-register-2020/2547-85-fr-23496/file>)

¹⁶⁰ DOC “Addition of Entities to the Entity List, and Revision of Entries on the Entity List” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-27/pdf/2020-18909.pdf>)

¹⁶¹ DOD “DOD Releases List of Additional Companies, in Accordance with Section 1237 of FY99 NDAA” (<https://www.defense.gov/Newsroom/Releases/Release/Article/2328894/dod-releases-list-of-additional-companies-in-accordance-with-section-1237-of-fy/>)（2021年1月20日確認）

¹⁶² 国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act, IEEPA）第203条（50 U.S.C. §1702）

¹⁶³ Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13873)

¹⁶⁴ U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-17/pdf/2019-10538.pdf>)

¹⁶⁵ Addressing the Threat Posed by TikTok, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13942)及びAddressing the Threat Posed by WeChat, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13943)

¹⁶⁶ U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17699.pdf>) 及びU.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17700.pdf>)

¹⁶⁷ DOC “Commerce Department Prohibits WeChat and TikTok Transactions to Protect the National Security of the United States”

2020年9月14日、新疆ウイグル自治区で製造された一部の商品の輸入を禁止する違反商品保留命令¹⁶⁸が発令された¹⁶⁹。これは、強制労働等により製造された貨物及び商品等の米国への輸入を禁止する1930年関税法第307条¹⁷⁰をウイグル族の人権問題に適用するものである。

(<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2020/09/commerce-department-prohibits-wechat-and-tiktok-transactions-protect>)
(2021年1月20日確認)

¹⁶⁸ Withhold Release Order, WRO

¹⁶⁹ U.S. Customs and Border Protection “DHS Cracks Down on Goods Produced by China’s State-Sponsored Forced Labor”

(<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/dhs-cracks-down-goods-produced-china-s-state-sponsored-forced-labor>)
(2021年1月20日確認)

¹⁷⁰ 19 U.S.C. 1307

3. ASEAN 諸国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム）

3-1. タイ

サービス貿易

（1）ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 海外のデジタルプラットフォーム（OTT）に対する課税法案を閣議承認

タイ内閣は、Google、Facebook、Alibabaなどの外国のデジタルサービスプロバイダーに付加価値税の支払いを義務づける法案を承認した¹⁷¹¹⁷²。同法案は内閣の承認を得ているが、発効にはタイ議会の承認と公布が必要である。同法案がタイ議会を通過すると、タイ国内においてインターネットサービスを提供する非居住会社及びプラットフォーム（年間180万バーツ(約57,500米ドル)以上の利益を上げるものに限る。）は、売上の7%のVATを支払う必要がある。なお、インターネットサービスには、ゲーム、Eコマース、ホテル予約、メディアストリーミングプラットフォームが含まれる。

なお、かかる規制を除き、現時点では、OTTコンテンツ及びOTTサービス提供者は、特定の政府機関や法令により規制されていない。OTTコンテンツは、主にメディア・コンテンツであることから、コンテンツの種類ごとに関連する法令（著作権法、個人データ保護法、コンピュータ犯罪法等）を遵守する必要がある。

2. タイの個人情報保護法 (PDPA) の施行延期

PDPAは2019年5月27日に官報に掲載され、当初は2020年5月27日に全面的に施行する予定であったが、COVID-19の影響によりPDPAの施行日は2021年6月1日に延期された¹⁷³。

他方、デジタル経済社会省 (MDES)はPDPAの下位基準として、個人データの最低セキュリティ基準を定める通知を発行した。なお、このMDES通知は2020年7月18日から2021年5月31日まで有効である¹⁷⁴。

¹⁷¹ タイ政府 “Link to the Draft Amendment of the Revenue Code”

(http://www.rd.go.th/publish/fileadmin/download/Vatforeign_140163.pdf) (2020年12月11日確認)

¹⁷² タイ政府 “Link to the Government announcement (page 8)”

(https://www.parliament.go.th/ewtadmin/ewt/parliament_parcy/ewt_dl_link.php?nid=71879&filename=The_House_of_Representative_s) (2020年12月11日確認)

¹⁷³ タイ政府 “Link to Royal Decree” (<https://www.krisdika.go.th/librarian/get?sysid=859282&ext=pdf>) (2020年12月11日確認)

タイ政府 “Link to the Government announcement” (<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/31164>) (2020年12月11日確認)

¹⁷⁴ タイ政府 “Link to the Notification” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/164/T_0012.PDF) (2020年12月11日確認)

タイ政府 “Link to the Government announcement” (<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/33532>) (2020年12月11日確認)

（１）2020年度版不公正貿易報告書 P.77に記載のある「関税構造」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨をご報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITAの対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

1. 関税構造

2020年度のWTOの資料¹⁷⁵によれば、2019年のタイの非農産品の譲許税率は71.4%、平均実行税率は7.2%、そして単純平均譲許税率は25.6%となっている。また、衣料品及び輸送機械の平均実行税率は29.6%と22.8%となっており、2018年から変化はない。

その他記載されている高関税品目（洗濯機・冷蔵庫（HSコード8418）：最高30%、自動車部品（HSコード8708）：最高30%、自転車（HSコード8712）：最高30%）の税率には変更は見られない。また、その他の高関税品目（平均実行税率35%以上）として、10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車（HSコード8702、平均実行税率：40%、最高：40%）、貨物自動車（HSコード8704、平均実行税率：36%、最高：40%）、車体（HSコード8707、平均実行税率：52%、最高：80%）、モーターサイクル、補助原動機付きの自転車及びサイドカー（HSコード8711、平均実行税率60%、最高：60%）がある¹⁷⁶。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税

デジタルサイネージ自体のHSコードは存在しない。関連するものとして、HSコード8529.90が考えられる。8529.90の詳細は、8529.90.20、8529.90.40、8529.90.51、8529.90.53、8529.90.54、8529.90.99が含まれいずれの品目も関税は賦課されない。プロジェクター（HSコード8528.59）も上記デジタルサイネージ同様、輸入関税は賦課されない。なお、物品の輸入目的によっては、関税がかかることがある¹⁷⁷。

¹⁷⁵ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2020" (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles20_e.htm) (2020年12月11日確認)

¹⁷⁶ FedEx 「WorldTariffオンラインデータベース」, (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>) (2020年12月11日確認)

¹⁷⁷ 例えば、空気分離フィルター（8529.90.20）については、基本的には無関税であるが、ラジオやテレビに使用される場合には、10%の関税がかかることになる。

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウィルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. 関税定率法施行規則B.E.2530緊急令第12条(第3位)に基づく関税率の引下げ及び関税の免除に関する財務省通達¹⁷⁸

サージカルマスク(HSコード:6307.90.40)及び汚染防止マスク(HSコード6307.90.90)並びにマスクの製造に使用される輸入原材料の輸入は、輸入時に免税となる。この免除は2020年3月24日から2020年9月20日まで有効であった。

2. COVID-19への対処又は防止のため輸入される物品に対する関税の免除に関する財務省の通達¹⁷⁹

この免除規定は、2020年3月26日から2020年9月30日まで有効であった。関税を免除される医療品及び医療機器には、次のものを含むが、これらに限定されない。

- ・ ファビピラピアのような完成薬や様々なタイプの無菌注射薬
- ・ 製剤のような医薬品化学品
- ・ COVID 19診断試薬、N 95マスク、PPEセットなどの医療ツール
- ・ 有害物質リスト:殺菌剤の種類(例:ソジウムヒドロクロロライト0.5%以上、ヒドロゲンペルオキシド0.5%以上)

3. COVID-19発生の影響を受けたタイ国内輸入業者のための原産地証明書の表示に関するタイ税関の通知(No 81/2563) ¹⁸⁰

一般的に、タイ国内輸入業者は、FTAに基づく関税の減免の主張を裏付けるために、輸入申告時に原産地証明書の原本の提出を求められている。2020年3月4日、税関は、輸入時に原本が入手できない場合に限り、ASEAN-中国FTAに基づく輸入についてのみ、輸入者が原産地証明書のコピーを提出することを認める暫定措置を発表した。様式Eの原本は、物品が税関から通関された日から30日以内に提出しなければならない。

その後、上記の措置は2020年4月16日に取り消され、既存のすべてのFTAに基づく原産地証明書に適用される新たな措置に取って代わった。新制度では、輸入日から30日以内に原産地証明書の原本を提出できない場合、輸入業者が期限を30日延長できるようにした。なお、この通知は2020年4月16日から2020年9月30日まで有効であった。

¹⁷⁸ タイ財務省 “Announcement Link” (http://www.customs.go.th/data_files/5d2193763a606d1253c1d617e930eabf.pdf) (2020年12月11日確認)

タイ財務省 “Notification Link”

(http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/067/T_0019.PDF?fbclid=IwAR0BUKD9tQ5qmGFe9sxyzcdLv--qtk15TutiNMii85pSohuhi8J2cixEx4m0) (2020年12月11日確認)

¹⁷⁹ タイ財務省 “Announcement Link” (http://www.customs.go.th/data_files/0b00bf21584cec58a888af12ec45917b.pdf) (2020年12月11日確認)

タイ財務省 “Notification Link” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/083/T_0019.PDF) (2020年12月11日確認)

タイ財務省 “List of exertion good” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/092/T_0015.PDF) (2020年12月11日確認)

¹⁸⁰ タイ財務省 “Announcement Link” (http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/101/T_0007.PDF) (2020年12月11日確認)

4. 関税定率法施行規則（B.E.2530緊急令第12条(5号)）に基づく関税率の引下げ及び関税の免除に関する財務省通達¹⁸¹

財務省は4月10日、146項目（HSコードの規定リストに記載のものに該当する）に及ぶ機械に対して、これらの分野への国内投資を奨励するために免税を適用することを発表した。この免除は2020年4月14日から2020年12月31日まで有効である。

5. 通過物品及び転載物品の関税免除に関する財務省の省令（B.E.2563）¹⁸²

COVID-19による物流上の障害のため、タイ税関は、タイを通過する物品の通過又は積み替えを行う輸入者に対し、物品がタイに入国した日から30日以内にタイから物品を発送する義務を免除した。さらに、期限を守らなかったために国に没収することとなる定めも免除された。

適用除外の資格を得るためには、輸入者は、期限を守ることができなかった理由を示す証拠及び補足種類をタイ税関に提出しなければならない。省令は2020年7月21日に官報に掲載され、2020年3月26日から2020年9月30日まで適用された。

¹⁸¹ タイ財務省 “Link to Notification” (https://www.customs.go.th/data_files/356fb04941bc94bc2d4db882fb8efa33.pdf)（2020年12月11日確認）

¹⁸² タイ財務省 “Link to Ministerial ordinance” (http://www.customs.go.th/data_files/14bd19a65b30f92e825fec148b3773fe.pdf)（2020年12月11日確認）

知的財産

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 産業財産権登録のための審査期間

以下は平均的な実際の所要期間である¹⁸³。

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	55～60 か月	30～36 か月
意匠	延長がなければ 18 か月 延長があれば 28～30 か月	6 か月
商標	18 か月	8～12 か月

② 取締り件数の推移¹⁸⁴

機関名	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年 1 月-11 月
警察	6553	6674	6765	5884	3870	1685
税関	846	814	763	1029	1006	1073
特別捜査局	38	23	20	25	4	4

③ 民事裁判の件数¹⁸⁵

機関名	特許 ¹⁸⁶		意匠		商標	
	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年
知的財産及び通商裁判所	進行中：6 判決：26 提訴：20	進行中：27 判決：20 提訴：30	進行中：2 判決：8 提訴：13	進行中：19 判決：13 提訴：22	進行中：33 判決：113 提訴：103	進行中：130 判決：80 提訴：127
特別事件控訴裁判所	進行中：0 判決：20 提訴：15	進行中：3 判決：11 提訴：11	進行中：0 判決：10 提訴：3	進行中：2 判決：3 提訴：5	進行中：4 判決：38 提訴：59	進行中：14 判決：72 提訴：50

¹⁸³ 知的財産局（Department of Intellectual Property）に対する口頭での照会による。

¹⁸⁴ Department of Intellectual Property” IP Enforcement Statistics (Calendar Year)(By the Royal Thai Police , the Department of Special Investigation and the Customs Department) 2020 January - APRIL”

(https://www.ipthailand.go.th/en/statistics/item/total2020.html?category_id=2168)（2021年1月25日確認）

¹⁸⁵ 別添の知的財産及び通商裁判所提供資料を参照。なお、知的財産及び通商裁判所におけるシステムに基づく情報なので、特別事件控訴裁判所及び最高裁判所についての件数は正確でない可能性がある。

¹⁸⁶ あらゆる種類の特許（発明特許、産業デザイン特許、小特許）を含む。

機関名	特許 ¹⁸⁶		意匠		商標	
	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年
最高裁判所	進行中：5 判決：5 提訴：8	進行中：7 判決：3 提訴：7	進行中：3 判決：2 提訴：5	進行中：2 判決：2 提訴：2	進行中：25 判決：17 提訴：31	進行中：45 判決：9 提訴：50

④ 刑事裁判の件数¹⁸⁷

機関名	特許 ¹⁸⁸		意匠		商標	
	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年	2019 年	2020 年
知的財産及び 通商裁判所	進行中：0 判決：19 提訴：9	進行中：3 判決：6 提訴：4	進行中：0 判決：12 提訴：2	進行中：2 判決：2 提訴：2	進行中：3 判決：1965 提訴：1954	進行中：37 判決：1311 提訴：1312
特別事件控訴 裁判所	進行中：0 判決：3 提訴：4	進行中：1 判決：7 提訴：6	進行中：0 判決：1 提訴：1	進行中：0 判決：5 提訴：4	進行中：3 判決：42 提訴：36	進行中：13 判決：29 提訴：29
最高裁判所	進行中：0 判決：1 提訴：1	進行中：2 判決：1 提訴：2	進行中：0 判決：0 提訴：1	進行中：0 判決：1 提訴：0	進行中：1 判決：10 提訴：5	進行中：2 判決：4 提訴：3

⑤ 民事・刑事・行政救済の内容

救済類型	内容 ¹⁸⁹	平均所要期間 ¹⁹⁰
民事救済	知的財産及び通商裁判所（損害賠償、差止）	1 年
刑事救済	知的財産国際貿易裁判所による刑事裁判。権利者が直接知的財産国際貿易裁判所に訴えを提起する方法と、警察又は特別調査局への告訴状提出により提起する方法がある。	捜査から起訴：案件によってまちまちであるが、目安としては1年程度。 起訴から判決：8か月程度。
行政救済	知的財産局による、紛争を裁判所に持ち込む前段階の調停や和解業務 そのほか、水際措置として税関差止がある。	紛争解決手続きについて、和解の成立又は不成立により手続が終了までの期間は、事案によるが通常は1、2か月である。

¹⁸⁷ 別添の知的財産及び通商裁判所提供資料を参照。なお、知的財産及び通商裁判所におけるシステムに基づく情報なので、特別事件控訴裁判所及び最高裁判所についての件数は正確でない可能性がある。

¹⁸⁸ あらゆる種類の特許（発明特許、産業デザイン特許、小特許）を含む。

¹⁸⁹ JETROバンコク事務所「タイにおける模倣品流通実態調査 2020年3月」30-40頁
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/b_thailand_chousa.pdf)

¹⁹⁰ 別添の知的財産及び通商裁判所に確認した情報による。

3-2. ベトナム

サービス貿易

（１）ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 公安省がデータ保護法令（Data Protection Decree）の草案検討

2019年4月から、個人及び組織の法的権利及び利益を保護するために、個人データ保護に関する政府法令をベトナムの公安省が検討している¹⁹¹。

同草案は、国民の個人データの外国への移転の許可、機密性の高い個人データの処理等の個人データの保護等を内容とし、個人データを保護する主体（機関、組織及び個人）の権利と責任を定義する。また、本法令に違反した場合の罰則も設けられることになっている。

同草案の具体的な構成としては、以下のとおりである（一部抜粋）¹⁹²。

個人データ保護のための草案	
目次	
第1章 一般規定	第1条 目的
	第2条 定義
	第3条 個人データ保護の原則
	第4条 個人データ取扱者
第2章 個人データの取り扱い	第5条 データ処理の権利
	第6条 データ処理処理に対する同意
	第7条 データの収集
	第8条 データの開示
	第9条 データの分析
	第10条 データの変更
	第11条 データの使用
	第12条 データの削除・破棄
	[以下省略]
第3章 データ主体の権利	第13条 個人データの処理および個人データの受信について通知を受ける権利
	第14条 個人データの処理および個人データの受信に関する情報を受け取る権利の制限
	第15条 個人データ処理要求を終了し、個人データを修正、閉鎖、削除する権利
	[以下省略]
第4章 個人データ保護のための措置	第23条 技術的措置
	第24条 国家による管理

¹⁹¹ Viet Nam News “Government decree drafted to protect personal data” (<https://vietnamnews.vn/economy/571075/government-decree-drafted-to-protect-personal-data.html>)（2020年12月11日確認）

¹⁹² ベトナム公安省 「Data Protection Degreeに関する草案」

(<http://bocongan.gov.vn/KND/vb/vbqp/Lists/GioiThieuVanBan/Attachments/418/2-D%E1%BB%B1%20th%E1%BA%A3o%20C4%90%E1%BB%81%20c%C6%B0%C6%A1ng%20Ngh%E1%BB%8B%20C4%91%E1%BB%8Bnh%20quy%E1%BB%8Bnh%20v%E1%BB%81%20b%E1%BA%A3o%20v%E1%BB%87%20d%E1%B%AF%20li%E1%BB%87u%20c%C3%A1%20nh%C3%A2n.doc>)（2020年12月11日確認）

	第25条 所轄官庁による管理
	第26条 個人データの取り扱いの登録
	第27条 海外への個人データ転送の登録
第5章 個人データ保護機関	
第6章 罰則	

2. サイバーセキュリティ法施行令草案

2018年に可決され、2019年1月1日から施行されているサイバーセキュリティ法に関する政府案が、2018年10月31日に公表され、同草案の検討が継続している。公安省の公式サイトでは、当該草案が発表されることになった経緯が説明されている¹⁹³。

同法案の具体的な中身としては、国家安全保障に関する重要な情報システムの確立、国家安全保障に関する重要な情報システムの評価、検査、監督の調整、国家安全保障にとって重要な情報システムのネットワークセキュリティの条件、ネットワークセキュリティを保護するための対策を適用するための順序と手続、ベトナムにおけるデータストレージの要件に関する規制、ベトナムの支店・駐在員事務所の設立の要件等である¹⁹⁴。

¹⁹³ ベトナム公安省 “Draft decree on Law on Cyber Security accords with international conventions: Chief of MPS Office” (<http://en.bocongan.gov.vn/tintuc/Pages/news-events.aspx?ItemID=5269>) (2020年12月11日確認)

¹⁹⁴ ベトナム公安省, サイバーセキュリティ法施行令に関する説明 (<http://bocongan.gov.vn/vanban/Pages/van-ban-moi.aspx?ItemID=314>) (2020年12月11日確認)

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、刑事罰の適用事例や推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください

① 模倣品・海賊版に対する最近の主な刑事罰適用事例

2017 年改正後の刑法は、知的財産権侵害行為を罰する罪として、著作権等を侵害する罪（第 225 条）、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪（同法第 226 条）を規定しているが、これらの罪に問われた近時の刑事裁判の裁判例は見当たらない¹⁹⁵。

一方、刑法上、偽造品がもたらす健康被害を防止するなどの観点から、偽造品の製造、売買を処罰する罪も規定されており（同法第 192～第 195 条）、模倣品・海賊版の販売に関し、偽造品を製造、売買する罪に該当するものとして刑事罰を科された事例が、以下のとおり存在する¹⁹⁶。

事例 1：ホーチミン市高等人民裁判所の覆審判決（薬品の偽造品を売買する罪）¹⁹⁷

2013 年から 2014 年 9 月 19 日にかけて、VN Pharma 社の取締役会会長兼社長である H はベトナムの病院に販売するため、数種の癌の治療に使われる H-Capita という医薬品の偽造物を C から単価 0.9 米ドル／錠、数量 9300 パックで購入した。H と C は H-Capita の販売許可を得るための保健省医薬品管理局への登録のための申請書類を偽造し、H-Capita を登録した。2015 年 4 月 22 日付保健省の鑑定評議会の鑑定結論第 31 号によると、真正品が製造されるカナダではなく、インドから輸入されたものであり、「人間の治療に使用してはならない」ものであることが判明した。2019 年 10 月 1 日付ホーチミン市人民裁判所は、1999 年刑法第 157 条第 3 項に基づき、T を懲役 17 年、C を懲役 20 年に処した（覆審で初審の判決が維持された）。

事例 2：ハノイ高等人民裁判所の覆審判決第 180/2019/HS-PT 号（偽造品を売買する罪）¹⁹⁸

2017 年 10 月 11 日、T は 1039 個のプラスチック管をトラック輸送中、巡回警察官に一時停止を求められ、当該商品に関する適切な伝票その他の資料を提示できなかったため、逮捕された。その後、T の住宅及び倉庫において、プラスチック管がさらに 1620 個発見された。これら合計 2659 個のプラスチック管に表示された「TIEN PHONG」及び「ONG NHUA TIEN PHONG」のロゴは真正でなく、T が安価なプラスチック管を購入した後、元々表示されていたロゴをナイフで削った上で印刷したものであることが判明した。初審は、1999 年刑法第 156 条第 2 項 e 号に基づき、T を懲役 3 年に処したが、覆審において、模倣品が人間の健康に直接影響を与えず、建設材料であるプラスチック管にすぎず、価値が高額ではない（真正品の価格総額 VND405,843,460、約 200 万円）こと、まだ販売したわけではなく、犯罪行為の結果が限定されたことを理由として、懲役 3 年、執行猶予付きとした。

¹⁹⁵ ベトナムでは裁判例が公開されることは一般的ではなく、基本的にはニュース媒体で事実関係が明らかになるにとどまるので、報道されていない裁判例が存在する可能性はある。

¹⁹⁶ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁹⁷ Tin Tuc 新聞（電子版）（<https://baotintuc.vn/phap-luat/vu-vn-pharma-ban-thuoc-chua-ung-thu-gia-khep-kin-quy-trinh-hop-thuc-ban-thuoc-gia-gia-cao-20190923102002557.htm>）（2021 年 1 月 27 日確認）

Nhan Dan 新聞（電子版）（<https://nhandan.com.vn/thoi-su-phap-luat/tuyen-an-phuc-tham-vu-buon-ban-thuoc-ung-thu-gia-tai-vn-pharma-458811/>）（2021 年 1 月 27 日確認）

¹⁹⁸ 最高人民裁判所（<http://congboaban.toaan.gov.vn/2ta464443t1cvn/chi-tiet-ban-an>）（2021 年 1 月 27 日確認）

- ② 警察、税関、市場監督局、監査局（MOST、MIC、MOCST）、知的財産裁判所における過去 5 年分の取締り件数

組織名	2015	2016	2017	2018	2019
警察	613	289	805	467	N/A
税関	68	30	32	28	N/A
市場監督局	25123	29276	~19000	34733	N/A
監査局 (MOST、 MIC、 MOCST)	MOST (NOIP): 1500 ¹⁹⁹ MOCST: 89	MOST (NOIP): 1957 ²⁰⁰	MOST (NOIP): 2956 ²⁰¹ MOCST: 2	MOST (NOIP): 1811 ²⁰² MOCST: 40	MOST (NOIP): 3293 ²⁰³

- ③ 民事・刑事・行政救済の内容

現行法上のベトナムにおける知的財産権侵害に対する措置については、それぞれ以下のような特徴がある²⁰⁴。

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
民事措置	裁判所	・ 損害賠償請求が可能	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 （案件受理から通常 2～3 年） ・ 公平な裁判が期待できない場合がある ・ 判決の執行が事実上困難
刑事措置	経済警察 裁判所	・ 捜査権限が強い ・ 厳罰を科され、再犯性が低い	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 （案件受理から通常 2～3 年）

¹⁹⁹ 科学技術省知的財産局”2015 Intellectual Property Activities Annual Report”53頁
(<http://www.noip.gov.vn/documents/20182/687634/Annual+Report+2015.pdf/d6bba333-0e05-4051-82a3-5a6b84912e45>) （2021年1月26日確認）

²⁰⁰ 科学技術省知的財産局”2016 Intellectual Property Activities Annual Report”55頁
(<http://www.noip.gov.vn/documents/20182/687634/Annual+Report+2016.pdf/48a5c94a-794b-4067-9895-6045eda13ce2>) （2021年1月26日確認）

²⁰¹ 科学技術省知的財産局”2017 Intellectual Property Activities Annual Report”64頁
(<http://www.noip.gov.vn/documents/20182/687634/Bao+cao+SHTT+2017.pdf/366fb41d-b958-43b9-a484-a1dca3db0b4d>) （2021年1月26日確認）

²⁰² 科学技術省知的財産局”2018 Intellectual Property Activities Annual Report”59頁
(<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/687634/Baocaothuonngnien+2018+.pdf/aa49c9cf-0436-4a27-bd15-c811fa43c94c>) （2021年1月26日確認）

²⁰³ 科学技術省知的財産局”2019 Intellectual Property Activities Annual Report”57頁
(<http://www.noip.gov.vn/documents/20182/931677/IP+Annual+Report+2019.+A3.pdf/ed7d5ab7-ef28-4b48-ae42-6351856fd69f>) （2021年1月26日確認）

²⁰⁴ JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」22頁
(https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) （2021年1月26日確認）

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
			・重大事件でないと取り扱われない ・証拠の認定等の手続が厳格
行政措置	市場管理局 科学技術監査局 人民委員会等	・低コスト ・比較的短期 (案件受理から通常 1～2 か月) ・手続が比較的簡易	・罰則が比較的軽く、再犯率が高い ・損害賠償請求はできない
	税関	・低コスト ・比較的短期 ・水際での阻止が可能	・差止頻度が低い ・真贋鑑定等を短期間で行う必要があり、権利者の負担が大きい

④ 知的財産法改正法案

ベトナム政府は、2020 年、知的財産法の改正草案を公開している²⁰⁵。改正草案の内容は多岐にわたるが、不正商品についての救済手続きに関する改正内容としては、下表のとおり、行政罰の対象となっていた行為の一部を、行政措置が適用される場面と民事措置が適用される場面の区別を図るため及び競争法における関連規定が削除されたこととの平仄を合わせるために削除する（第 211 条第 1 項、第 3 項）、海賊版商品等の定義の修正を行う（第 213 条）、税関の裁量により税関停止手続を行うことができるようにする（第 216 条、第 218 条）といった内容となっている²⁰⁶。

条文番号	改正前	改正後（下線は改正箇所）
211	1. 知的財産権侵害の次の行為のいずれかをする組織、個人は、行政罰に服するものとする。 (a) 知的財産権を侵害する行為であって、著作者、権利者、消費者又は社会に損害を与える行為 (b)～(c) (略) 2. (略) 3 知的財産権に関する不正競争行為を犯した組織及び個人は、競争法令に規定する行政罰を科される。	【第 1 案】 <u>1. (削除)</u> <u>3. (削除)</u> 【第 2 案】 1. (1) 知的財産権侵害の次の行為のいずれかをする組織、個人は、行政罰に服するものとする。 《第 2 案の①案》 <u>(a) 著作権、著作権隣接権、商標権、地理的表示、植物の品種等の知的財産権を侵害する行為であって、著作者、権利者、消費者又は社会に損害を与える行為</u> 《第 2 案の②案》 <u>(a) 著作権、著作権隣接権を侵害する行為であって、著作者、権利者、消費者又は社会に損害を与える行為</u> 3. <u>(削除)</u>

²⁰⁵ ベーカー&マッケンジー法律事務所” Vietnam: Vietnam releases a comprehensive draft amendment of its IP Law following big trade pacts” (<https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/intellectual-property/vietnam-vietnam-releases-a-comprehensive-draft-amendment-of-its-ip-law-following-big-trade-pacts>) (2020年12月13日確認)

²⁰⁶ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

条文番号	改正前	改正後（下線は改正箇所）
213	1. 本法にいう知的財産権の偽造商品は、本条第2項に定義される偽造標章の付された商品及び偽造地理的表示の付された商品（以下「偽造標章商品」という）並びに第3項に定義される海賊版商品をいう。 2. 偽造標章商品とは、商標権者又は地理的表示の管理組織の許可なく、当該商品について現に保護されている商標又は地理的表示と同一であるか又は識別することが困難な商標又は標識を付した商品又はその包装をいう。 3. 海賊版商品とは、著作権者又は隣接権者の許可なく作成された複製物をいう。	1. 本法にいう知的財産権の偽造商品は、本条第2項及び第2項aに定義される偽造標章の付された商品及び偽造地理的表示の付された商品（以下「偽造標章商品」という）並びに第3項に定義される海賊版商品をいう。 2. 【第1案】偽造標章商品とは、<u>商標権者の許可なく、当該商品について現に保護されている商標と同一であるか又は識別することが困難な商標又は標識を付した商品又はその包装をいう。</u> 2. 【第2案】偽造標章商品とは、<u>商標権者の許可なく、当該商品について現に保護されている商標と同一であるか又は識別することができない商標又は標識を付した商品又はその包装をいう。</u> 2a 【第1案】偽造地理的表示商品とは、<u>当該商品について現に保護されている地理的表示と同一であるか又は識別することが困難な標章を付した商品又はその包装をいうものとし、当該標識を付した行為は、本法第129条第3項に規定する地理的表示に関する権利を侵害する。</u> 2a 【第2案】偽造地理的表示商品とは、<u>当該商品について現に保護されている地理的表示と同一であるか又は識別することができない標章を付した商品又はその包装をいうものとし、当該標章を付した行為は、本法第129条第3項に規定する地理的表示に関する権利を侵害する。</u> 3. 海賊版商品とは、著作権者又は隣接権者の許可なく作成された複製物をいう。
216	1. 知的財産権関係の輸入及び輸出の管理措置は、次のものを含む。 (a) 知的財産権を侵害している疑いのある商品についての税関手続の停止 (b) 知的財産権侵害の標識を含む商品の検査及び監督 2. 知的財産権を侵害している疑いのある商品に係る税関手続の停止は、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として知的財産権保有者の請求により講じられる措置であり、これは	【第1案】 1. <u>国境における知的財産関連物品の管理措置は、次のものを含む。</u> (a) <u>商標権を侵害している疑いのある商品、偽造地理的表示を付している疑いのある商品、又は海賊版商品である疑いのある商品</u>についての税関手続の停止 (b) <u>商標権を侵害し、偽造地理的表示を付し、又は海賊版商品である標識を</u>

条文番号	改正前	改正後（下線は改正箇所）
	当該知的財産権保有者が、侵害行為への対処を請求し、かつ、暫定的な緊急措置若しくは防止措置及び／又は行政罰の執行を講じることを請求するためのものである。 3. 知的財産権を侵害している標識を含む商品を検出するための検査及び監督とは、税関手続の停止を請求するための情報収集を目的として知的財産権保有者の請求により講じられる措置をいう。 4. （略）	<u>含む商品を検出するための検査及び監督</u> 2. <u>本条第1項(a)に規定する商標権を侵害している疑い、偽造地理的表示を付している疑い又は海賊版商品である疑いのある商品に係る税関手続の停止は、以下の場合に適用されるものとする。</u> <u>(a) 知的財産権保有者が税関当局に対し、商標権を侵害している疑い、偽造地理的表示を付している疑い又は海賊版商品である疑いのある商品の商品ロットについての情報及び証拠を収集し、知的財産権保有者が侵害行為への対処を請求し、かつ、暫定的な緊急措置、防止措置及び／又は行政罰の執行を講じることを請求する権利を行使することができるようにするため、税関手続を停止するよう要請する。</u> <u>(b) 税関当局が、管理運営の過程で、偽造された知的財産関連商品である疑いがある輸出品又は輸入品であることの明確な証拠を発見した場合、自らの判断で税関手続を停止する。</u> <u>3. 商標権の侵害、地理的表示の偽造又は海賊商品である標識を含む商品を検出するための検査及び監督とは、税関手続の停止を請求するための情報収集を目的として知的財産権保有者の請求により講じられる措置をいう。</u> <u>5.（新設）政府は、輸出及び輸入に係る税関手続の停止に関する細則を定めるものとする。</u> 【第2案】 2. 知的財産権を侵害している疑いのある商品に係る税関手続の停止は、商品ロットについての情報及び証拠の収集を目的として知的財産権保有者の請求により講じられる措置であり、これは当該知的財産権保有者が、侵害行為への対処を請求し、かつ、暫定的な緊急措置若しくは防止措置及び／又は行政罰の執行を講じることを請求するためのものである。<u>また、税関当局が、管理運用の過程で、偽造された知的財産関連商品である疑いがある輸出品又は</u>

条文番号	改正前	改正後（下線は改正箇所）
		<u>輸入品であることの明確な証拠を発見した場合、自らの判断で税関手続を停止する。</u> <u>5.（新設）政府は、輸出及び輸入に係る税関手続の停止に関する細則を定めるものとする。</u>
218		<u>4.（新設）税関当局が自らの裁量により税関手続を停止する場合、税関当局は、輸入者、輸出者及び知的財産権保有者に対し、当該停止についての情報がある場合、当該情報を直ちに通知しなければならない。知的財産権保有者が通知の日から 10 営業日以内に民事訴訟を提起せず、かつ、税関当局が物品の輸入者又は輸出者による行政上の違反があるとして行政手続に従って事件を処理するための管轄権を受け入れる決定を行わない場合、税関当局は、当該商品のロットについて税関手続を継続する責任を負う。</u>

3-3. インドネシア

サービス貿易

(1) ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. OTT を介したサービス・コンテンツの提供に関する規制草案を検討

2018 年 8 月、インドネシアの通信情報省は、携帯電話業界への規制を検討するため、インターネットを介したアプリケーションサービス及びコンテンツの提供に関する規制の草案の検討を再び始めた²⁰⁷。当該記載の主な目的としては、コンテンツのロイヤリティの保護を図ること、税金を賦課することなどである。

もともと、現段階においても具体的に立法は行われていない。

関税

(1) 2020年度版不公正貿易報告書P.89に記載のある「関税構造」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。IT製品（特に85類17項の携帯電話関連）で関税が引き上げられた品目は無いか、追加関税引上げ品目があった場合は、品目番号（HSコード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内か調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、現地報道など可能な範囲で調査ください。またタイと同様に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITAの対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

1. 関税構造

2019年におけるインドネシアの非農産品の譲許率は95.8%と変更はない。単純平均譲許税率は35.5%と変化がない。2019年の非農産品の平均実効税率は8.0%であり、衣類（平均23.9%）、輸送機械（平均13.5%）と、2018年から変化はない²⁰⁸。

なお、2017年2月27日に財務大臣令2017年第31号において、特定用途免税制度（USDFS）により関税が0%となる品目数（HSコードで251品目+12品目）に変更はない。2018年1月22日付の工業大臣規定2018年第3号において指定した、特定用途免税制度を通じた特別便宜の利用が可能な工業分野に変化はない。

また、関税が引き上げられた IT 製品（特に 8517 類の携帯電話関連）はない。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに関する関税

インドネシアでは、テレビに組み込まれないカラーのモニター・プロジェクター（HSコード 8528.59.10）がデジタルサイネージ・プロジェクターに該当する。テレビに組み込まれないカラーのモニター・プロジェクター（HSコード 8528.59.10）の輸入関税率は、10.0%であり、そのほかに VAT 及び源泉徴収税（withholding tax）として、それぞれ 10.0%の税率がかけられている²⁰⁹。

²⁰⁷ インドネシア通信情報省 “Kominfo again discussed the rules for OTT”

(https://www.kominfo.go.id/content/detail/14180/kominfo-kembali-bahas-aturan-untuk-ott/0/sorotan_media) (2020年12月11日確認)

²⁰⁸ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles20_e.htm) (2020年12月11日確認)

²⁰⁹ FedEx 「WorldTariffオンラインデータベース」

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. 新型コロナ対策で33分野の輸入関税を免除することを発表

インドネシア政府は、2020年9月22日、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた製造業への支援策の一環として、2020年12月31日を有効期限として、半製品又は原材料の輸入にかかる関税を免除する措置を導入した（財務大臣規程2020年第134号²¹⁰）。

免除対象となるのは、(1) インドネシア国内で生産されていないこと、(2) 国内で生産されているが、必要な仕様を満たすことができないこと、(3) 国内で生産されているが、供給量が需要に追い付いていないことのいずれかに合致することが条件である。

輸入関税の免除を受けたい製造業者は、会社登記証や輸入する原材料のリストなど、本規程に定める必要書類を添えて、「インドネシア・ナショナル・シングルウィンドウ」（INSW）を通じて関税総局へ申請を行う。関税総局は申請内容を審査の上、INSWによる申請の場合は3時間以内に、承認または却下の旨を通知する。承認された場合の承認証は、発行日から30日間、又は（30日間の期間満了日が2021年に到来する場合は）2020年12月31日までが有効期間となる。

以下が、本規程で定められた輸入関税免除の対象となる33産業分野であり、本規程の付表Bに各産業分野における免税対象品及び仕様の詳細が定められている。

No.	輸入関税免除対象産業
1	インスタントヌードル製造業
2	動物飼料製造業
3	甘味料製造業
4	トウモロコシ蒸留産業／食品加工業
5	水産缶詰業
6	ベーカリー及びケーキ製造業
7	肉製品加工保存産業
8	海藻加工業
9	ジャガイモ食品加工産業
10	乳製品加工業
11	果物加工産業
12	カカオ加工産業
13	メガネ製造業
14	おもちゃ製造業
15	タイヤ製造業
16	手の除菌剤製造業
17	消毒石鹸製造業
18	ゴム手袋製造業
19	製菓業
20	個人防護用具製造業（PPE業界）

(<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>)（2020年12月11日確認）

²¹⁰ インドネシア政府「財務大臣規程2020年第134号」

(<https://peraturan.bcperak.net/sites/default/files/peraturan/2020/134pmk0102020.pdf>)（2020年12月11日確認）

21	頭部保護用具製造業（PPE 業界）
22	マスク製造業（PPE 業界）
23	医療機器及び病院設備産業
24	ベンチレーター製造業
25	二輪又は三輪電動車両製造業
26	配送サポート業界
27	自転車製造業
28	包装製造業（缶・ボトルキャップ・バッテリー等）
29	電子部品及び電子製品製造業
30	光ファイバーケーブル製造業
31	スマートカード製造業（プラスチックカード、セキュリティプラスチックカード、電子カード、携帯電話カード）
32	電気通信機器製造業
33	携帯電話製造業

2. 原産地証明の取得費用が 0 ルピアに設定

インドネシア政府は、2020 年 9 月 25 日付けで、貿易省が発行する（財務大臣規程 2020 年第 137 号）原産地証明書の取得費用が 0 ルピアに設定された。この設定により、コロナにより収益が悪化した貿易を改善することを企図しており、2020 年 12 月 31 日まで有効となる²¹¹。

²¹¹ インドネシア政府 「財務大臣規程2020年第137号」 (<https://jdih.kemenkeu.go.id/api/AppMediaCatalogs/Download/3ca57cfd-a2eb-4254-967a-73870cf71ec4>) （2020年12月11日確認）

(1) 2020 年版不公正貿易報告書 P.94 の「(1) 水際での侵害差止め措置」に関して、TRIPS 協定第 4 節(税関措置)の整合性の観点から、インドネシア関税法の下位法令等(例えば、関税法 64 条 1 および 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則)の整備状況や実際の運用状況等、最新情報を調査ください。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項(効果的な権利行使実現)の履行状況を評価する観点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額(可能であれば日系企業・日本製品の被害額)、取締り件数や不正商品の押収額(機関別(税関や警察、市場管理機関などの別)の件数、金額)の推移(過去 5 年程度)、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

(3) 2020 年版不公正貿易報告書 P.95 の「(3) インドネシア改正特許法」に関して、最新の情報について調査ください。特に同法 20 条における国内実施義務について、特許権の実施ができない特許権者は、その理由を説明することにより、国内実施義務の適用猶予を求めることができる改正特許法第 20 条に定める特許権者による特許権

の国内実施義務に関する大臣令(The Ministerial Regulation No.15 of 2018 on

Implementation of Patent by Patent Holder)が施行されているところ、その実際の運用状況とともに、TRIPS 協定第 27 条との整合性懸念について、最近のインドネシア政府の動向を調査ください。

(4) 日尼 EPA 第 114 条パラ 2 には、国内のみならず外国で周知の商標についても保護することが規定されているものの、日本で周知の商標がインドネシアにおいて十分に保護されていない懸念がある。当該 EPA の規定に関し、運用上、どのような対応がなされているのか、審査ガイドラインや具体的な案件に基づいて、実務の実体を説明してほしい。特に、日本で周知であるが、インドネシアで周知でなくかつ登録もされていない先行の商標が存在する場合、インドネシアの審査において後の商標出願が拒絶されるのか否か、可能な限り具体的な情報を提供していただきたい。また、2020 年版不公正貿易報告書 P.95 記載の「(2) 日インドネシア EPA の履行問題」における、包括委任状の最新状況も調査ください。

(5) 2020 年版不公正貿易報告書 P.96 記載の「(4) 医薬品等の特許保護(既知の化合物の新規形態・用途)」につき、最新の状況を調査ください。特に、特許法第 4 条(f)の審査実務上の指針として 2019 年中に公表が予定されていたガイドライン等の運用状況につき、変更やアップデート情報があれば報告ください。

(1) インドネシア関税法の下位法令(例えば、関税法 64 条 1 及び 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則)の整備状況や実際の運用状況等

2018 年 6 月 16 日に施行された財務大臣規則²¹²第 40 号は、インドネシアにおいて知的財産権侵害疑義物品の差止めを実施するためには、商標権又は著作権を税関に登録する必要がある旨規定しており、同規則第 3 条第 5 項は、税関登録ができる者の要件をインドネシア国内に所在する法人に限定している²¹³。

なお、同制度の運用上、税関への情報登録は関税総局のポータルサービス(CEISA)から電子的に行うことができ、登録費用もかからないものとされている。また、税関から通報を受けた場合には権利者は 2 日以内に仮差し止めを行うか否か返答しなければならないところ、当該返答も電子的に行うことができるものとされており、権利者側の事務負担に配慮した仕組みがとられている²¹⁴。

²¹² Indonesia Government Regulation No.40 of 2018

²¹³ JETRO「ジェトロ仮訳」

(<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2018/2.%20Tranlatasi%20bahasa%20Jepang%20PMK%2040.pdf>) (2020 年 12 月 13 日確認)

²¹⁴ JETRO「税関、カミソリを知的財産侵害物品として摘発」

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/0893e1f3318c00eb.html>) (2020 年 12 月 13 日確認)

2020年12月4日時点において、商標についての税関登録が実施されているものは以下のとおりである²¹⁵。

会社名	法人格	登録内容	登録状況
PT SBA	インドネシア法人	商標 2、著作権 1	承認済み
PT IGS	インドネシア法人	商標 1、著作権 1	承認済み
PT Standarpen Industries	インドネシア法人	商標 3	承認済み
PT Proctor & Gamble Indonesia	アメリカ法人のインドネシア子会社	商標 9	承認済み 7、処理中 2

以上のとおり税関への情報登録件数は少なく、税関登録制度が活用されたケースは多くない。しかし、インドネシア税関は、2020年11月6日、中国からタンジュン・エマス港に輸入されたカミソリの柄 39 万本及びヘッド 52 万 1280 本を、知的財産侵害物品として水際で摘発しているなど²¹⁶、インドネシアにおいて税関への情報登録を行っていたことにより知的財産権侵害疑義物品が水際で摘発された例も存在する。この案件は、インドネシア税関が知的財産侵害疑義物品を押収した 2 例目の案件であり、インドネシア国外の企業が知的財産権を有する物品としては初めての例である²¹⁷。

当該案件では同年 10 月 7 日に知的財産権侵害物品が輸入され、税関から権利者への通報、権利者からの要請等を経て、商務裁判所が同年 10 月 19 日に仮差止め要請を受理し、貨物の合同検査を経て同年 11 月 6 日には摘発されており、侵害物品の差止めに向け、迅速な対応がとられている²¹⁸。

差止命令に関する最高裁規則としては、最高裁規則 2012 年第 4 号²¹⁹が制定されていたが、現行の差止命令の制度にそぐわないものとなってしまうため、これに代わるものとして最高裁規則 2019 年第 6 号²²⁰が 2019 年 12 月 9 日に制定され、同月 10 日に発効した。最高裁規則 2019 年第 6 号は制定後改正されておらず、現在も効力を有している。

その他、前述の財務大臣規則第 40 号の第 3 条第 5 項を含め、関税法第 64 条に関連する法規制及び最高裁判所規則については、2019 年度の調査以降の特段の改正はなく、現時点における改正の予定もない²²¹。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 産業財産権登録のための審査期間

産業財産権	出願から登録まで（拒絶通知なし）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	2-3 年	1-2 年
簡易特許 ²²²	1-2 年	6 か月

²¹⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²¹⁶ JETRO「税関、カミソリを知的財産侵害物品として摘発」
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/0893e1f3318c00eb.html>)（2020年12月13日確認）

²¹⁷ Rouse International Limited.” First foreign IP owner Customs seizure in Indonesia” (<https://rouse.com/insights/news/2020/first-foreign-ip-owner-customs-seizure-in-indonesia>)（2020年12月14日確認）

²¹⁸ JETRO「税関、カミソリを知的財産侵害物品として摘発」
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/0893e1f3318c00eb.html>)（2020年12月13日確認）

²¹⁹ JETRO「ジェトロ仮訳」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/rule_2012-4_jp.pdf)（2021年2月15日確認）

²²⁰ JETRO「ジェトロ仮訳」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/201907_2.pdf)（2021年2月15日確認）

²²¹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²²² 簡易特許とは、新規であって既存の物または方法の改良である発明に対して与えられる知的財産権であり、日本法における実用新案に相当する（工業所有権情報・研修館「インドネシアにおける実用新案出願制度概要」
(<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17467/>)（2020年12月27日閲覧））。

意匠	1-1.5 年	6-9 か月
商標	18 か月	6-9 か月

産業財産権登録のための平均的な所要時間は上表のとおりであるが²²³、2020 年 11 月 2 日、商標及び地理的表示に関する法律及び特許法の改正を盛り込んだ雇用創出オムニバス法が施行され、商標の審査及び簡易特許の審査については、以下のとおり手続の迅速化を目的とした改正が行われた。

すなわち、商標の内容審査については、法改正前は公開日の 30 営業日後から開始し、審査期間は 150 営業日となっていた²²⁴が、本改正により公開日から審査期間が開始し、異議申立てがない場合は 30 営業日、異議申立てがある場合でも 90 営業日で審査が完了することとなった²²⁵。また、簡易特許についても、法改正前は出願から 3 か月が経過した後の 7 営業日以内に公開を開始し、出願公開の期間は 2 か月であり、審査終了まで 12 か月を要していた²²⁶が、本改正により出願から遅くとも 14 営業日以内に公開を開始し、出願公開期間が 14 営業日に短縮され、審査終了までの期間は受理日から 6 か月に短縮された²²⁷。

なお、インドネシア特許庁は、改正法の定める期間を遵守するため、内部手続及びガイドラインを作成中である²²⁸。

② 推定被害総額

2020 年、商務裁判所においては、10 件の商標権侵害訴訟があったが、いずれも日本企業に関連するものではない。警察による取締り案件に関する被害総額については、入手可能なデータが存在しない²²⁹。

③ 取締り件数の推移²³⁰

	2015	2016	2017	2018	2019
警察			不明		
PPNS（知財総局の調査チーム）	報告件数：34 件	報告件数：59 件	報告件数：16 件	報告件数：35 件	報告件数：41 件
関税当局			2020 年 12 月現在、判明している限り 2 件存在する。		

④ 民事・刑事・行政救済の内容

各救済の内容と平均所要期間は以下のとおりであるが、新型コロナウイルスの流行により所要時間がやや長期化する傾向にある²³¹。

²²³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²²⁴ ただし、現地法律事務所からの 2021 年 1 月 28 日付けメール回答によると、法律の定めと実際の運用には違いがあり、実際には表に記載のとおり 6-9 か月（あるいは審査官によってはそれ以上）を要していた。

²²⁵ ZICO Law partner “Changes to the Indonesian Trademark and Patent Law based on the Job Creation Law”

(<https://www.zicolaw.com/resources/alerts/changes-on-the-indonesian-trademark-and-patent-law-based-on-the-job-creation-law/>)
(2020 年 12 月 13 日確認)

²²⁶ ただし、現地法律事務所からの 2021 年 1 月 28 日付けメール回答によると、簡易特許についても商標と同様、法律の定めと実際の運用には違いがあり、実際には表に記載のとおり出願から登録まで 1-2 年（審査官によってはそれ以上）を要していた。

²²⁷ ZICO Law partner “Changes to the Indonesian Trademark and Patent Law based on the Job Creation Law”

(<https://www.zicolaw.com/resources/alerts/changes-on-the-indonesian-trademark-and-patent-law-based-on-the-job-creation-law/>)
(2020 年 12 月 13 日確認)

²²⁸ 現地法律事務所からの 2021 年 1 月 28 日付けメール回答による。

²²⁹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²³⁰ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²³¹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

また、新型コロナウイルスの流行を受け、最高裁判所は、2019年コロナウィルス感染症（Covid-19）の拡大防止期間中の最高裁判所及び下部司法機関における業務遂行の指針に関する2020年最高裁判所通達第1号²³²を公表した。同通達では、「法律の規定により審査期間が限られている事例において、裁判官は、通達に基づく例外事由が存在することを議事録に記録するよう裁判所書記官に指示した上で、法律の規定による審査期間を超えて審査を延期することができる。」という条項が設けられている。同通達は、廃止が宣言されるまで有効となる²³³。

救済類型	内容 ²³⁴	平均所要期間 ²³⁵
民事救済	・知的財産権に関する民事訴訟は、国内に5か所ある商務裁判所の管轄となっている。 ・通常は被告所在地の商務裁判所の管轄となるが、当事者のいずれかがインドネシア国外に所在する場合は、ジャカルタの商務裁判所の管轄となる。 ・件数としては、ジャカルタの商務裁判所が年間約50件で、他の裁判所における件数は若干数である。また、ほとんどの訴訟は登録に関するもので、侵害に関する訴訟は年間10件程度である。 ・差止請求、損害賠償請求、廃棄請求、侵害品作成のための道具及び素材の没収が救済として認められている。仮差止の制度もあるが、裁判手続きのスピードが速いのであまり用いられない。	・4-6か月を要する。
刑事訴追	・商標権や著作権の侵害は親告罪となっており、警察かPPNSへの告訴が必要となる。 ・告訴後、捜査がなされ、検察官により刑事訴追を行うかが判断される。 ・警察における手続きの不透明性等の問題もあり、実際に刑事訴追に至る例は多くない。	・警察のスケジュールにもよるが、事前の捜査には約1-2か月を要する。 ・刑事訴追には6-18か月を要する。
行政救済	・（1）で述べた、関税法に基づく税関での没収手続きがある。 ・それ以外の行政救済は存在しない。	・裁判所による留置命令がない場合、税関は商品を10日間を超えて保持することはできない。 ・商務裁判所は2営業日以内に請求を認容又は棄却し、1日以内に税関に通知しなければならない。 ・税関は留置命令を受領してから10日後まで商品を保有する。但し、運用コストを追加で支払うことにより、さらに10日間の延長が可能である。

²³² Circular of the Supreme Court No.1 of 2020 concerning Guidelines for implementing Tasks During the Distribution Prevention of Corona Virus Disease 2019 (Covid-19) in the Environment of the Supreme Court and the jurisdiction Agency Under It

²³³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²³⁴ BRITCHAM INDONESIA” INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS ENFORCEMENT MANUAL FOR INDONESIA” (https://britcham.or.id/wp-content/uploads/2020/12/FSIP_IP-Enforcement-Manual_BritCham-Indonesia_05-08-2020_printed-version.pdf) (2020年12月14日確認)。民事救済については15-17頁、刑事訴追については8-9頁、行政救済については20-21頁。

²³⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

(3) 改正特許法に関する最新動向

2020年11月2日、特許法第20条を含む79の法律を改正する雇用創出オムニバス法が施行された。改正前特許法第20条は、特許権の国内実施義務を定めており、輸入品であるか国内生産されたものであるかなどについて差別することなく特許が与えられる旨規定するTRIPS協定第27条に抵触する可能性があるとして、外国政府や企業から批判を受けていた。そこで、インドネシア政府は改正前特許法第20条の撤廃を検討しており、2020年2月12日にインドネシア政府が国会に提出した法案では、改正前特許法第20条を撤廃することが規定されていた²³⁶。

しかし、最終的に成立・施行された改正特許法第20条は、以下のとおり特許実施義務を廃止するものではなく、特許実施義務の実施態様を追加的に規定したものとなっている²³⁷。

改正前特許法第20条

- (1)特許権者は、インドネシア国内で、製品を製造又は製法を実施しなければならない。
(2)(1)に定める製品の製造又は製法の実施は、技術移転、投資及び／又は雇用の創出を促進するものでなければならない。

改正特許法第20条

- (1)特許はインドネシアで実施されなければならない。
(2)(1)に定める特許の実施とは、以下のとおりである。
a) 特許製品の製造、輸入又はライセンスを含む製品特許の実施
b) 製法特許による製品の製造、ライセンス又は輸入を含む製法特許の実施
c) 特許取得済みの方法、システム及び用法による製品の製造、輸入又はライセンスを含む方法特許、システム及び用法の実施

改正特許法第20条は、TRIPS協定第27条適合性の問題について、インドネシア国外で製品を製造した場合に限らず、インドネシア国外で製造された製品を輸入・ライセンスした場合についても、インドネシアにおける特許の実施とみなすことにより妥協を図ったものと思われる²³⁸。

なお、特許法第20条については、特許権の国内実施に係る2018年大臣令²³⁹及びこれに代わり制定された2019年大臣令²⁴⁰により、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対し、一定の手続を経ることにより5年間の猶予を与えることとされており、現在も2019年大臣令は効力を有している²⁴¹。しかし、特許庁は、2020年11月2日に雇用創出オムニバス法が施行されてから、同大臣令に基づく猶予申請を受理していない²⁴²。また、インドネシア政府は、2020年11月2日に雇用創出オムニバス法が施行されてから3か月以内に関連する下位規則を制定することを目指しており、同大臣令は失効するものと予想される²⁴³。

²³⁶ JETRO「【インドネシア】特許法第20条の撤廃法案の国会への提出について」

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/asia/2020/idn/20200219.pdf) (2020年12月13日確認)

²³⁷ JETRO「【インドネシア】インドネシアにおける雇用創出オムニバス法の公布・施行について」

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/asia/2020/idn/20201119.pdf) (2020年12月13日確認)

²³⁸ Rouse法律事務所“Indonesia: The new Omnibus Law on Job Creation and amendments to IP laws”

(<https://rouse.com/insights/news/2020/indonesia-the-new-omnibus-law-on-job-creation-and-amendments-to-ip-laws>) (2020年1月26日確認)

²³⁹ Ministerial Regulation No.15 of 2018

²⁴⁰ Ministerial Regulation No.30 of 2019

²⁴¹ 現地法律事務所からの2020年12月11日付けメール回答による。

²⁴² 現地法律事務所からの2020年12月11日付けメール回答による。

²⁴³ 現地法律事務所からの2020年12月11日付けメール回答による。

(4) 周知商標並びに包括委任状

① 周知商標

インドネシアの商標局における審査では、先行の周知商標が存在するというだけで、商標出願を拒絶することはめったになく、昨年度調査時（2020年2月）以降、商標の審査に関する新しいガイドラインも策定されていない²⁴⁴。しかし、裁判実務では、外国においてのみ著名な先行商標が先に存在することを理由に、インドネシアにおける商標登録を取り消した裁判例が存在している。2020年の裁判例のうち、原告がインドネシアで商標登録を行っていないにもかかわらず、裁判所が周知性を理由にインドネシアにおける先行商標を取り消したものとしては、以下のものが存在する²⁴⁵。

裁判例番号 当事者	概要
42/Pdt.Sus-HKI/Merek/2019/PN Niaga Jkt.Pst 原告：本多技研工業株式会社 被告：Handy Wijaya 判決日：2020年1月8日	本多技研工業株式会社は、Handy Wijaya の  の商標（第12類）について、本田技研工業株式会社の周知の商標である  に類似しており、悪意で提出されたものであるとして、取消に成功した。 裁判官は、本多技研工業株式会社の  の商標はカナダ、デンマーク、エルサルバドル、イギリス、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スイス、スペイン、アメリカといった様々な国で登録されており、周知であると判断した。
10 PK/Pdt.Sus-HKI/2020 原告：Samhwa Paints Industrial Co. Ltd. 被告：Henry Chandra Tjo 判決日：2020年4月9日	韓国企業である Samhwa Paints Industrial Co. Ltd は、Henry Chandra Tjo の  の商標登録（第2類）について、周知性と悪意を根拠とする取消しに成功した。 裁判所は、原告の商標は中国、アメリカ、マレーシア、韓国及びベトナムにおいて商標登録されており、プロモーションや投資によって評判を高めてきたものであると判断した。
600 K/Pdt.Sus-HKI/2020 原告：NILOS GmbH & Co.KG. 被告：PT Asia Santoso 判決日：2020年6月15日	NILOS GmbH & Co.KG.は、PT Asia Santoso の  の商標登録（第7、8、9、17類）について、周知性と悪意を根拠に取消しに成功した。 NILOS GmbH が NILOS の商標権者であり、当該商標はチリ、ドイツ、インド、ペルー、南アフリカ、トルコといった様々な国で登録されており、保護すべき周知の標章に該当するということが証明されたというのが、裁判所の判断であった。

²⁴⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²⁴⁵ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

裁判例番号	概要
当事者	
14/Pdt.Sus-HKI/Merek/2020/PN Jkt.Pst 原告：川崎重工業株式会社 被告：Ronald Hartono Tan 判決日：2020年7月1日	川崎重工業株式会社は、Ronald Hartono Tan の KAWASAKI (第8類) の商標が原告の周知 KAWASAKI の商標である 同一であり、それ ゆえ悪意により出願されたものであるとして、商標 の取消しに成功した。

② 包括委任状の最新状況について

「包括委任状」制度は、未だ知的財産総局（DGIP）内で検討している状況にあり、利用可能な雛形も存在しない²⁴⁶。

(5) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）

2016年8月28日に施行された改正特許法第4条(f)は、「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」及び「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」については発明に該当しないと規定し、特許による保護の対象から除外している²⁴⁷。

特許法第4条(f)については、ガイドラインが策定されており²⁴⁸、審査実務上の指針が示されているが、その要点は以下のとおりである²⁴⁹。

対象	定義	特許の対象となるか否か
既知の製品の新規用法	既知の製品の新たな用法、機能、作用	新規の医薬用法にかかわる場合、特許法第4条(f)(1)により除外される
既存の化合物の新たな形態	化合物、結晶体、溶媒和化合物、水和物、塩化物、プロドラッグ及び代謝物の新しい形態	既存の形態と比べて有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がない場合には、特許法第4条(f)(2)により除外される
既存及び／又は既知の製品の範囲	特許を受けているか又は既に公知となっているツール、商品、機械、組成物、製法、方法、用法、化合物及びシステム	既知の製品を使った新しい方法及びプロセスは除外されない。但し、「発明」に該当しないものを規定する特許法第4条及び特許権を受けることができない発明を規定する同法第9条が定める他の除外事由に注意が必要

²⁴⁶ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²⁴⁷ JETRO「ジェトロ仮訳」 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf) (2020年12月13日確認)

²⁴⁸ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²⁴⁹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

3-4. マレーシア

関税

（１）2020年度版不公正貿易報告書P.98に記載のある「関税構造」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特にデジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITAの対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲でお調べいただけませんか。

1. 関税構造

2020年度のWTOの資料²⁵⁰によれば、2019年のマレーシアの非農産品の譲許税率は81.9%、平均実行税率は14.9%、そして単純平均譲許税率は5.3%となっている。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税²⁵¹

マレーシアでは、パネルディスプレイ（HSコード8529.90.5300）がデジタルサイネージに該当するものと考えられ、輸入関税率はないが、別途SST（物品サービス税）が10.0%賦課されることになる。他方、プロジェクター（HSコード8528.59.1000）については、輸入関税率が25.0%であり、別途SSTが5.0%賦課されることになる。

3. 広幅冷延コイルへのアンチダンピング関税賦課を最終決定²⁵²

マレーシア政府は、中華人民共和国、日本国、大韓民国及びベトナムからの幅が1300ミリメートル（対象商品）を超える鉄鋼又は非合金鋼の冷延コイルの輸入に関してダンピング防止調査を終了し、次のとおり最終的なアンチダンピング税を課すことを決定した。

対象国	対象会社	賦課率
中華人民共和国	Angang Steel Company Limited	4.82%
	Maanshan Iron and Steel Co., Ltd	4.76%
	Shougang Jingtang United Iron & Steel Co., Ltd.	8.74%
	その他	26.38%
日本	全ての製造者／輸出業者	26.39%
大韓民国	POSCO	—
	その他	3.84%
	POSCO Vietnam Company Limited	7.70%

²⁵⁰ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2020" (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles20_e.htm) (2020年12月11日確認)

²⁵¹ FedEx 「WorldTariffオンラインデータベース」, (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>) (2020年12月11日確認)

²⁵² マレーシア国際貿易産業局 "MEDIA RELEASE -FINAL DETERMINATION OF AN ANTI-DUMPING INVESTIGATION CONCERNING IMPORTS OF COLD ROLLED COILS OF IRON OR NON ALLOY STEEL, OF WIDTH MORE THAN 1300MM ORIGINATING OR EXPORTED FROM THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA, JAPAN, REPUBLIC OF KOREA AND THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM-"

(https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_Final_Determination_of_An_Anti-Dumping_Investigation_Concerning_Imports_of_Cold_Rolled_Coils_of_Iron_or_Non_Alloy_Steel_of_Width_More_Than_1300mm_Originating_or_Exported.pdf) (2020年12月11日確認)

ベトナム	その他	20.13%
------	-----	--------

本措置は、2019年12月25日から5年間（2024年12月24日まで）効力を有する。

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウィルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. ASEAN 経済会合において、152 品目の非関税に合意

2020年11月10日に開催された東南アジア諸国連合（ASEAN）の経済閣僚が出席する第19回 ASEAN 経済共同体において、マレーシア貿易産業省のアズミン・アリ上級相（経済担当）兼貿易産業相は、新型コロナウイルス感染症対策で域内の貿易が低迷する中、生活必需品の流通を円滑化するため、医薬品や医療機器のほか、個人防護具（PPE）や食品などを非関税にすることに合意し、覚書を締結した²⁵³。

2. COVID-19 の影響による関税の一時撤廃

COVID-19 の影響から、以下の物品の関税を暫定的に撤廃した。

- ・ マスク（2020年3月23日～）
- ・ 手指消毒剤の製造に用いられた未変性エチルアルコール及び変性エチルアルコール（2020年3月30日～）

なお、上記物品については、売上税及び物品税についても免除されている。

²⁵³ マレーシア国際貿易産業局 “MEDIA RELEASE 37th ASEAN SUMMIT AND RELATED MEETINGS: 19th ASEAN ECONOMIC COMMUNITY (AEC) COUNCIL MEETING SIGNING OF THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING (MoU) ON THE IMPLEMENTATION OF NON-TARIFF MEASURES ON ESSENTIAL GOODS ASEAN ECONOMIC MINISTERS’ TROIKA OPEN-ENDED DIALOGUE WITH TRADE MINISTER”
[https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_-_37th_ASEAN_Summit_and_Related_Meetings_19th_ASEAN_Economic_Community_\(AEC\)_Council_Meeting_Signing_of_the_Memorandum_of_Understanding_\(MoU\)_on_the_Implementation_of_Non-Tariff_Measures_on_Essential_Goods.pdf](https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_-_37th_ASEAN_Summit_and_Related_Meetings_19th_ASEAN_Economic_Community_(AEC)_Council_Meeting_Signing_of_the_Memorandum_of_Understanding_(MoU)_on_the_Implementation_of_Non-Tariff_Measures_on_Essential_Goods.pdf)（2020年12月11日確認）

3-5. フィリピン

関税

(1) 2020年度版不公正貿易報告書 P.103 に記載のある「関税構造」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

非農産品の単純平均譲許税率は 23.4% (2019 年) で、変更はない。非農産品の単純平均実行税率は 5.5% (2019 年) と前年に比べ 0.1 ポイント低下した。非農産品の譲許率についても、61.9%で変更はない²⁵⁴。高関税品目については、2019 年の税率で、繊維製品、電気機器の最高譲許税率が共に 50%のまま維持されている。また、繊維製品、電気機器の最高実行税率についても、繊維製品が 20%、電気機器が 30%と変更はなかった²⁵⁵。その他、自動車の最高実行税率は 30%で変更はない²⁵⁶。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後 (2019年12月1日以降)、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的 (ウイルス感染拡大防止のための措置 (医療物資の免税等)、経済対策など) と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

フィリピン貿易産業省は新型コロナウイルスの感染拡大に関して以下の措置を行った²⁵⁷。

- (i) 2020 年 3 月 24 日から 5 月 23 日までの期間について健康機器及び消耗品 (認定生産者及びサプライヤーによる医薬品、医療機器及び装置、個人用保護具、外科用機器及び消耗品、実験用機器及び試薬とその包装、医療用品、工具及び消耗品 (アルコール、消毒液、温度計)、原材料、新型コロナウイルスの検査キット、並びに、資本設備、予備部品、付属品等のサプライチェーンに必要なその他の物品) についての輸入関税の一時的な撤廃²⁵⁸
- (ii) 2020 年 3 月 25 日、全ての輸入製品に 5%の追加関税を課すことを検討していると発表²⁵⁹
- (iii) 2020 年 5 月 2 日から 6 か月間について原油及び石油製品の輸入関税の一時的な 10%の引上げ²⁶⁰
- (iv) 2020 年 9 月 18 日から 12 月 19 日までの期間について、医療用消耗品に加えて、パーソナルコンピューター、ノートパソコン、タブレットその他学校での利用に適する機器についての輸入関税の一時的な撤廃²⁶¹

²⁵⁴ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) (2021年1月14日確認)

²⁵⁵ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) (2021年1月14日確認)

²⁵⁶ WTO “Welcome to the Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/ReportersAndProducts.aspx>) (2021年1月14日確認)

²⁵⁷ WTO “REPORT OF THE TPRB FROM THE DIRECTOR-GENERAL ON TRADE-RELATED DEVELOPMENTS (MID-OCTOBER 2019 TO MID-MAY 2020)”

(<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/TPR/OVW14.pdf&Open=True>) (2021年1月14日確認)

²⁵⁸ UP COLLEGE OF LAW “Customs Administrative Order (CAO) No.07-2020” (<https://law.upd.edu.ph/wp-content/uploads/2020/06/BoC-CAO-No-07-2020.pdf>) (2021年1月14日確認)

²⁵⁹ Philippine News Agency “5% tariff on all imports eyed to back gov’t Covid-19 response” (<https://www.pna.gov.ph/articles/1103846>) (2021年1月14日確認)

²⁶⁰ The Official Gazette “Executive Order No. 113, s. 2020” (<https://www.officialgazette.gov.ph/2020/05/02/executive-order-no-113-s-2020/>) (2021年1月14日確認)

²⁶¹ Scribd “Bureau of Customs - Customs Administrative Order 12-2020” (<https://www.scribd.com/document/480650117/Bureau-of-Customs-Customs-Administrative-Order-12-2020>) (2021年1月14日確認)

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査してください。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 取締り件数及び推定被害総額

取締り件数及び推定被害総額の機関別の統計は以下のとおりである²⁶²。

組織	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
国家捜査局 (NBI)	搜索令状：319 件 推定被害総額：1,386,643,543.00 ペソ	搜索令状：314 件 推定被害総額：1,607,647,172.00 ペソ	搜索令状：266 件 推定被害総額：1,113,552,361.35 ペソ	搜索令状：476 件 提訴：137 件 推定被害総額：5,297,699,540.80 ペソ	搜索令状：509 件 推定被害総額：12,036,089,533.16 ペソ
国家警察 (PNP)	搜索令状：144 件 推定被害総額：66,944,863.55 ペソ	搜索令状：194 件 捜査・差押令状：1 件 推定被害総額：77,229,227.00 ペソ	搜索令状：43 件 推定被害総額：54,501,805.75 ペソ	搜索令状：40 件 逮捕：66 件 提訴：58 件 推定被害総額：1,382,233,455.00 ペソ	搜索令状：63 件 推定被害総額：330,022,196.45 ペソ
光メディア委員会 (OMB)	検査：1507 件 推定被害総額：550,123,600.00 ペソ	検査：2580 件 推定被害総額：1,049,841,870.00 ペソ	検査：2770 件 推定被害総額：1,197,880,975.00 ペソ	検査：2644 件 搜索令状：18 件 推定被害総額：789,915,285.00 ペソ	検査：2571 件 推定被害総額：321,552,224.00 ペソ
税関 (BOC)	-	推定被害総額：1,784,213,600.00 ペソ	捜査・差押令状、警告命令、調査予告書：16 件 推定被害総額：5,991,257,200.00 ペソ	推定被害総額：11,078,153,200.00 ペソ	推定被害総額：9,443,366,100.00 ペソ
保健省食品薬品管理局 (FDA)	-	推定被害総額：444,778.00 ペソ	-	搜索令状：5 件 逮捕：16 件 提訴：6 件 推定被害総額：5,841,050.00 ペソ	推定被害総額：3,221,978.75 ペソ
共同での取締り	-	推定被害総額：2,000,000,000.00 ペソ	-	推定被害総額：5,000,000,000.00 ペソ	-
合計	検査：1507 件	検査：2580 件	検査：2770 件	検査：2644 件	検査：2571 件

²⁶² INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES “NATIONAL COMMITTEE ON INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS (NCIPR) STATISTICS” (<https://www.ipophil.gov.ph/ncipr-statistics/>) (2021年1月27日確認)

組織	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
	搜索令状：463 件 推定被害総額：2,003,712,006.55 ペソ	搜索令状：508 件 捜査・差押令状：1 件 推定被害総額：6,519,376,647.00 ペソ	搜索令状：309 件 捜査・差押令状、警告命令、調査予告書：16 件 推定被害総額：8,357,192,342.10 ペソ	搜索令状：539 件 逮捕：82 件 提訴：201 件 推定被害総額：23,533,842,530.80 ペソ	搜索令状：572 件 推定被害総額：22,134,252,032.36 ペソ

② 民事・刑事・行政救済の内容²⁶³

救済類型	内容	平均所要期間
民事救済	民事訴訟による損害賠償、差止等	下級審で 4 年程度
刑事救済	司法省等による刑事訴追	下級審で 4~6 年程度
行政救済	知的財産庁による捜査や停止命令、過料等 そのほか、水際措置として税関差止がある。	下級審で 3.5 年程度。但し、訴訟手続に先立ち、知的財産庁による調停や仲裁が行われることがあり、これにより紛争が解決することもある。

③ 平均審査期間²⁶⁴

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	N/A（実務上常に拒絶通知を出す。） 但し、申請又は優先日から 18 か月の公開期間がある。	36~60 か月
意匠	6~10 か月 知的財産庁によると平均期間は 6 か月とされている。	12~18 か月 意匠権の審査は方式審査に限られる。
商標	4~6 か月 知的財産庁によると平均期間は 3 か月とされているが、当該期間は争いのない商標権申請を念頭に置いたものと思われる。	12~18 か月

²⁶³ 別添の現地の法律事務所の弁護士に確認した情報による。

²⁶⁴ 別添の現地の法律事務所の弁護士に確認した情報による。

4. EU

関税

(1) 2020年度版不公正貿易報告書P.108に記載のある「(1)高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

高関税品目について、2020年版の不公正貿易報告書に記載されている品目の最高譲許税率は、貨物自動車は変化なし（最高22%）、履物類は変化なし（最高17%）、陶磁器は変化なし（最高12%）、ガラス製品は変化なし（最高11%）、乗用車は変化なし（最高10%）である²⁶⁵。また、実効税率は、2019年12月31日時点で、電気機器（最高14%、単純平均2.4%）、繊維（最高12%、単純平均6.6%）であり、2018年から変更はない²⁶⁶。なお、2020年のEUの現行の非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は3.9%で変更はない²⁶⁷。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2020年4月3日付“COMMISSION DECISION (EU) 2020/491 of 3 April 2020 -- on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 2146)”により輸入関税及び付加価値税の免除措置が取られた。措置の目的は、新型コロナウイルスの影響を受けている又はその危険にさらされている人に対し、国家機関等が承認した慈善団体等が無償で物資を配布したり、無償で利用できるようにすることである²⁶⁸。

変更された品目及び変更前後の関税率は各加盟国に委ねられており、その内容を2020年11月30日までに欧州委員会へ報告することになっている（2条）。当該措置の実施期間は、2020年1月30日から7月31日までである（3条）²⁶⁹。

²⁶⁵ WTOの「関税データベース」及びFedEx World Tariffの8704 - Motor vehicles for the transport of goods、64 - FOOTWEAR, GAITERS AND THE LIKE; PARTS OF SUCH ARTICLES、69 - CERAMIC PRODUCTS、70 - GLASS AND GLASSWARE、8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing carsの項目を確認。WTO「関税データベース」(<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)、FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>)（2020年12月12日確認）

²⁶⁶ WTOの“WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁及び同“WORLD TARIFF PROFILES 2019”88頁のElectrical machinery、Textilesの項目を確認。WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) 及び WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf)（2020年12月12日確認）

²⁶⁷ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) 及び WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020”90頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf)（2020年12月12日確認）

²⁶⁸ 1以上の加盟国の領土に影響を及ぼす災害の被災者への無償で物資を配布するため、国家機関等が承認した慈善団体等の財産を被災者への無償で提供するため、災害救援機関がその活動期間中の必要性を満たすために無償で流通させるため（Article 74 of Regulation (EC) No 1186/2009第2条第1項(a)及びArticle 51 of Directive 2009/132/EC第2条第1項(a)）に該当する。

²⁶⁹ EUR-Lexホームページ“COMMISSION DECISION (EU) 2020/491 of 3 April 2020 -- on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 2146)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D0491>)（2020年11月30日関税確認）

(1) EUに対する直接投資の審査制度を設立するためのEU規則について、その概要及び新たな動向等があれば調査・報告ください。

2019年3月19日制定の“REGULATION (EU) 2019/452 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 March 2019²⁷⁰”（対内直接投資審査規則）は、安全保障や公の秩序に影響を与える可能性のある外国からの直接投資について、加盟国が安全保障や公の秩序を理由にEUへの外国からの直接投資を審査するための枠組みと、安全保障や公の秩序に影響を与える可能性のある外国からの直接投資について、加盟国間、加盟国と欧州委員会との間で協力するための仕組みを確立するものである（規則第1条第1項）。同規則はまず加盟国に対して、外国投資の審査時に検討する要素を列挙している。審査対象となる分野・業種は、重要インフラ、人工知能（AI）、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティ、航空・宇宙、防衛、エネルギー貯蔵、量子・核技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどの重要技術及び個人情報を含む機微な情報へのアクセス等である（規則第4条第1項）。その他、考慮し得る要素として、当該投資が国営企業等第三国の政府により支配されているかといった点も挙げられている（規則第4条第2項）。

さらに同規則は、加盟国レベルで行われる投資スクリーニング制度の運用について、EU内の連携を強化する規定も設ける。規則によれば、ある加盟国が外国投資の審査を行う場合、その詳細を速やかに欧州委員会と他の加盟国に通知しなければならない（規則第6条第1項）。他の加盟国は当該投資が自国の安全保障や公の秩序にも影響を及ぼすと判断する場合、審査国にコメントを通知することができる（規則第6条第2項）。欧州委員会も同様に、当該投資が複数の加盟国に、あるいはEU全体の利益として進められているプログラムに影響を及ぼすと判断する場合、意見を送付することができる（規則第6条第3項、第8条）。審査国はこうしたコメントや意見について、十分な検討を行うべきとしている。

また、加盟国は、他の加盟国で計画され、又は完了した外国直接投資であって、当該加盟国で審査を受けていないものが、自国の安全保障若しくは公の秩序に影響を及ぼす可能性があると考えられる場合、又は当該外国直接投資に関連する関連情報を有する場合には、当該他の加盟国にコメントを提供することができる（規則第7条第1項）。

なお、EUは2020年3月25日に同規則に関するガイダンス²⁷¹を、同年10月9日に同規則に関するQ&A²⁷²を公開している。

（参考）JETRO：<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/10/9d4da3edbc8c7938.html>

規則には審査基準や協力体制などを明示

同規則はまず加盟国に対して、外国投資の審査時に検討すべき要素を例示する。審査対象とすべき分野・業種としては、重要インフラの他、重要技術や個人情報を含む機微な情報へのアクセスなどが列挙されている（同規則4条1項）。重要技術には人工知能（AI）、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティ、航空・宇宙、防衛、エネルギー貯蔵、量子・核技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなどが含まれる。

その他、検討すべき審査要素として、当該投資が国営企業など投資元国の政府により支配されているかといった点も挙げられている（4条2項）。

²⁷⁰ “REGULATION (EU) 2019/452 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 March 2019 - establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union -” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/452/oj>) （2020年12月13日閲覧）

²⁷¹ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION -- Guidance to the Member States concerning foreign direct investment and free movement of capital from third countries, and the protection of Europe’s strategic assets, ahead of the application of Regulation (EU) 2019/452 (FDI Screening Regulation)” (https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/march/tradoc_158676.pdf) （2020年12月13日確認）

²⁷² “MEMO - Frequently asked questions on Regulation (EU) 2019/452 establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union” (https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/june/tradoc_157945.pdf) （2020年12月13日確認）

さらに同規則は、加盟国レベルで行われる投資スクリーニング制度の運用について、EU内の連携を強化する規定も設ける。規則によれば、ある加盟国が外国投資の審査を行う場合、その詳細を速やかに欧州委員会と他の加盟国に通知しなければならない（6条1項）。他の加盟国は当該投資が自国の安全保障や公の秩序にも影響を及ぼすと判断する場合、審査国にコメント（comments）を通知することができる（6条2項）。欧州委員会も同様に、当該投資が複数の加盟国に、あるいはEU全体の利益として進められているプログラムに影響を及ぼすと判断する場合、意見（opinions）を送付することができる（6条3項、8条）。審査国はこうしたコメントや意見について、十分な検討を行うべきとしている。

またこうしたコメントや意見は、投資を受け入れる加盟国が審査をしていない外国投資（計画段階の投資や実行済みの投資）についても通知が可能だ（7条1項、2項）。

なお、EUは2020年10月9日に同規則に関するQ&Aを公開している。

（注）同規則は2019年4月10日に発効した。しかし全面適用の開始まで18カ月の期間が設けられ、その間に各加盟国と欧州委員会は規則の運用に向けた準備を進めていた（[2019年3月6日記事参照](#)）。

サービス貿易

（1）2020年版不公正貿易報告書P.111のオーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

欧州委員会は、2020年7月7日、改正された”DIRECTIVE (EU) 2018/1808 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 November 2018 -- amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities (AVMSD)²⁷³”の下、2つのガイドラインを採択した²⁷⁴。1つ目のガイドラインは、動画共有プラットフォームサービスの定義に関する本質的な機能性の基準の実際の適用に関するガイドラインであり、各国当局が適用の際に(1) 視聴覚コンテンツとサービスの主要な経済活動との関係、(2) サービスで利用可能な視聴覚コンテンツの量的・質的関連性、(3) 視聴覚コンテンツの収益化、又は視聴覚コンテンツからの収益生成、(4) 視聴覚コンテンツの知名度や魅力を高めることを目的としたツールの利用可能性という4つの指標を考慮すべきと規定している²⁷⁵。2つ目のガイドラインは、AVMSD第13条(7)に基づき、(1) 第13条(1)に規定されたオンデマンド提供者のカタログにおける欧州著作物のシェアの算出、(2) 第13条(6)に規定する除外事項における低視聴率・低売上高の定義を定めている²⁷⁶。

²⁷³ ”DIRECTIVE (EU) 2018/1808 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 November 2018 -- amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities (AVMSD)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/1808/oj>) （2020年12月13日確認）

²⁷⁴ 欧州委員会ホームページ (https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/audiovisual-media-services-directive-avmsd_, https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_1208) （2020年12月13日確認）

²⁷⁵ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION -- Guidelines on the practical application of the essential functionality criterion of the definition of a ‘video-sharing platform service’ under the Audiovisual Media Services Directive (2020/C 223/02)” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2020.223.01.0003.01.ENG&toc=OJ:C:2020:223:TOC) （2021年1月12日確認）

²⁷⁶ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION -- Guidelines pursuant to Article 13(7) of the Audiovisual Media Services Directive on the calculation of the share of European works in on-demand catalogues and on the definition of low audience and low turnover (2020/C 223/03)” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2020.223.01.0010.01.ENG&toc=OJ:C:2020:223:TOC) （2021年1月12日確認）

(1) スペアパーツの議論を巡っては、ドイツにおいては、修理条項が導入された改正意匠法案が本年10月に連邦参議院を通過し、近々大統領の署名が行われる予定であるうえ、フランスにおいても、著作権法及び意匠法において、スペアパーツの排他権を限定する例外規定が導入される検討がなされる(2020年3月時点では本改正案は廃案)等、EUの主要国において動きが見られるところ、EU並びに主要国の法制度や主要判例の動向についてご調査ください。

ア ドイツにおける2020年意匠法改正

ドイツの意匠法においては、従来修理条項が導入されていなかったが、2020年10月9日に成立した「公正な競争を強化するための法律」²⁷⁷では、意匠法に修理条項を追加するための改正がなされている。

すなわち、「公正な競争を強化するための法律」による改正後の意匠法第40a条では、複合製品の本来の外観を回復させるように修理することを可能とすることを目的として、当該複合製品の構成部品として利用される意匠については、意匠権の保護が及ばないことを規定する条項が新設されている。但し、同条は、フェンダーやボンネットなど、本来の形状により外観が決定付けられるスペアパーツ(shape-bound spare parts)にのみ適用されることとなっている。そのため、リムのような自由に交換可能な付属品は同条の適用対象外とされており、依然として意匠権による保護対象となる。この点は、リムも「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則(Council Regulation (EC) No 6/2002)」第110条の適用対象になると判断した、欧州司法裁判所の2017年判決²⁷⁸やドイツ連邦最高裁判所の2018年判決²⁷⁹と食い違うこととなる。また、改正意匠法第40a条による修理条項は、意匠権の保護が2020年1月1日以前に主張・申請された意匠については適用されないこととなっている²⁸⁰。

イ フランスにおける意匠法改正案

フランスにおいては、修理条項は導入されておらず、2019年にパリ控訴院とコルマル控訴院でそれぞれ下された判決においても、自動車のスペアパーツについてのフランス意匠法上の意匠権者は修理条項による制限を受けないと判断されている²⁸¹。フランスの議会においては、修理条項を導入するための法律案が何度か議論されたが、いずれも成立には至っていない。最近の法律案として、モビリティ指針法²⁸²第110条があるが、同条については、2019年12月20日に、フランスの憲法評議会(French Constitutional Council)から手続上の違憲性があるという決定が下され、改正案が廃案となった。但し、今後手続面を是正して改正法が再度提案される可能性もある²⁸³。

²⁷⁷ Bundesanzeiger Verlag "Gesetz zur Stärkung des fairen Wettbewerbs"

(https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start_xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&jumpTo=bgbl120s2568.pdf#_bgbl_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl120s2568.pdf%27%5D_1609593290665) (2021年1月5日確認)

²⁷⁸ InfoCuria "Case C-397/16 and C-435/16"

(<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=198042&pageIndex=0&doclang=EN&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=380206>)

²⁷⁹ BUNDESGERICHTSHOF "I ZR 226/14" (<https://juris.bundesgerichtshof.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bgh&Art=en&Datum=2018-7-26&nr=89360&pos=6&anz=11&Blank=1.pdf>)

²⁸⁰ Patent- und Rechtsanwaltskanzlei Meyer-Dulheuer MD Legal Patentanwälte PartG mbB "Update DesignG: German repair clause becomes law" (<https://legal-patent.com/design-law-en/update-designg-german-repair-clause-becomes-law/>) (2021年1月5日確認)

²⁸¹ Cour d'appel de Paris, docket No. 17/18729, Volkswagen AG v Jumasa Parts SI, Spact SARL and Depo Auto Parts Industrial Co. Ltd; Cour d'appel de Colmar, docket No. 16/04036, Dr. Ing. HCF Porsche AG v Ultragroup SARL and Acacia Srl

²⁸² the Loi d'Orientation des Mobilités

²⁸³ The Chartered Institute of Trade Mark Attorneys "EU designs update(20th Jul 2020)" (<https://www.citma.org.uk/resources/eu-designs-update.html>) (2021年1月24日確認)

ウ 欧州委員会による作業文書

欧州委員会は、EUにおける意匠法制について法律・経済の両面からアセスメントを行った上で、2020年11月6日に作業文書を発表しており、スペアパーツについては作業文書の64-69頁で言及されている²⁸⁴。

作業文書は、スペアパーツに関する各国法制が下表のとおり統一されておらず、欧州単一市場が実現されていないため、①独立系の修理用スペアパーツ製造業者（特に中小事業者）の競争力に悪影響を与え、公正で効果的な競争が害されている、②消費者にとっての選択肢の減少と製品価格の上昇をもたらしている、③製品の修理可能性に悪影響を与え、循環型経済の形成・発展を阻害する、④税関での知的財産侵害品の差止等において、製品が侵害品であるかの検討が困難になる、といった問題が生じていると指摘している。作業文書は、「意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98/71/EC）」や「共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則（Council Regulation (EC) No 6/2002）」の定める経過措置ではこのような状況を克服するためには不十分であるとして、法制度の調和を図るべきであると指摘している。

修理条項導入済み	修理条項未導入	保護期間の短縮化	その他
ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペイン、ドイツ ²⁸⁵	オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア	デンマーク、スウェーデン （両国において、保護期間が15年間となっている。）	ギリシャ （5年間の保護期間と報酬請求権を含む修理条項となっている。但し、自動車製造業者と部品販売業者の合意が形成されていないため、報酬請求制度は実際には運用されていない。）

欧州委員会は、作業文書に基づき、スペアパーツに関するEU域内の意匠法制の調和の促進等を内容とするイニシアチブの採択を提案している。当該イニシアチブは、2020年11月24日から2021年1月12日までのフィードバック期間、2021年第1四半期に予定されているパブリックコンサルテーション期間を経て、2021年第4四半期に採択されることが計画されている²⁸⁶。

²⁸⁴ 欧州委員会” COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT EVALUATION of EU legislation on design protection{SWD(2020) 265 final}” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020SC0264&rid=3>) (2021年1月5日確認)

²⁸⁵ 前述のとおり、ドイツでは修理条項を導入する2020年意匠法改正が成立した。

²⁸⁶ 欧州委員会” Intellectual property – review of EU rules on industrial design (Design Directive)” (<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12609-Review-of-the-Designs-Directive>) (2021年1月4日確認)

5. 韓国

関税

(1) 2020 年度版不公正貿易報告書 P.115 に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 措置の概要

2019 年の非農産品の単純平均譲許税率は 9.8% であり、2018 年から変更はない。非農産品について、譲許率は 94.1%、平均実行関税率は 6.7% で、いずれも 2018 年から大きな変更はない²⁸⁷。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、織物（最高 51.7%）、衣類（最高 35%）、魚及びその加工製品（最高 32%）等、譲許税率の高い品目が存在する²⁸⁸。

2. 懸念点

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

3. 最近の動き

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2020 年 7 月時点で約 90% の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。韓国については、2016 年 12 月から関税撤廃を開始した。例えば、韓国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド（30%）、無線操作制御機器（20%）、マイクロホン（16%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019 年 12 月 1 日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

以下の措置は現在、撤廃されている。

(韓国) Temporary elimination of import tariffs on surgical and sanitary masks and melt blown filters (HS 6307.90.90; 5603.12.10; 5603.12.90; 5603.92.00), due to the COVID-19 pandemic COVID-19 パンデミックに伴う手術用・衛生用マスク及びメルトブロー（不織布）フィルター	WTO document G/MA/W/147, 14 April 2020	Effective 18 March 2020 to 30 June 2020 2020 年 3 月 18 日から 2020 年 6 月 30 日まで実施
---	---	--

²⁸⁷ WTO “Tariff Profiles 2019” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf) 及び WTO “Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)

²⁸⁸ <https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>（2020 年 12 月 11 日確認）

(HS 6307.90.90.90、5603.12.10、5603.12.90、5603.92.00) の輸入関税を一時的に撤廃した。		
---	--	--

6. 台湾

関税

(1) 2020 年度版不公正貿易報告書 P.119 に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 措置の概要

台湾は加盟時に 100% 譲許しており、現行の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は 6.9% である²⁸⁹。非農産品については 5.0% であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大 25%）、普通・小型乗用車（最大 17.5%）、特殊用途自動車（最大 30%）等の高関税品目が存在する²⁹⁰。

なお、台湾は 2002 年 11 月の WTO 加盟時、自動車については関税割当制度（第 II 部第 5 章関税 1 (1) ②参照）によることとなっていたが、2011 年に当該制度が撤廃された。

2. 懸念点

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO 協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

3. 最近の動き

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始、2019 年 7 月時点は約 90% の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。台湾については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、台湾が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、スウィッチ類（12.5%）、テレビ受信機器（10%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2021 年に完全に撤廃されることになる。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019 年 12 月 1 日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

台湾行政院は 2 月 27 日付けで、新型コロナウイルスの防疫対策のため、関税法 71 条に基づき、薬用アルコール原料の関税率を 20% から 10% に引き下げ、紡績材料製マスクの関税率を 7.5% から一時的に撤廃した²⁹¹。上記調整の期間は 2 月 27 日から 5 月 26 日までの 3 カ月間とされていた。5 月 26 日付けで、台湾行政院は薬用アルコール原料の関税率の調整を 3 カ月間延長し、8 月 26 日までとすることを承認した²⁹²。8 月 26 日、行政院は、薬用アルコール原料の関税率の調整を 3 カ月間延長し、11 月 26 日までとすることを承認した²⁹³。さらに、11 月 25 日付けで、薬用アルコール原料の関税率の調整は 2021 年 2 月 26 日までに延長することとされた²⁹⁴。

²⁸⁹ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)

²⁹⁰ 税則税率総合照会システム (<https://web.customs.gov.tw/>)

²⁹¹ https://web.customs.gov.tw/News_Content.aspx?n=F55943A3BAA86A6A&sms=1095B63D0846032B&s=193CFD7916D99433

²⁹² https://web.customs.gov.tw/News_Content.aspx?n=F55943A3BAA86A6A&sms=1095B63D0846032B&s=56C9C29AFA06D8C5

²⁹³ https://web.customs.gov.tw/News_Content.aspx?n=F55943A3BAA86A6A&sms=1095B63D0846032B&s=FE88D07B8847721F

²⁹⁴ https://web.customs.gov.tw/News_Content.aspx?n=F55943A3BAA86A6A&sms=1095B63D0846032B&s=58D97F0C3539ACAF

7. 豪州

関税

(1) 2020年度版不公正貿易報告書 P.121に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

2019年の非農産品単純平均譲許税率は10.7%で、2018年から変更はない。非農産品について、2019年の譲許率は96.7%で2018年から変更はない。一方、非農産品の平均実行関税率は2.6%で、2018年から0.1%引き下げられた²⁹⁵。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、アパレル製品（最高55%を維持）、エンジン類（最高50%を維持）、電気機器（最高45%を維持）、乗用車（最高40%を維持）となっているが、2018年と同様、全ての品目において実行関税率は5%以下である²⁹⁶。

「最近の動き」について、ITA拡大交渉における変更はない²⁹⁷。一方、日豪EPAに関して、オーストラリア外務省（DFAT）は、2020年6月、TPP11²⁹⁸及び同年11月15日に署名された包括的経済連携²⁹⁹を踏まえて、日豪EPAに基づく貿易実績のレビュー及び日本との再交渉に向けた作業を開始したと公表した³⁰⁰。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2020年5月1日、オーストラリア国境警備隊（ABF）は、1995年関税定率法³⁰¹別表4第57号に基づき、COVID-19対策に必要な物品の輸入を容易にする目的で、所定の衛生・医療品に対する関税を一時的に免除すると発表した³⁰²。

上記措置により、フェイスマスク、手袋、ガウン／衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹸、COVID-19検査キット及び試薬、並びにウイルス輸送媒体等の実行関税率は最大5%から0%に引き下げられた。この措置は、2020年2月1日から2020年7月31日まで実施される予定だったが、2020年12月31日まで延長され、さらに2021年6月30日まで再延長された³⁰³。なお、2020年2月1日以降に輸入された対象品に関して支払われた関税は返金される。

²⁹⁵ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)

²⁹⁶ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)（2021年1月20日確認）

²⁹⁷ DFAT “Information Technology Agreement” (<https://www.dfat.gov.au/trade/organisations/wto/Pages/information-technology-agreement>)（2021年1月20日確認）

²⁹⁸ Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP

²⁹⁹ Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP

³⁰⁰ DFAT “JAEPA news” (<https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/jaepa/news/Pages/jaepa-news>)（2021年1月20日確認）

³⁰¹ Customs Tariff Act 1995

³⁰² ABF “Australian Customs Notice No. 2020/20” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-20.pdf>)

³⁰³ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/30” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-30.pdf>)

及びABF “Australian Customs Notice No. 2020/53” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-53.pdf>)

8. カナダ

関税

(1) 2020 年度版不公正貿易報告書 P.125-126 に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

2019年の非農産品単純平均譲許税率は5.1%で、2018年から変更はない。非農産品について、2019年の譲許率は99.7%で、2018年から0.1%引き上げられた。一方、非農産品の平均実行関税率は2.1%で、2018年から変更はない³⁰⁴。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、履物（最高20%を維持）、アパレル製品（最高18%を維持）、鞆類（最高18%を維持）、ほうき・ブラシ類（最高15.7%を維持）、パラシュート（最高15.7%を維持）、プレハブ建物（最高15.7%を維持）、船舶（最高15.7%を維持）、毛織物（最高14%を維持）、鉄道関連製品（最高11.3%を維持）、刃物類（最高11.3%を維持）などがある。ただし、船舶の一部は非譲許品目で、最高実行税率は25%と2018年から変更はない³⁰⁵。

「最近の動き」については、2020年版不公正貿易報告書の記載から変更はない。

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後（2019 年 12 月 1 日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

1. 病院等による輸入に対する関税免除措置

2020年3月16日、カナダ国境サービス庁（CBSA）は、緊急物資免税令³⁰⁶第2条に基づき、同日よりさらに通知があるまでの間、COVID-19への対応を支援する目的で、公衆衛生機関、病院、並びに第一次対応機関（例：警察、消防、及び医療対応チームを含む地方の民間防衛グループ）等によって、又はその代理人によって輸入される緊急物資（疫病・災害等に対応するための物資をいう。）に対する関税等を一時的に免除した。また、2020年4月6日より、高齢者向け住宅、老人ホーム、シェルターなどの公的又は民間の介護用住宅施設によって、又はその代理人によって輸入される緊急物資についても、関税等を一時的に免除した³⁰⁷。

この免税措置は、COVID-19対策として必要である限り継続する予定である³⁰⁸。

2. 医療用品の輸入に対する関税免除措置

2020年5月5日、CSBAは、特定物資免税令³⁰⁹第1条に基づき、COVID-19への対応を支援する目的で、個人用防護具（PPE）を含む一定の医療用品の輸入に対する関税を一時的に免除した³¹⁰。

この免税措置は、企業、流通業者、個人のカナダ人を含む、対象品の全ての輸入者が対象となる。

³⁰⁴ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)

³⁰⁵ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2021年1月20日確認）

³⁰⁶ Goods for Emergency Use Remission Order (C.R.C., c. 768)

³⁰⁷ CBSA “Customs Notice 20-08, Imported Goods for Emergency Use in Response to COVID-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-08-eng.html>) （2021年1月20日確認）

³⁰⁸ Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>) （2021年1月20日確認）

³⁰⁹ Certain Goods Remission Order (COVID-19) (SOR/2020-101)

³¹⁰ Minister of Justice “CONSOLIDATION Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/SOR-2020-101.pdf>)、Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>)、及びCBSA “Certain Goods Remission Order (COVID-19) Customs Notice 20-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-19-eng.html>) （2021年1月20日確認）

免税対象となる主な製品には、診断検査キット、顔と目の保護具、手袋、防護服、消毒・殺菌用品、医療機器、体温計、ワイプ、医療用消耗品、その他の製品（石鹸等）が含まれる。上記免税対象は、COVID-19に対応するために重要であると世界保健機関（WHO）及び世界税関機構（WCO）が共同で特定した医療用品及びPPEのリスト、並びにCSBAによる関連分類ガイダンスに基づく³¹¹。この免税措置は、COVID-19対策として必要である限り継続する予定である³¹²。

³¹¹ Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>) （2021年1月20日確認）

³¹² Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>) （2021年1月20日確認）

9. ロシア

関税

（１）2020年度版不公正貿易報告書P.123に記載のある「(1)高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、ユーラシア関税同盟の最近の動きについて調査ください。

2019年のロシアの非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は7.1%、平均実行税率は6.1%で、前年度報告書から変更はない³¹³。

高関税品目としては、乗用車の最高譲許税率は15%から20%へと変更になっている。衣料品の最高譲許税率は15%から17.5%へと変更になっている。家具の最高譲許税率は17.5%のまま変化がない。玩具の最高譲許税率は15%と変わらない。ゴム製品も最高譲許税率15%と変化がない³¹⁴。

アルメニア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・ロシア・ユーラシア経済連合（EAEU）の規制機関であるユーラシア経済委員会（ユーラシア関税同盟・EEC）は、2018年には、EAEU関税コードに関する条約の制定、モルドバ共和国にEAEUのオブザーバー国としての地位を与え、EAEUと中国の貿易・経済協力に関する協定の調印、EAEUとイランの自由貿易圏の創設に向けた中間協定の調印を行った。2019年には、EAEU条約の5周年、労働者の年金給付に関する協定書の締結、EAEUとシンガポールの自由貿易協定締結、EAEUとセルビアの間で自由貿易協定に調印、EAEUと中国の貿易経済協力に関する協定の締結、EAEUとイランの自由貿易圏の創設につながる暫定協定の発効を行った³¹⁵。

³¹³ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2020” 156 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf) (2020年12月12日確認)

³¹⁴ WTOの「関税データベース」及びFedEx World Tariffの8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing cars、61 - ARTICLES OF APPAREL AND CLOTHING ACCESSORIES, KNITTED OR CROCHETED、62 - ARTICLES OF APPAREL AND CLOTHING ACCESSORIES, NOT KNITTED OR CROCHETED、94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name- plates and the like; prefabricated buildings、95 - TOYS, GAMES AND SPORTS REQUISITES; PARTS AND ACCESSORIES THEREOF、40 - RUBBER AND ARTICLES THEREOFの項目を確認。WTO「関税データベース」(<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)、FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>) (2020年12月12日確認)

³¹⁵ EAEUホームページ (<http://www.eaunion.org/?lang=en#about-history>) (2020年12月13日確認)

(2) 新型コロナウイルスの影響拡大後(2019年12月1日以降)、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的(ウイルス感染拡大防止のための措置(医療物資の免税等)、経済対策など)と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

新型コロナウイルスの影響拡大後(2020年1月1日以降)、その対策として実行関税率の変更措置は見受けられなかった³¹⁶。

サービス貿易

(1) プリインストール法について、施行状況や実際の規制内容・義務内容・また現地日本企業へ与える影響を調査いただきたい。

プリインストール法は、「プリインストールされたソフトウェアを使用した特定の種類のハイテク製品を販売する過程で、消費者は、プリインストールされたロシアのソフトウェアを使用した特定の種類のハイテク製品を使用する可能性を提供される」と規定している³¹⁷。

プリインストール法は、ロシアの開発者の利益を保護し、グローバルIT企業の市場力を制限してアプリケーション市場での競争を確保する目的で立案された。(i) スマートフォン及びタブレット、(ii) 据え置き型及びノートパソコン(ただし、タブレットを除く)及びオペレーティングシステムを搭載したシステムユニット、(iii) スマートテレビの3つのタイプのデバイスを生産し、ロシアに販売している日本企業を含む全ての企業は、2021年4月1日以降、消費者に販売する前に、当該デバイスの種類に必須であるとして政令に記載されている各クラスのロシア又はユーラシア経済連合の他の加盟国(アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン及びキルギスタン)の開発者のアプリケーションを確実にプリインストールすることが義務付けられている。企業(日本企業も含む)が、ロシア連邦の領土内で機器を供給及び/又は販売することを機器の生産者から許可された者である場合、当該企業にもアプリケーションのプリインストールが義務付けられている³¹⁸。また、規制対象となる製品の種類ごとにプリインストールされるべきソフトウェアの種類がリスト化されている³¹⁹。

規則案に基づきプリインストールするべきソフトウェアの種類一覧

番号	内蔵コンピュータソフトウェアの種類	スマートフォン	コンピュータ	テレビ
1.	検索エンジン/検索ブラウザ	○	○	-
2.	マッピングおよびナビゲーションソフトウェア	○	○	-
3.	ウイルス対策ソフト、ファイル・ネットワーク保護アンチウィルスプログラム機能付きソフト	○	○	-
4.	Eメール送受信ソフト	○	○	-
5.	電子政府インフラへのアクセスを可能にするソフトウェア	○	○	-
6.	インスタント・メッセージ・サービスを可能にするソフトウェア	○	○	-
7.	ソーシャルネットワークへのアクセスを可能にするソフトウェア	○	○	-

³¹⁶ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2019 TO MID-MAY 2020)” “及びJETROビジネス短信「『新型コロナ禍』に端を発する通関上の支障はなし(ロシア)」2020年10月1日

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/10/316a360902399b11.html>)

³¹⁷ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/Text/0001201912020057>

Hogan Lovells “Russia: Pre-installed Russian software: mandatory from 2021?” (<https://www.dataguidance.com/opinion/russia-pre-installed-russian-software-mandatory-2021>) 参照。

³¹⁸ ALRUD法律事務所への照会結果

³¹⁹ <https://regulation.gov.ru/projects#npa=98494>.

番号	内蔵コンピュータソフトウェアの種類	スマート フォン	コンピュ ータ	テレビ
8.	商品、作業、サービスの代金を支払うために国内決済手段を使用することを意図したソフトウェア。	○	-	-
9.	AV サービスソフトウェア	○	○	○
10.	ロシア国内の強制的な公共テレビおよび/またはラジオチャンネルを無料で閲覧できるソフトウェア	○	○	○
11.	クラウドデータストレージサービスへのアクセスを可能にするソフトウェア	○	○	-
12.	ニュース・アグリゲーター・ソフトウェア	○	○	○
13.	音声アシスタントソフトウェア	○	-	-
14.	オフィスソフトウェア	-	○	-

プリインストール法は、以下の大原則に基づいている。

- ・消費者が無料で使用でき、デバイスの生産者、デバイスの生産者や開発者から認可を受けた者に追加料金がかからないこと。
- ・プリインストールされたアプリケーションの安定性、すなわちデバイスのアップデート時、メンテナンス時及びデバイスを工場出荷時の設定に戻す際に削除されないこと。
- ・消費者がプリインストールされているソフトウェアを使用するための条件が、デバイスの製造者やオペレーティングシステムの著作権者が開発したソフトウェアの条件と同等以上であること³²⁰。

同法は、当初は2020年7月1日に施行される予定だったが、新型コロナウイルスに関連し、施行日が2021年4月1日に延期された。詳細な規制内容に関しては、現在、連邦独占禁止局（FAS）により準備されているところあり、近日中に政府によって採択される予定である³²¹。なお、行政犯罪法典の改正草案によれば、プリインストール法に違反した場合、法人には最大20万ルーブル（約2,750米ドル）、企業の役員には最大5万ルーブル（約685米ドル）の罰金（行政罰）が科される可能性があるが、まだ罰金額は確定していない。

現地日本企業に対しても、上記法令を遵守するコスト及び違反時に罰金を受けるリスクが生じるが、現時点（2021年2月1日時点）においては具体的な取引行為の悪影響は特段報告されていない³²²。

³²⁰ ALRUD法律事務所への照会結果

³²¹ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/Text/0001201912020057>

Hogan Lovells “Russia: Pre-installed Russian software: mandatory from 2021?” (<https://www.dataguidance.com/opinion/russia-pre-installed-russian-software-mandatory-2021>) 参照。

³²² ALRUD法律事務所への照会結果。なお、JETRO記事「ロシア製ソフトウェアのプリインストールに関する新法、関係国が反発（カザフスタン、ロシア、キルギス、ベラルーシ）2020年1月27日」においても、特段の懸念が生じることまでは記載されていない（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/01/e8e4363cc471b7d3.html>）。

10. インド

関税

（１）2020年度版不公正貿易報告書P.127に記載のある「(1)高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。変更がない場合もその旨を報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。なお、日インド包括的経済連携協定（CEPA）の発効（2011年8月1日）に伴う市場アクセスの改善の進捗についても教示ください。

非農産品の単純平均譲許税率は36.0%（2019年）で変更はない。非農産品の譲許率は70.1%と2019年度からの変更はない³²³。高関税品目について、最高譲許税率は、油糧種子及び油脂が300%、飲料及びタバコが150%、並びに、穀物及び調製品が150%のまま維持されている。また、最高実行税率についても、油糧種子及び油脂が100%、飲料及びタバコが150%、並びに、穀物及び調製品が150%のまま維持されている³²⁴。

最近の動きとして、日本・インド経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and the Republic of India）に伴う市場アクセスの改善の進捗について、2020年8月21日付けで、インド政府が、日本・インド経済連携協定に関する原産地証明に係る新たなルールとして、貿易協定に基づく原産地規則に関する関税規則（Customs（Administration of Rules of Origin under the Trade Agreements）Rules, 2020。以下「CAROTAR2020」という。）を制定し、同年9月21日から適用する旨の通達を発出した³²⁵。インド政府は、自由貿易協定（FTA）締結国を介した迂回輸入による特惠関税の不正利用が横行している現状を踏まえ、2020年2月に公表した予算案の中で、関税法を改正し、原産地証明の手続を強化する方針を打ち出しており、CAROTAR2020はこのような背景に基づき制定されたものである。従前、インドの税関職員には、輸入者に対して、原産地証明書が提出された場合に追加情報を求める権限がなく、原産地基準を満たしていないと信ずる理由がある場合にも特惠関税の適用を否認することができなかった。そこで、CAROTAR2020により税関職員の権限が大幅に強化された。具体的には、税関職員は、輸入者が関連情報の保管を義務付けられる5年間に於いて、原産地証明書に関する追加情報の開示を請求することが可能となり、また、原産地証明の内容に不備がある場合には、特惠税率の適用を否認することが可能となった。さらに、税関職員は、輸入者が期限内に必要な情報を提供できなかった場合や、輸入品の原産性に疑いが残る場合は、特惠税率による輸入の停止及び輸出国の当局に対して検認を要請することができることとなった³²⁶。

³²³ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)（2021年1月21日確認）

³²⁴ WTO “World Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)（2021年1月21日確認）

³²⁵ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 81/2020 - Customs (N.T.)” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-nt2020/csnt81-2020revised.pdf?sessionid=166D0B84D997254C7169A5C9AE0AFBFB>)（2021年1月21日確認）

³²⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020 (CAROTAR, 2020)” (https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/CarotarBrochure_8thOct2020.pdf)（2021年1月21日確認）

（２）新型コロナウイルスの影響拡大後（2019年12月1日以降）、その対策として実行関税率の変更措置があったかどうか報告ください。措置があった場合には、措置の目的（ウイルス感染拡大防止のための措置（医療物資の免税等）、経済対策など）と変更された品目、変更前後の関税率、実施期間、根拠法も報告ください。

2020年4月9日から同年9月30日までの期間について、以下の輸入関税及びこれらの健康目的税を一時的に免除した³²⁷。

- (i) 人工呼吸又はその他の治療用呼吸装置（人工呼吸器）
- (ii) フェイスマスク及びサージカルマスク
- (iii) 個人用保護具
- (iv) 新型コロナウイルスの検査キット
- (v) 輸入者がCustoms (Import of Goods at Concessional Rate of Duty) Rules, 2012に定められた手続に従うことを条件に、上記(i)から(iv)の製造に要する原料

³²⁷ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2019 TO MID-MAY 2020)”
(https://www.wto.org/english/news_e/news20_e/report_trdev_jun20_e.pdf)（2021年1月21日確認）及びCentral Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 20/2020– Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs20-2020.pdf>)（2021年1月21日確認）

(3) P.127の「輸入品への特別追加関税の導入」に関し、「措置の概要」、「国際ルール上の問題点」、「最近の動き」において、内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、GST導入に伴い追加関税（CVD等）が廃止されたとの情報もあることから他の税との関係について調査・整理ください。

2017年7月1日の物品及びサービス税（GST）の導入以降、GST評議会会議が定期的開催されている。昨年報告以降、次の各GST評議会会議にて、複数品目の税率が変更された。

会議の名称	開催日	品目及び改正前税率	改正後税率
第38回 GST 評議会会議 328	2019年12月18日	商品包装用のポリエチレン又はポリプロピレン等の織布及び不織布製の袋又はバッグ 12%	18%
第39回 GST 評議会会議 329	2020年3月14日	携帯電話及び特定部品 手製マッチ その他のマッチ 12% 5% 18%	18% 12% 12%
第40回 GST 評議会会議 330	2020年6月12日	該当なし	該当なし
第41回 GST 評議会会議 331	2020年8月27日	該当なし	該当なし
第42回 GST 評議会会議	2020年10月5日	議事録の公開なし ³³²	同左

次の品目は、現在もGSTの対象外となっているため、引き続き、付加価値税（VAT）・中央販売税（CST）、相殺関税（CVD）、追加関税（ADC）・特別追加関税（SAD）が課される（2017年GST法（Integrated Goods and Services Tax Act, 2017）第5条第1項、第2項）³³³。

- 原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール
- 2021年2月1日、2021年度予算案において、特定輸入品又は特定物品に対して追加関税として、農業等の開発を目的として徴収される農業インフラ開発税（Agriculture Infrastructure and Development Cess : AIDC）の導入が公表された³³⁴。

³²⁸ Goods and Services Tax Council “Minutes of the 38th GST Council Meeting held on 18th December, 2019”
(<http://www.gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Signed%20Minutes%20-%2038th%20GST%20Council%20Meeting.pdf>) (2021年1月21日確認)

³²⁹ Goods and Services Tax Council “Minutes of the 39th GST Council Meeting held on 14th March, 2020”
(<http://www.gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Signed%20Minutes%2039th%20GSTCM.pdf>) (2021年1月21日確認)

³³⁰ Goods and Services Tax Council “40th GST Council Meeting held on 12th June, 2020 by Video Conferencing”
(<http://www.gstcouncil.gov.in/40th-gst-council-meeting>) (2021年1月21日確認)

³³¹ Goods and Services Tax Council “41st GST Council Meeting held on 27th August, 2020 by Video Conferencing”
(<http://www.gstcouncil.gov.in/41st-gst-council-meeting>) (2021年1月21日確認)

³³² Goods and Services Tax Council “42nd GST Council Meeting held on 5th October, 2020 by Video Conferencing”
(<http://www.gstcouncil.gov.in/42nd-gst-council-meeting>) (2021年1月21日確認)

³³³ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「関税制度（インド）」(https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html) (2021年1月21日確認)

³³⁴ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE”
(https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf) (2021年2月14日確認)

(4) P.129の「ICT製品に対する関税引上げ」に関し、「最近の動き」において、2019年5月以降に関税率が引き上げられた品目はないか、追加関税引上げ品目があった場合は、その通達番号、品目番号（HSコード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内か調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、GST導入やCVD廃止との関係が噂されていますが、現地報道など可能な範囲で調査ください。

2019年5月以降、主に以下の品目に対する関税が変更された³³⁵。

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率 (%)
全ての章 ³³⁶	携帯電話の製造に使用するパイプレーターモーター及び振鈴装置	10%	-
全ての章 ³³⁷	携帯電話の製造に使用するディスプレイアセンブリ	10%	-
全ての章 ³³⁸	携帯電話の製造に使用するタッチパネル及びカバーガラスアセンブリ	10%	-
8518 (85182100、85182200、85182900、及び85183000を除く) ³³⁹	携帯電話のマイク部品及びレシーバー部品を除く全ての製品	10%	-
85177010 ³⁴⁰	充電器等のプリント回路基板アセンブリ	15%	-
8518 ³⁴¹	HS85181000 に該当するマイクの製造に使用される以下の製品 (i)マイクカートリッジ (ii)マイクホルダー (iii)マイクグリル (iv)マイク本体	0%	-
8529 ³⁴²	HS8529 番の液晶ディスプレイ (LCD) 及び発光ダイオード (LED) TV パネルの製造に	0%	-

³³⁵ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 02/2019 – Customs” (<http://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2019/cs-tarr2019/cs02-2019.pdf>) (2021年1月21日確認)

³³⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 02/2020 – Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs02-2020.pdf>) (2021年1月21日確認)

³³⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 02/2020 – Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs02-2020.pdf>) (2021年1月21日確認)

³³⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 02/2020 – Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs02-2020.pdf>) (2021年1月21日確認)

³³⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 02/2020 – Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs02-2020.pdf>) (2021年1月21日確認)

³⁴⁰ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE” (https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf) (2021年2月26日確認)、GOVERNMENT OF INDIA MINISTRY OF FINANCE (Department of Revenue) “Notification No. 03/2021 – Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs03-2021.pdf>) (2021年2月26日確認)

Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 02/2020 – Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs02-2020.pdf>) (2021年1月21日確認)

³⁴¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 01/2020-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-tarr2020/cs01-2020.pdf>) (2021年1月21日確認)

³⁴² Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 30/2019-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2019/cs-tarr2019/cs30-2019.pdf>) (2021年1月21日確認)

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率 (%)
	使用するオープンセル（15.6 インチ以上のもの）		
8529 ³⁴³	HS8529 番の液晶ディスプレイ（LCD）及び発光ダイオード（LED）TV パネルのオープンセルの製造に使用する次の製品 (i) チップオンフィルム (ii) プリント回路基板アセンブリ (iii) セル（ガラス板/基板）。	0%	-

譲許税率については、WTOのデータベースにおいて譲許税率の記載が無い場合、譲許税率の範囲内であるかは不明である³⁴⁴。

日本政府は、インド政府によるICT製品の関税引上げに関して、インド政府に対し、2019年5月10日、WTO協定に基づく二国間協議を要請したが、協議による解決には至らなかったことから、2020年3月19日、WTO協定に基づきパネル（第1審）での審理を要請し、同年7月29日、紛争解決機関（DSB）会合において、パネルが設置された³⁴⁵。

また、2021年2月1日、2021年度予算案において、携帯電話部品及び携帯電話充電器部品の関税の引上げが公表された³⁴⁶。

³⁴³ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 30/2019-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2019/cs-tarr2019/cs30-2019.pdf>)（2021年1月21日確認）

³⁴⁴ WTO “Welcome to the Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)（2021年1月21日確認）

³⁴⁵ 経済産業省「インドによるICT製品の関税引上げ措置についてWTO協定に基づくパネルが設置されました」(<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200730006/20200730006.html>)（2021年1月21日確認）

³⁴⁶ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE ” (https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf)（2021年2月14日確認）

（１）インドのサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。（電子商取引政策案、非個人情報ガバナンス枠組み報告書等）

1. 個人情報保護法案（The Personal Data Protection Bill, 2019）の策定

インド政府設立の専門家委員会は2018年7月27日、電子情報技術省に最終報告書³⁴⁷と個人情報保護法案の原案³⁴⁸を提出した。その後、電子情報技術省内での1年以上にわたる検討を経て、2019年12月、同省大臣から同法案（以下「2019年法案」という。）が国会に提出された³⁴⁹。2019年法案の概要は以下のとおりである。なお、同法案は、現在、インド連邦議会に提出され審議が行われており、まもなく可決される見込みであるとの現地報道もあるものの³⁵⁰、施行時期については未定である。

(1) 適用主体

EUの一般データ保護規則（GDPR）と同様に域外適用され、インド国内に所在する法人・個人のみならず、インド国内に物理的な拠点を持たない企業であっても、インド国内で商品又はサービスを提供する全ての法人及び個人による個人情報³⁵¹の取扱いに適用される。

(2) 罰則

違反の種類に応じて、全世界売上高の2～4%又は5～15千万インドルピー（約7,000万円～2.1億円）の何れか高い方の罰金が予定されている³⁵²。罰則の内容に、現行法にはない「全世界売上高の2～4%」が加わったことから、違反時には極めて高額な罰金を支払う可能性が生じることとなった。

(3) 個人情報の取扱いが認められる場合の限定

個人情報の取扱いが認められる場合を一定の場合に限定している³⁵³。

(4) データ管理者（data fiduciary）の義務

データ管理者³⁵⁴が、データ主体の最善の利益に則して個人情報を取り扱うよう、一定の義務をデータ管理者に課している³⁵⁵。

(5) センシティブ個人情報³⁵⁶（sensitive personal information）に関する規制

センシティブ個人情報については、データ主体の同意を取得する際により明確な同意を取得する必要があることや、国外移転を行うためには一定の要件を満たす必要があるなど、より厳しい規制が設けられている。

³⁴⁷ Ministry of Electronics & Information Technology “A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians” (https://meity.gov.in/writereaddata/files/Data_Protection_Committee_Report-comp.pdf)（2021年1月21日確認）

³⁴⁸ Ministry of Electronics & Information Technology “THE PERSONAL DATA PROTECTION BILL, 2018” (https://meity.gov.in/writereaddata/files/Personal_Data_Protection_Bill%2C2018_0.pdf)（2021年1月21日確認）

³⁴⁹ PRS Legislative Research “THE PERSONAL DATA PROTECTION BILL, 2019” (https://www.prsindia.org/sites/default/files/bill_files/Personal%20Data%20Protection%20Bill%2C%202019.pdf)（2021年1月21日確認）

³⁵⁰ Deutsche Welle “India's personal data privacy law triggers surveillance fears” (<https://www.dw.com/en/indias-personal-data-privacy-law-triggers-surveillance-fears/a-55564949#:~:text=Laws%20in%20India%20regarding%20data,to%20privacy%20for%20every%20citizen.&text=The%20bill%20is%20likely%20to,become%20law%20by%20early%202021>)（2021年1月21日確認）

³⁵¹ 「個人情報」とは、自然人を識別可能な特徴又はかかる特徴の組み合わせにより、直接的又は間接的に当該自然人を識別可能な自然人に関する情報をいう。

³⁵² ただし、違反の内容によっては3年以下の懲役が科される場合もある。

³⁵³ 例として、（i）個人情報の取扱いの開始時にデータ主体の同意がある場合、（ii）当局・法令又は裁判所の命令を遵守するために必要な場合、（iii）データ主体が契約当事者となっている労働契約の履行のために必要となる場合などが定められている。

³⁵⁴ 単独又は共同で個人情報の利用目的及び取扱いの方法を決定する個人、政府組織、会社その他の主体をいう。

³⁵⁵ 例として、（i）特定され、明確で、適法な目的以外で個人情報を取り扱わないこと、（ii）取扱いの目的に必要な限度においてのみ個人情報を取得すること、（iii）取扱いの目的、取り扱う個人情報等の種類、取扱いの根拠等を、当該個人情報等の取得時にデータ主体に明確かつわかりやすい方法により速やかに通知することなどが定められている。

³⁵⁶ 「センシティブ個人情報」とは、個人情報に該当する情報のうち、金融情報、健康情報、公的識別番号、性生活、性的指向、生体情報、遺伝情報、性同一性障害、インターセックス、カースト・種族、宗教・政治的信条、その他政府が別途

(6) データ主体の権利の明示

GDPR と同様、データポータビリティ権や、データ削除権などの権利を明示しており、データ主体が自らの意向で自らの個人情報をコントロールできるよう定めている。

(7) データローカライゼーションに関する規制

センシティブ個人情報については、インド国内のサーバーでその写しを保管しなければならないとしており、さらに、政府が別途指定する重要個人情報（critical personal data）については、原則としてインド国内のサーバーでのみ処理することができるとしている。これは GDPR よりも厳しい規制といえ、クラウドで一括してデータを管理する企業等へのインパクトは大きい。

2. 電子商取引政策案（Draft National e-Commerce Policy）の策定

インドにおいては、2017年以降、WTOでの電子商取引交渉の開始や、国内市場における大型買収や外資の進出などを受け、プラブー商工大臣を中心とする政府のタスクフォースが電子商取引に関する政策文書を2018年にまとめた。その後政策文書の更なる精緻化を経て、2019年2月に「国家電子商取引政策案（Draft National e-Commerce Policy）」が公表された³⁵⁷。現時点で確定した政策は公表されていないが、2020年10月の現地報道によれば2020年末までに確定した文書が公表される見込みであるとのことであるが、本調査基準日においてまだ公表されていない³⁵⁸。

3. 消費者保護（Eコマース）規則2020（Consumer Protection（E-Commerce）Rules, 2020）の公表

2020年7月23日、インド中央政府は、消費者保護（Eコマース）規則2020（Consumer Protection（E-Commerce）Rules, 2020。以下「EC規則」という。）を公表し、同日施行した。EC規則は、EC取引における、詐欺、不公正な取引慣行を防止し、消費者の正当な権利と利益を保護するための指針であり、EC事業者の責任等について規定している。EC規則の概要は、以下のとおりである。

(1) 適用対象

EC 規則は、インド国内の消費者を対象とする全ての EC 取引に適用される。なお、EC 規則は、インド国外の事業者がインド国内の消費者に対して商品又はサービスを提供する場合にも原則的に適用されるため、日本に所在する企業にも適用され得る点に留意されたい。

(2) EC 事業者の主な義務

- ・ EC 事業者の名称・所在地・連絡先等の情報を表示すること
- ・ 不公正な取引を行わず、又は、行わせないこと
- ・ 適切な苦情処理手続を定め、また、苦情処理に関する責任者を選任すること
- ・ 輸入品を提供する場合、輸入元に関する情報を表示すること
- ・ EC 事業者による一方的な解約の場合、消費者に対してキャンセル料金を課してはならないこと
- ・ 商品又はサービスの購入に関する消費者の明示的な同意を記録すること
- ・ 消費者による返金の申し出があった場合、合理的な期間内に返金を行うこと 他

(3) 出品者の義務

- ・ 不公正な取引を行わないこと
- ・ 自らが出品した商品等について消費者であると偽って自ら評価しないこと
- ・ 商品の到着遅延、商品の瑕疵、誤った商品の配送、広告に記載された商品の性質と実際の商品の性質の不一致等を理由とする返品を拒否してはならないこと
- ・ EC 事業者と書面による契約を締結すること

指定する情報をいう。

³⁵⁷ Department for Promotion of Industry and Internal Trade PRS Legislative Research “Draft National e-Commerce Policy” (https://dipp.gov.in/sites/default/files/DraftNational_e-commerce_Policy_23February2019.pdf)（2021年1月21日確認）

³⁵⁸ FINANCIAL EXPRESS “Govt: E-commerce policy in ‘final stages’ of drafting; retail trade policy to benefit 65m small traders” (<https://www.financialexpress.com/industry/sme/govt-e-commerce-policy-in-final-stages-of-drafting-retail-trade-policy-to-benefit-65m-small-traders/2115990/>)（2021年1月21日確認）

- ・ 広告に記載された商品の性質と実際の商品の性質を一致させること
- ・ 商品や配送方法に関して適切な情報を EC サイト上にて表示すること
- 他

（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

1. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

(1) 産業財産権登録のための審査期間

平均的な所用期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所用期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である³⁵⁹。

知的財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	該当なし ³⁶⁰ （インドにおいて特許の付与のためには拒絶通知が必須であるため）	3~4 年
意匠	2~3 か月	8~12 か月
商標	6~8 か月	2 年

(2) 取締り件数の推移

取締り件数は公表されていない。

2020 年 7 月 30 日に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会（Authentication Solution Providers' Association）は、2019 年のインド国内における模倣品による被害額は 1 兆ルピー（約 1.4 兆円）以上であり、2018 年と比べて、24% 増加したとの報告書（The State of Counterfeiting In India – 2020）を公開している³⁶¹。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、消毒液、マスク、検査薬等の新型コロナウイルスに関連する製品の需要が高まったことに伴い、これらの模倣品が増加したとの現地報道がされている^{362 363}。各流通経路における、政府の対応は以下のとおりである。

ア 警察におけるレイドの実施による模倣品の押収

著名な製薬企業の商品ラベルを貼付し、実際には消毒効果がないにも関わらず、消毒効果があると宣伝されている消毒液の模倣品の地元市場への流通が増加した³⁶⁴。2020 年 3 月に入り、当局及び地元警察が市民より通報を受けて、消毒液の模倣品の製造業者の工場の閉鎖措置や、販売業者が保有する偽物の消毒液のレイドを実施した。レイドとは、地元市場における模倣品の販売を

³⁵⁹ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

³⁶⁰ 1970 年特許法第 11B 条

³⁶¹ Authentication Solution Providers' Association “The State of Counterfeiting in India Report 2020” (https://www.aspaglobal.com/pre_upload/nation/1596346415-aa5b4e96d33c56e98087d521a2ae56ad-202007-The-State-of-Counterfeiting-in-India.pdf)（2021 年 1 月 21 日確認）

³⁶² The Times of India “Fake Covid-19 products, including unapproved herbal products from India, available on Twitter, Instagram”(<https://timesofindia.indiatimes.com/india/fake-covid-19-products-including-unapproved-herbal-products-from-india-available-on-twitter-instagram/articleshow/77909210.cms>)（2021 年 1 月 26 日確認）

³⁶³ New18 “Overpriced N95 Face Masks That You Bought on Shopping Sites Could Be Fake” (<https://www.news18.com/news/tech/overpriced-n95-face-masks-that-you-bought-on-shopping-sites-could-be-fake-exclusive-2596551.html>)（2021 年 1 月 26 日確認）

³⁶⁴ The Tribune “Crackdown on fake sanitiser units”(<https://www.tribuneindia.com/news/crackdown-on-fake-sanitiser-units-53949>)（2021 年 1 月 26 日確認）

根絶させることを目的として、警察が、模倣品が販売されている疑いのある地元市場の店舗を一斉摘発し、模倣品の販売者の逮捕や模倣品の押収を行うものである。

イ 税関における模倣品取締りの強化

新型コロナウイルス関連の医薬品・検査キット、呼吸器、マスクなどの模倣品の輸入が増加した。現地報道によると、インドの税関当局は、これらの物品の輸入を防ぐための水際対策を積極的に行っている³⁶⁵。

(3) 民事・刑事・行政救済の内容

民事・刑事・行政の各救済方法は下表のとおりである。

救済類型	裁判所等
民事救済	各個別法に基づき損害賠償請求（懲罰的損害賠償制度あり）及び差止請求が可能である。
刑事救済	各個別法に基づき刑事罰が科される。 ● 特許権³⁶⁶ ● 商標³⁶⁷ ● 著作権³⁶⁸ ● 植物品種³⁶⁹ ● 地理的表示³⁷⁰
行政救済	没収、輸入差止等の措置が採られる。 ● 関税法³⁷¹（商標、著作権、意匠、地理的表示）

主要な知的財産権である特許、商標、意匠について、行政救済までに要する平均的な所用期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所用期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である³⁷²。

救済類型	特許	商標	意匠
民事救済	2～3 年	18 か月～2 年	18 か月～2 年
刑事救済	該当なし	レイド又は逮捕まで：被害届提出より 1 週間～10 日程度 刑事処分まで：3 年	該当なし
行政救済	該当なし	該当なし	該当なし

³⁶⁵ The Times of India “Customs sleuths on alert to prevent import of fake medicines”
(<https://timesofindia.indiatimes.com/city/hyderabad/customs-sleuths-on-alert-to-prevent-import-of-counterfeit-medicines/articleshow/74992185.cms>)（2021 年 1 月 26 日確認）

³⁶⁶ 1970 年特許法第 118 条～第 120 条

³⁶⁷ 1999 年商標法第 101 条～第 120 条

³⁶⁸ 1957 年著作権法第 63 条～第 70 条

³⁶⁹ 2001 年植物品種の保護及び農家の権利法第 71 条～第 77 条

³⁷⁰ 1999 年地理的表示（登録及び保護）法第 37 条～第 54 条

³⁷¹ 1962 年関税法第 11 条 2 項 n 号

³⁷² 別添の現地法律事務所提供資料を参照

また、税関当局による救済について、税関当局への申請により没収、輸入差止めなどの保護を受けることができる。かかる申請に対する決定は、法律上、申請を受領してから30日以内になされることが求められているが³⁷³、実際の救済にかかる平均的な所用期間は6～7か月程度である³⁷⁴。

³⁷³ Central Board of Indirect Taxes & Costoms “Intellectual Property Rules (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007第4条第1項”
(<https://www.cbic.gov.in/htdocs-cbec/customs/cs-act/formatted-htnls/ipr-enforcementrules>) (2021年1月21日確認)

³⁷⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

(2) 2020年版不公正貿易報告書 P. 139 の「医薬品等の特許保護」について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞における内容の変更・アップデート情報があれば報告ください。

2. 医薬品等の特許保護

ここで問題とされているのは、いわゆるエバーグリーニングを禁止する特許法第3条(d)と特許法の強制実施についてであるため、これらについて記載する。

(1) 特許法第3条(d)

昨年度の報告書からのアップデートは特にない。

(2) 強制実施

昨年度の報告書からのアップデートは特にない。なお、インド政府は、特に先進国との関係悪化を理由として、引続き強制実施に消極的な姿勢を見せている。

なお、2020年7月5日に、インド共産党（Communist Party of India）が、中央政府に対して、新型コロナウイルスの患者への治療薬の一つであるレムデシビルの特許権について、強制実施権を発動することを要請したとの報道もあり³⁷⁵、新型コロナウイルスの感染拡大以降、強制実施権の発動に関する議論が再燃している。

³⁷⁵ THE WEEK “Issue compulsory license to Indian manufacturers to produce generic Remdesivir CPI M to govt” (<https://www.theweek.in/wire-updates/national/2020/07/05/del56-left-virus-remdesivir.html>) (2021年1月21日確認)

1 1. ブラジル

知的財産

(1) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制について、特に、ライセンス契約のブラジル産業財産権庁への登録制度の改善に向けた動きとして、2017年7月に施行された登録審査の簡素化に関する規則 70/2017 号や、同月に公表された審査ガイドライン（決議第 199/2017 号）等のような、2017 年以降アップデートされた情報があれば報告ください。

ライセンス契約のブラジル産業財産権庁への登録制度は現在も存続している。2017 年 7 月に施行された登録審査の簡素化に関する規則 70/2017 号及び同月に公表された審査ガイドライン（決議第 199/2017 号）以降、ライセンス契約への規制について新たな動きは見られない³⁷⁶。

³⁷⁶ 例えば、ジェトロ・サンパウロ事務所が毎月発行している「ブラジル知的財産ニュース」においても、2017年8月以降、ライセンス契約の登録制度に関するアップデートに関する言及は特に見られない。
https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ip/news.html（2021年1月27日確認）また、別添のとおり、現地の法律事務所の弁護士からも登録制度に関するアップデートがないとの報告を受けている。

12. トルコ

関税

(1) 2020年版不公正貿易報告書 P. 146 の「トルコのゴム製タイヤに対する関税評価措置及び輸入追加関税措置」について、「措置の概要」、「国際ルール上の問題点」、「最近の動き」において、内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。またトルコは、2020年の4月18日以降、4月21日、5月11日、5月20日、6月28日の5回に分けて輸入関税率を譲許税率上限まで引き上げており、9月24日にはこれらの措置を2020年末まで延長すると発表しておりますが、これ以外に措置があるかどうか調査ください。またその WTO 整合性について見解を教示ください。

トルコ政府は、2016年5月にゴム製タイヤ2品目について課税評価単位を5ドル/kgと定めていたが、2017年4月11日付けでそれらの製品についての関税評価単位を5ドル/kgから4.5ドル/kgに引き下げることを発表している。

また、2020年の4月18日以降、4月21日、5月11日、5月20日、6月28日の5回に分けて輸入関税率を譲許税率上限まで引き上げており、9月24日にはこれらの措置を2020年末まで延長すると発表していた。しかし、これらの措置は、2020年12月30日付けで失効し、2021年1月1日付けで、新たな大統領決定が出され、ラジアルタイヤの関税率を15%に、二輪車用タイヤ及び自転車用タイヤの関税率を10%に引き下げ、その他の関税率は21.8%のままとすることとなった。

WTO 協定整合性に関して、まず GATT 第7条及び GATT 第7条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第1条第1項、第7条第2項(f)(g)違反に当たる可能性があるとの点について、上記のとおりトルコ政府は2017年4月11日付けで関税評価単位を改訂している。関税評価は、トルコ関税法第23条及び第24条により輸入品の販売価格をいうとされている。また、関税評価の考慮要素として、同法第43条乃至第45条は、以下の順によって決定できるとされている。(1) 販売価格方式、(2) 同一製品の販売価格方式、(3) 類似製品の販売価格方式、(4) 減額方式、(5) 算定価額方式、(6) 関税法の一定の規則に照らして価額を算定する方式。主な算定方法は販売価格方式であり、輸入品の販売価格を課税価格とする。ただし、関税規則第45条の規定により、販売価格方式においては、手数料、容器費及び従業員・包装材料費も販売価格に加算することとされている。

したがって、主要な関税価値決定方法である販売価格方式には、GATT 第7条及び第8条で要求される追加項目が全て含まれており、トルコの法制は WTO 協定に準拠しているといえる。

また、GATT 第2条に違反する可能性がある点については、本調査時点でトルコのタイヤ製品に適用される譲許税率は26.3%であるが、トルコ政府が本調査時点で適用している関税率は10%から21.8%の範囲であり、譲許関税率（26.3%）を超えておらず、同条に違反していない。

13. モンゴル

知的財産

(1) 2016年発効した日モンゴル EPA 第 12.14 条 1(a)によると、商標権・著作権侵害物品の輸入に関して税関当局に職権差止め権限を付与することとされています。この点、モンゴル関税法第 265 条 1 によれば、税関は知的財産権の権利者からの申立てに基づいて措置を講じることのみが規定されていますが、当該 EPA 上の義務に対応する他のモンゴル法規や法改正の有無・状況について調査ください。

モンゴル関税法第 262 条第 1 項、第 2 項に基づく下位規範である規則 No.248/41 第 4 条第 1 項第 3 号は、知的財産の権利者からの申立てがなかったとしても、知的財産権侵害物品であることが明らかである場合には、当該物品の輸入を税関当局が単独の裁量で差し止め、押収することができる旨定めている。この規定は、規則 No.248/41 が施行された 2009 年 6 月 18 日から存在しており、日モンゴル EPA を受けて新設・改正されたものではないが、税関当局に職権差止め権限を付与するものであり、日モンゴル EPA 第 12.14 条 1(a)の義務に対応する規定であるとみることができる。よって、モンゴル関税法及び関連規則は、日モンゴル EPA 第 12.14 条 1(a)と抵触するものではないと考えられる³⁷⁷。

³⁷⁷ 別添現地法律事務所提供資料を参照